

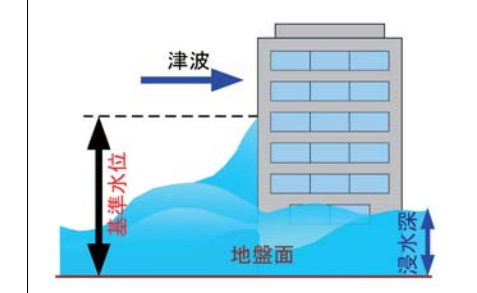
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

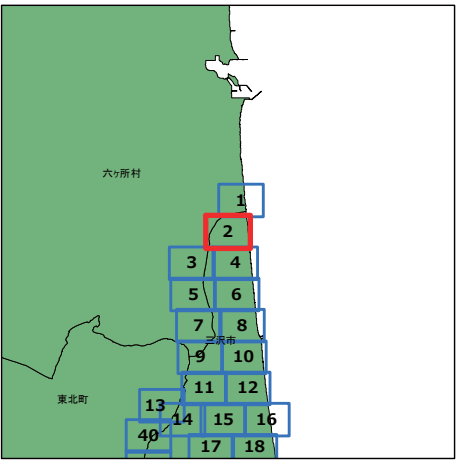
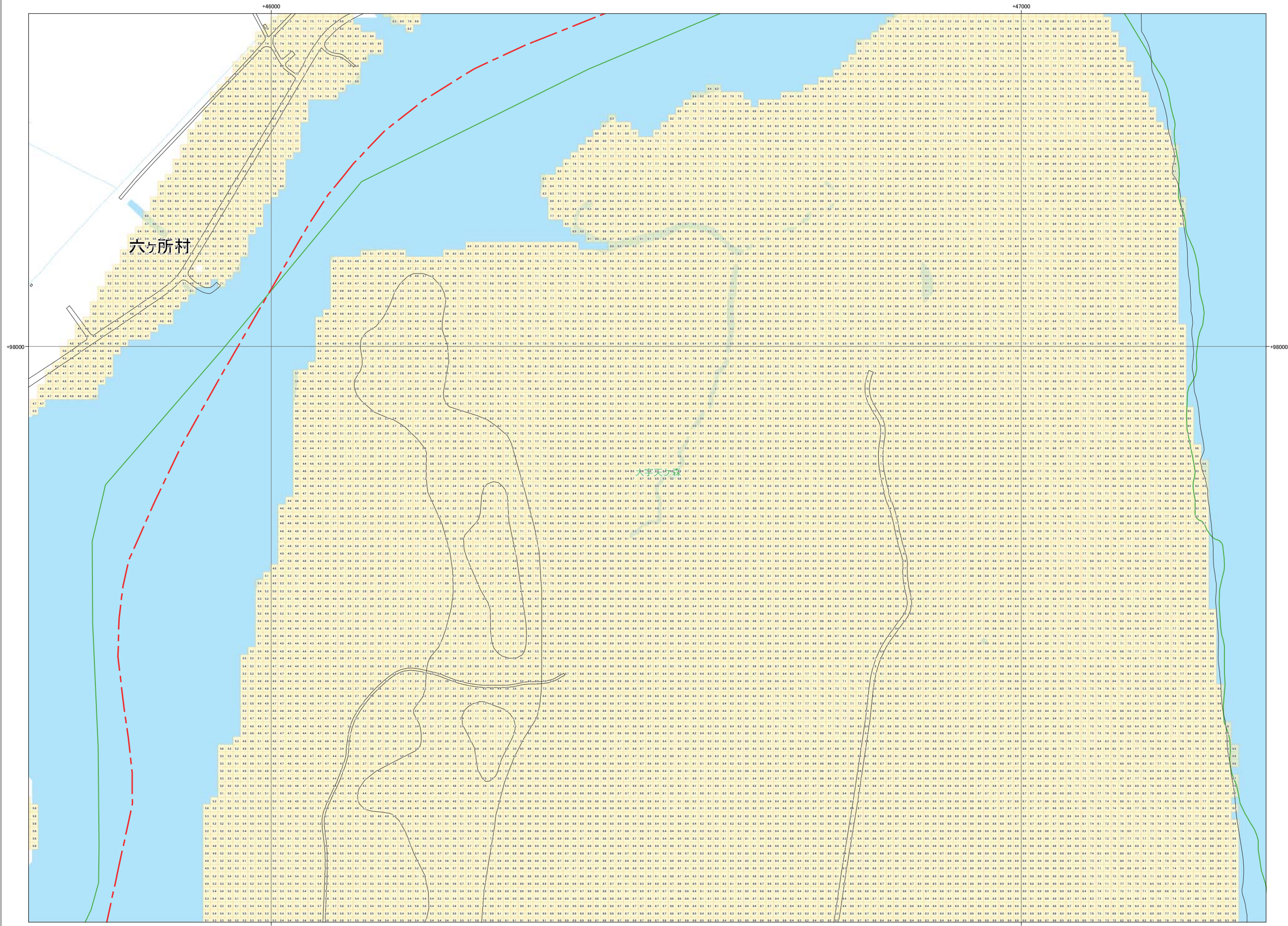
縮尺 1:2,500	三沢市	1 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



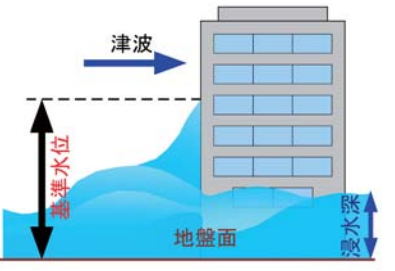
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

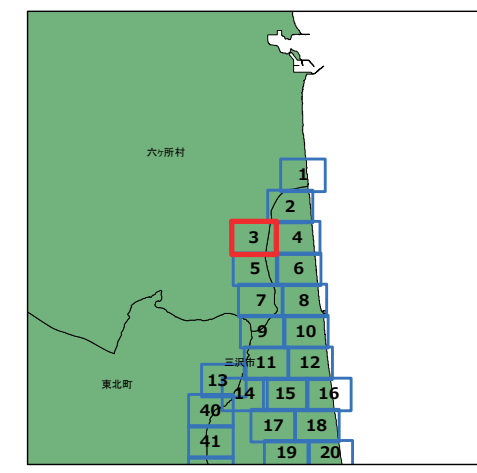
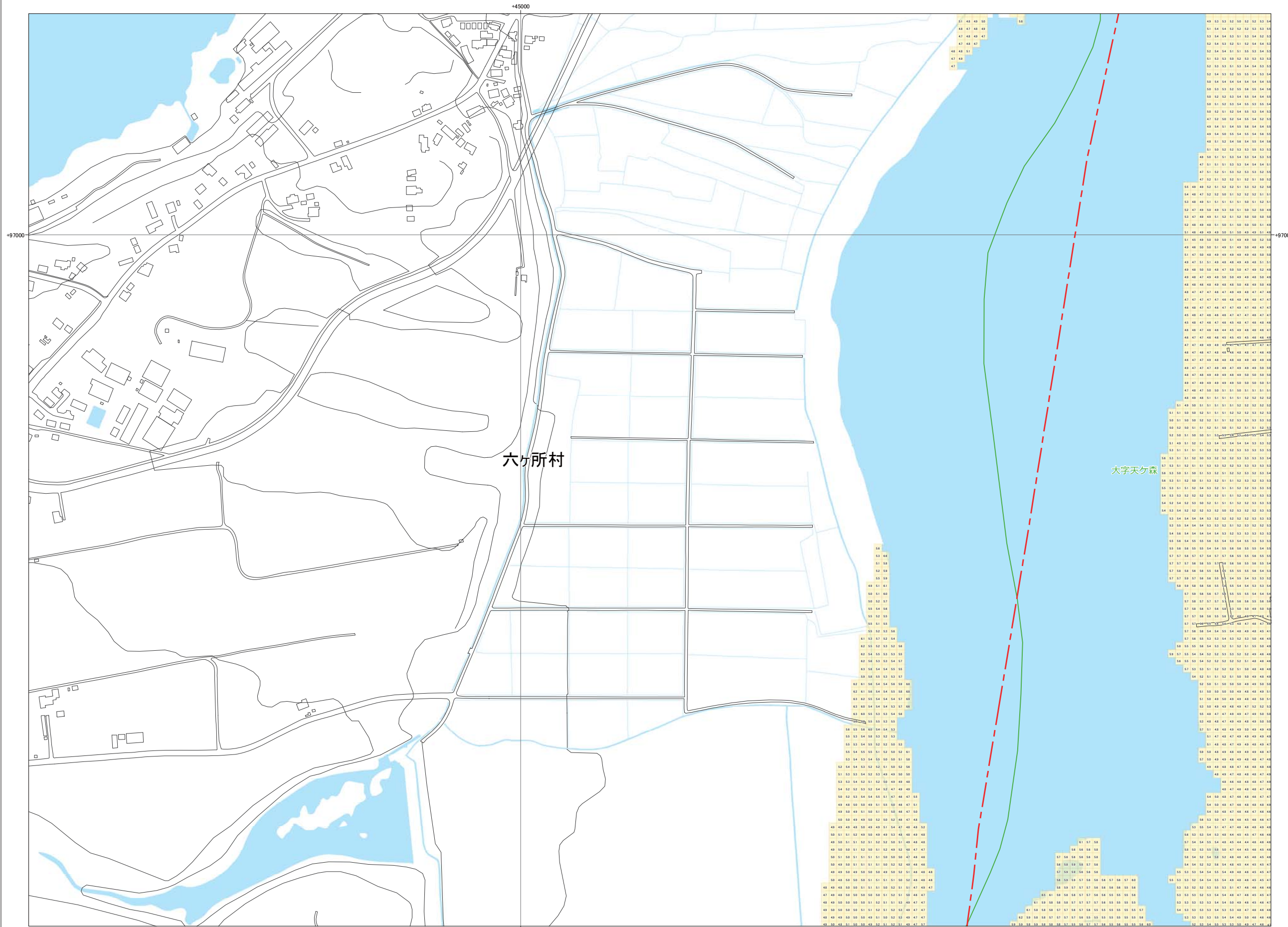
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	2 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)		市町村界	
※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。				



出典等

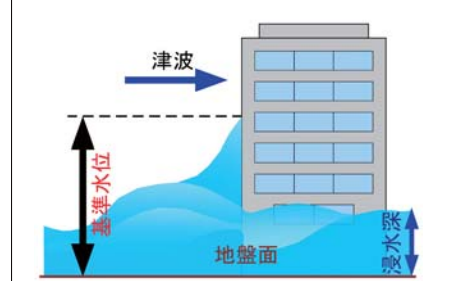
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
 （下図参照）



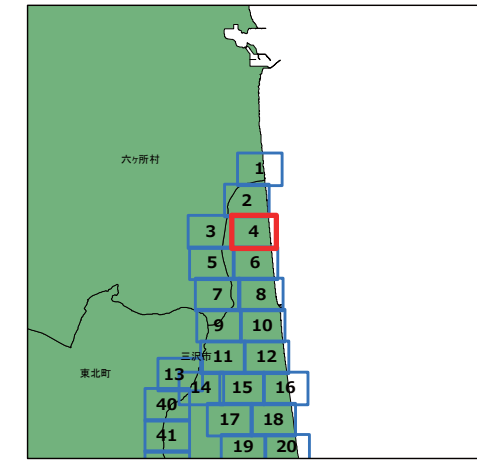
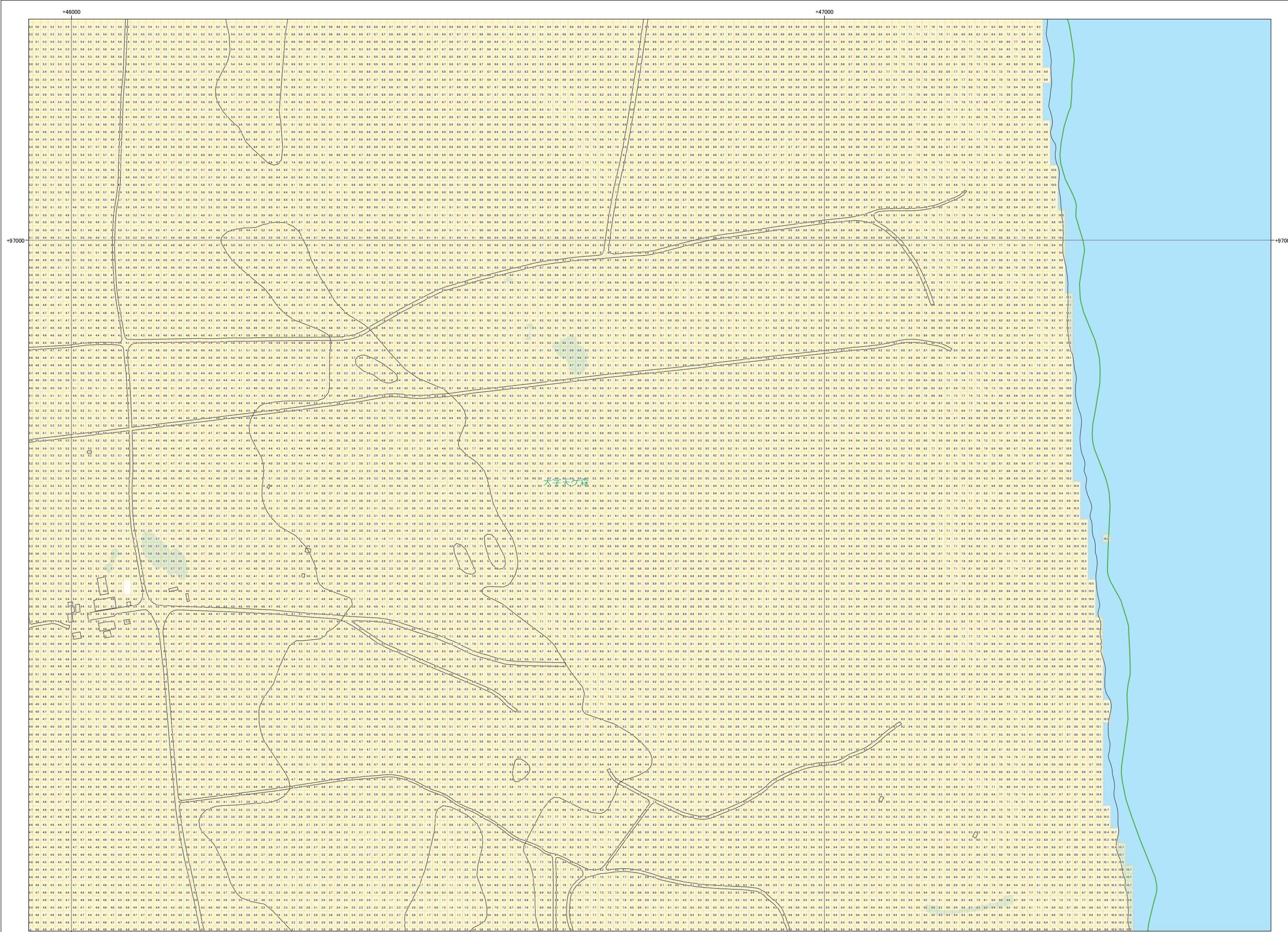
【地形（標高）データ】
 ○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
 ○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	3 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

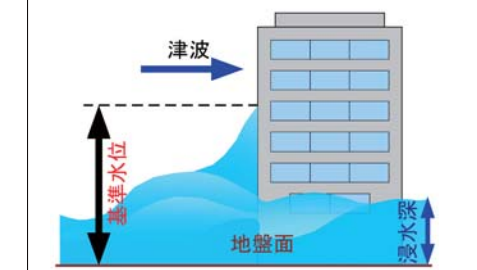
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

三沢市 4 / 51 町丁・字等境界

縮尺 1:2,500

津波災害警戒区域 (基準水位)

基準水位 (単位：メートル)

※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。

市町村界

0 50 100 200 300 m

出典等

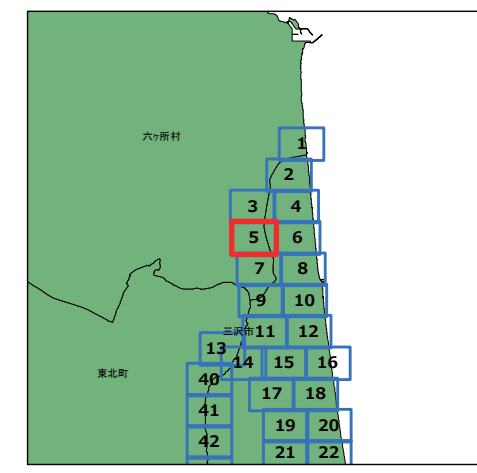
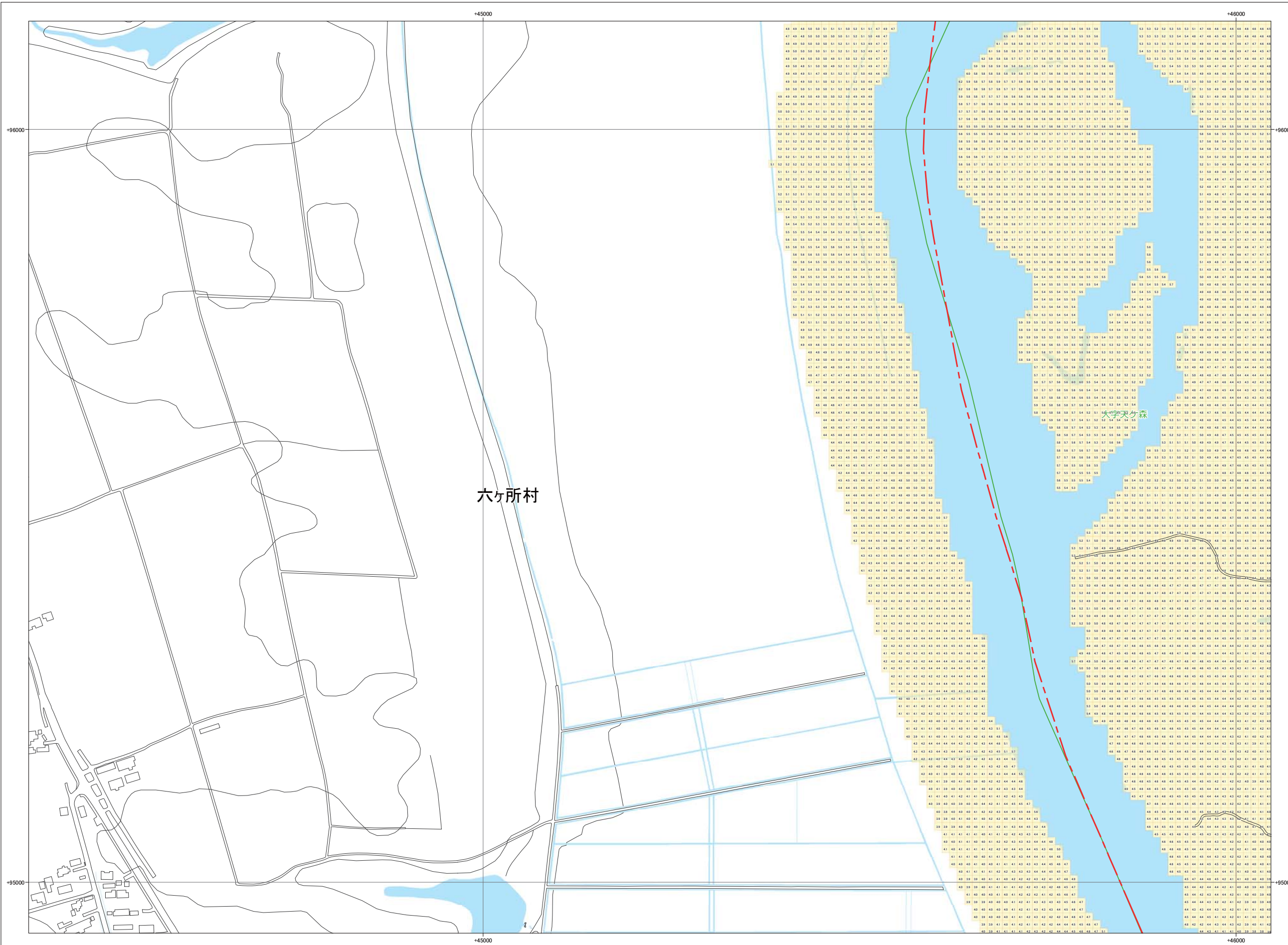
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ

背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」

施設名：三沢市指定緊急避難場所

図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

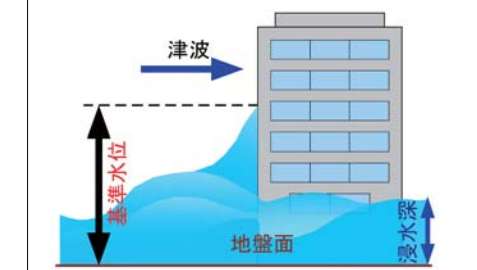
【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

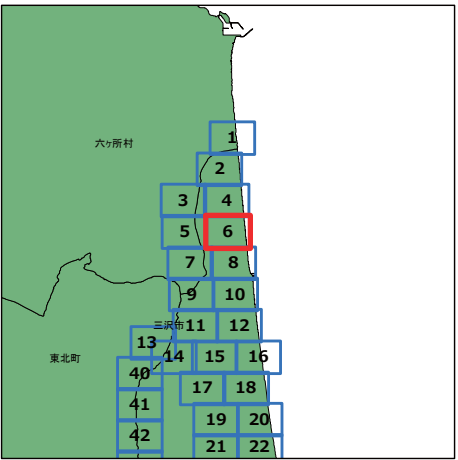
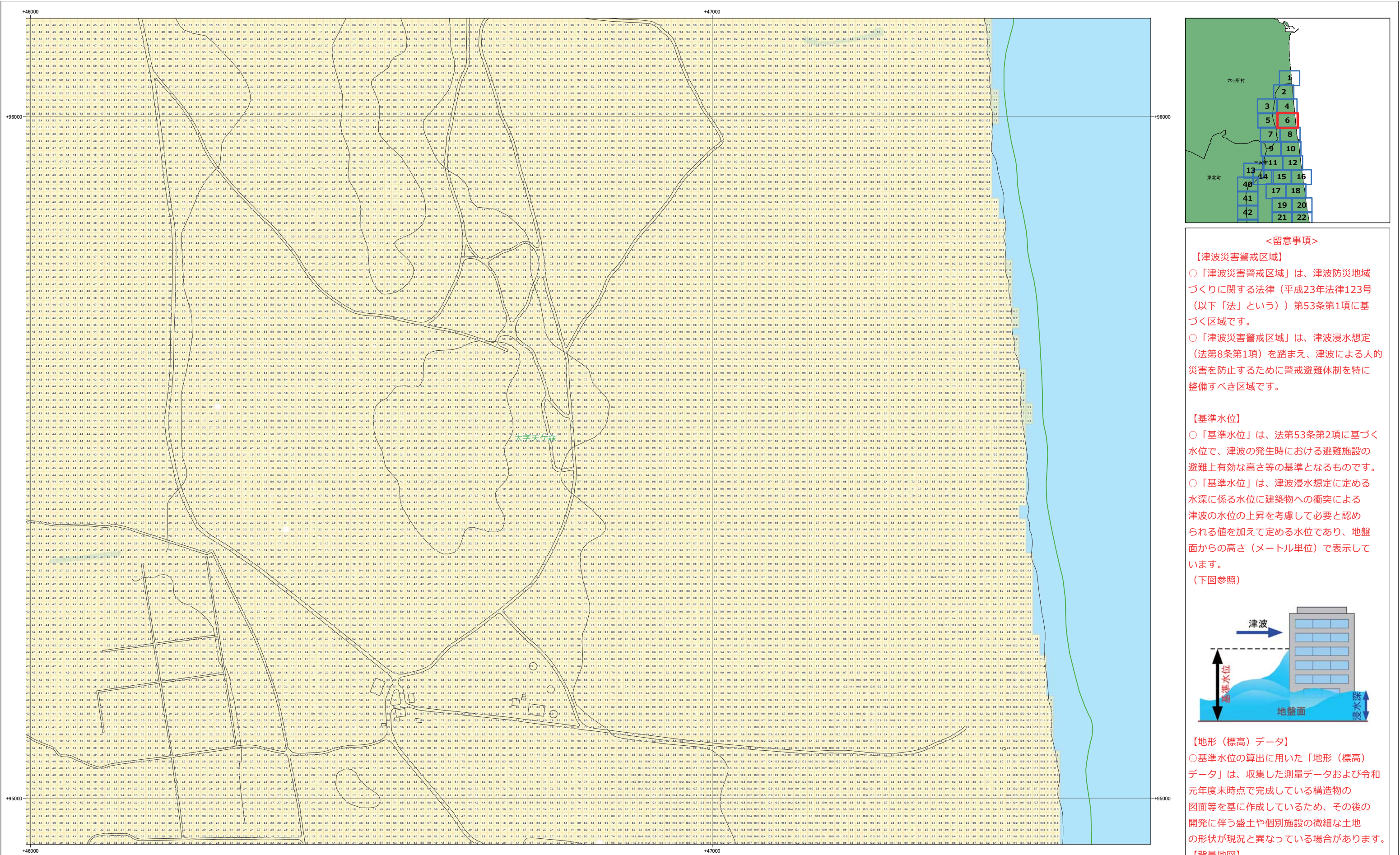
縮尺 1:2,500	三沢市	5 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



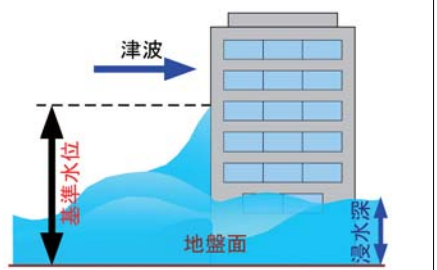
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

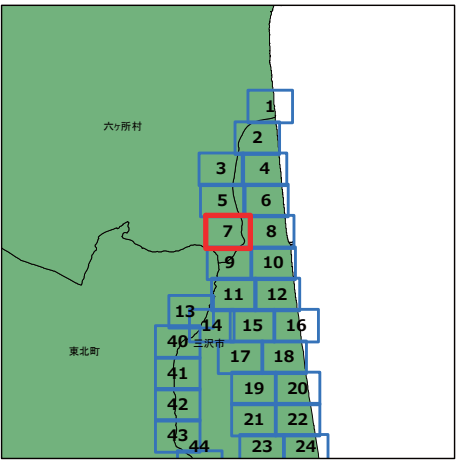
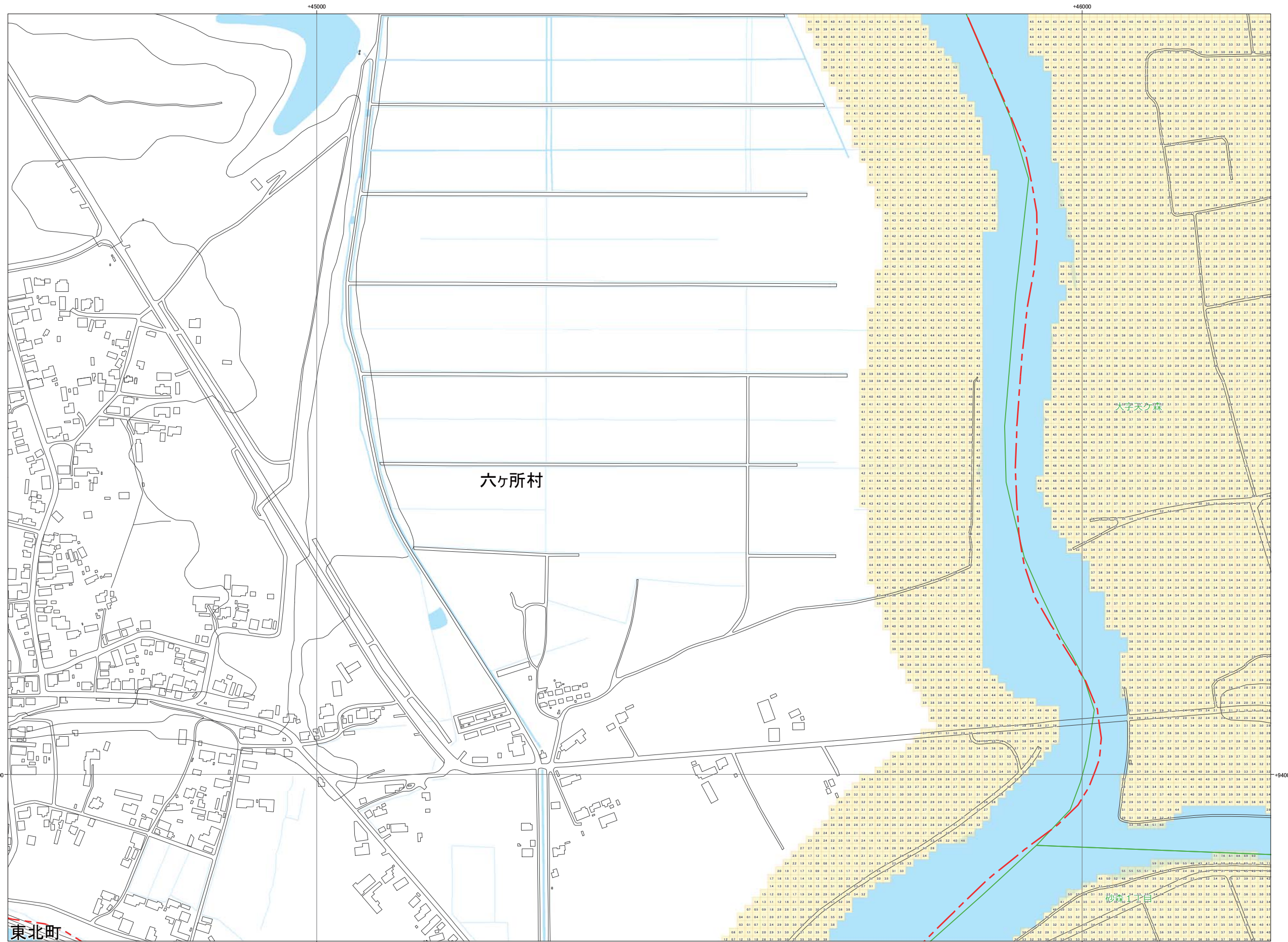
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

		三沢市	6 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)			



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

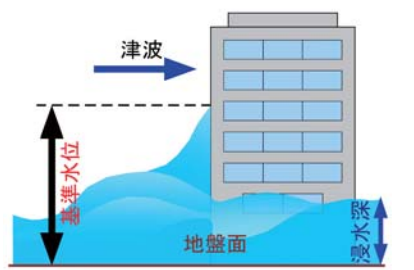
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点まで完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

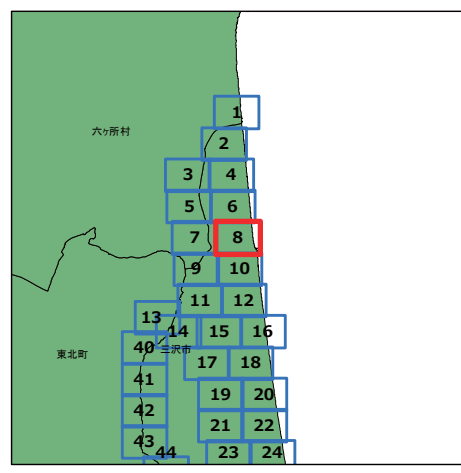
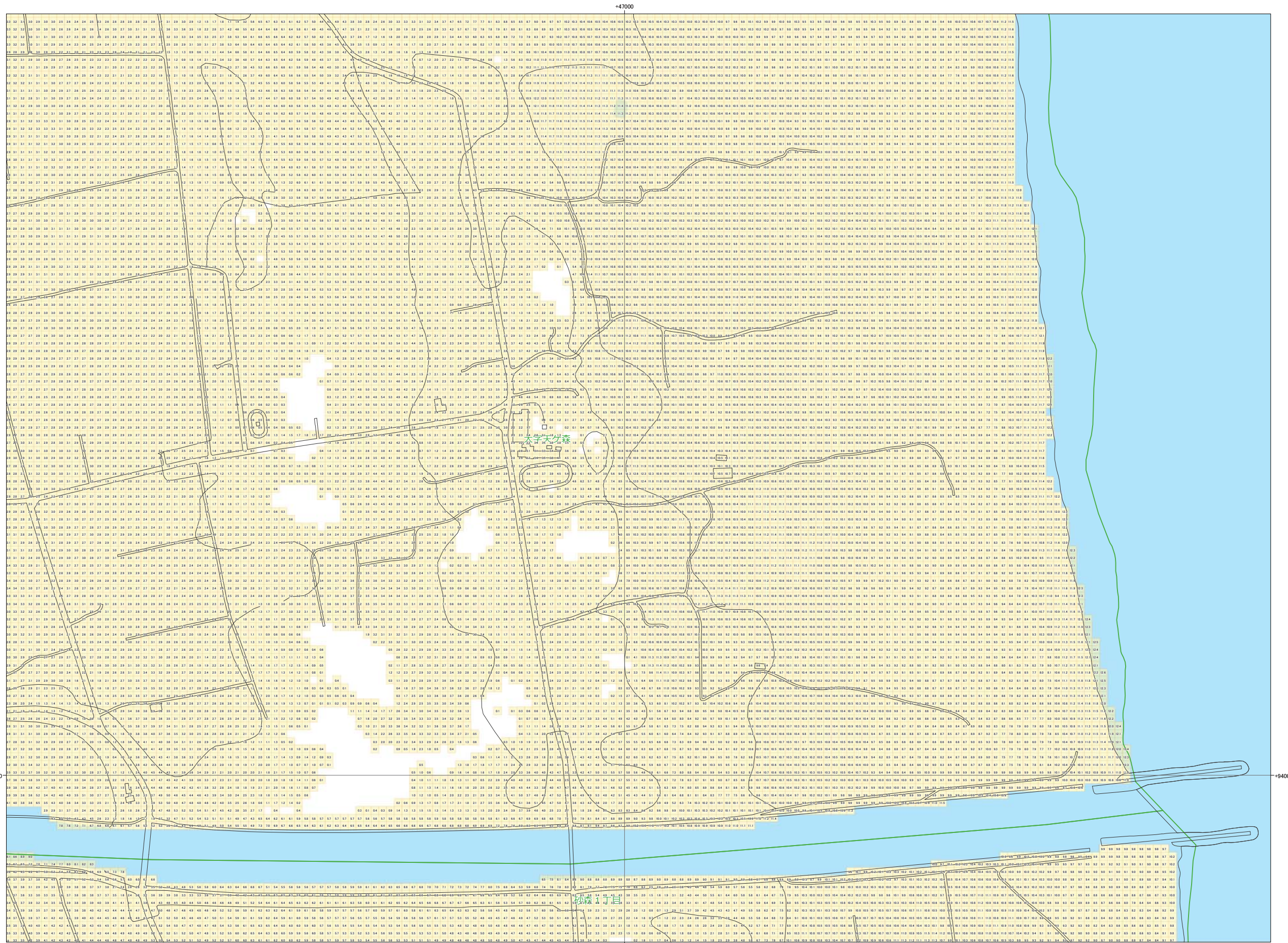
縮尺 1:2,500	三沢市	7 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

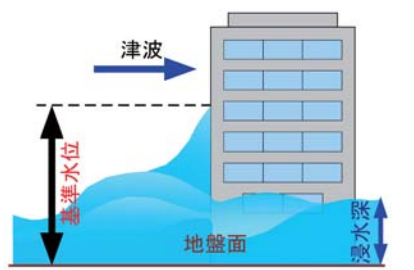
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

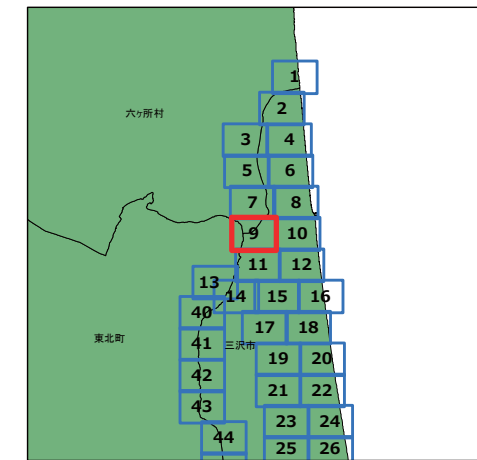
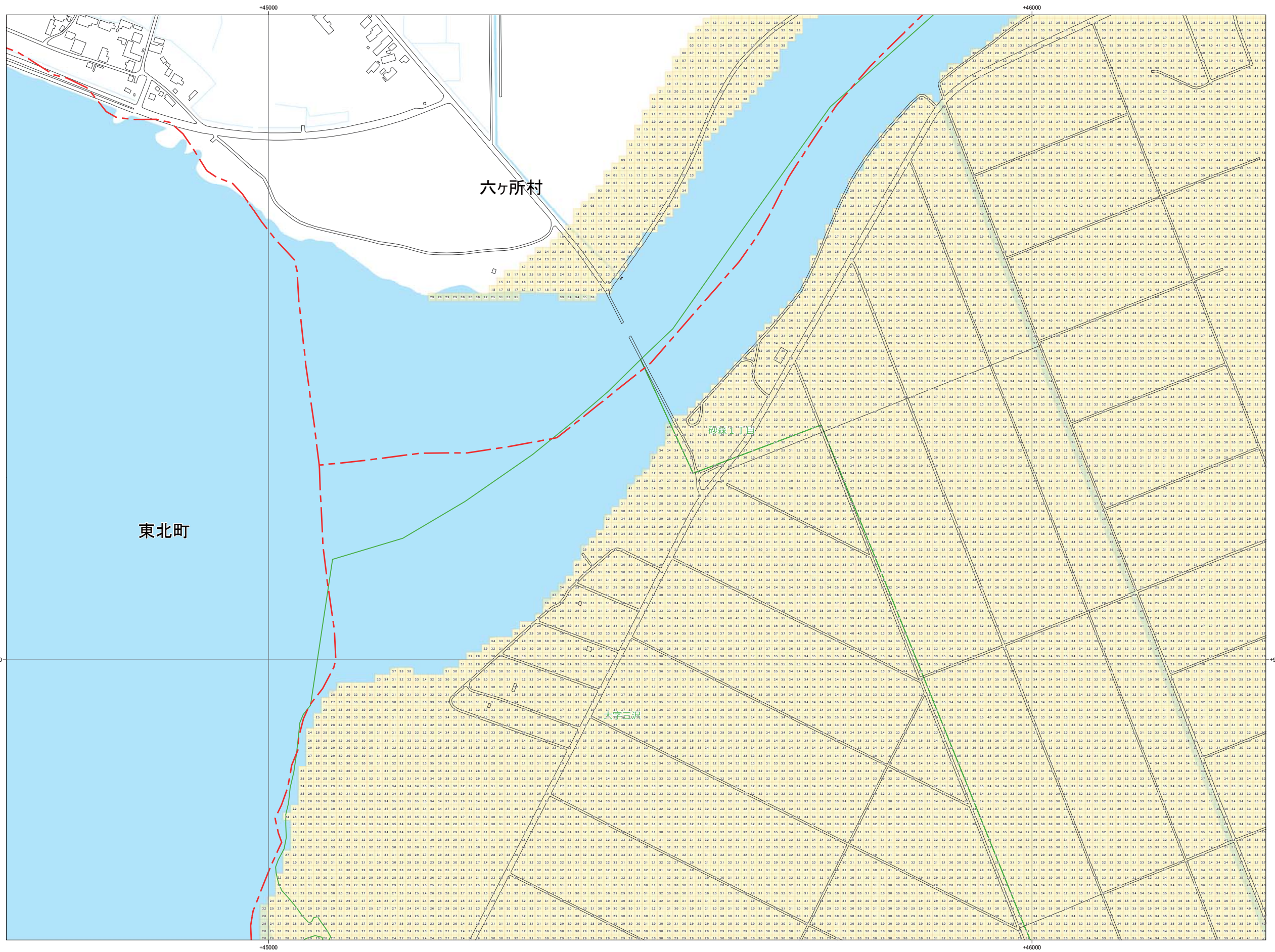
	三沢市	8 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div style="border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 基準水位 (単位：メートル) <small>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</small>	<div style="border: 2px dashed red; width: 10px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 市町村界



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

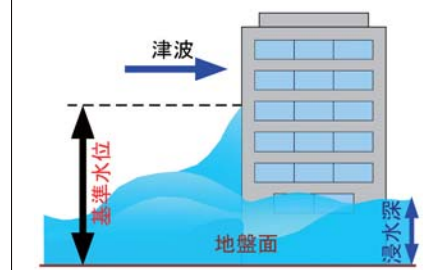
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

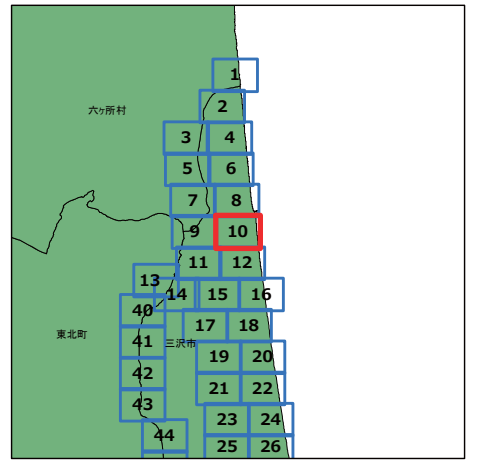
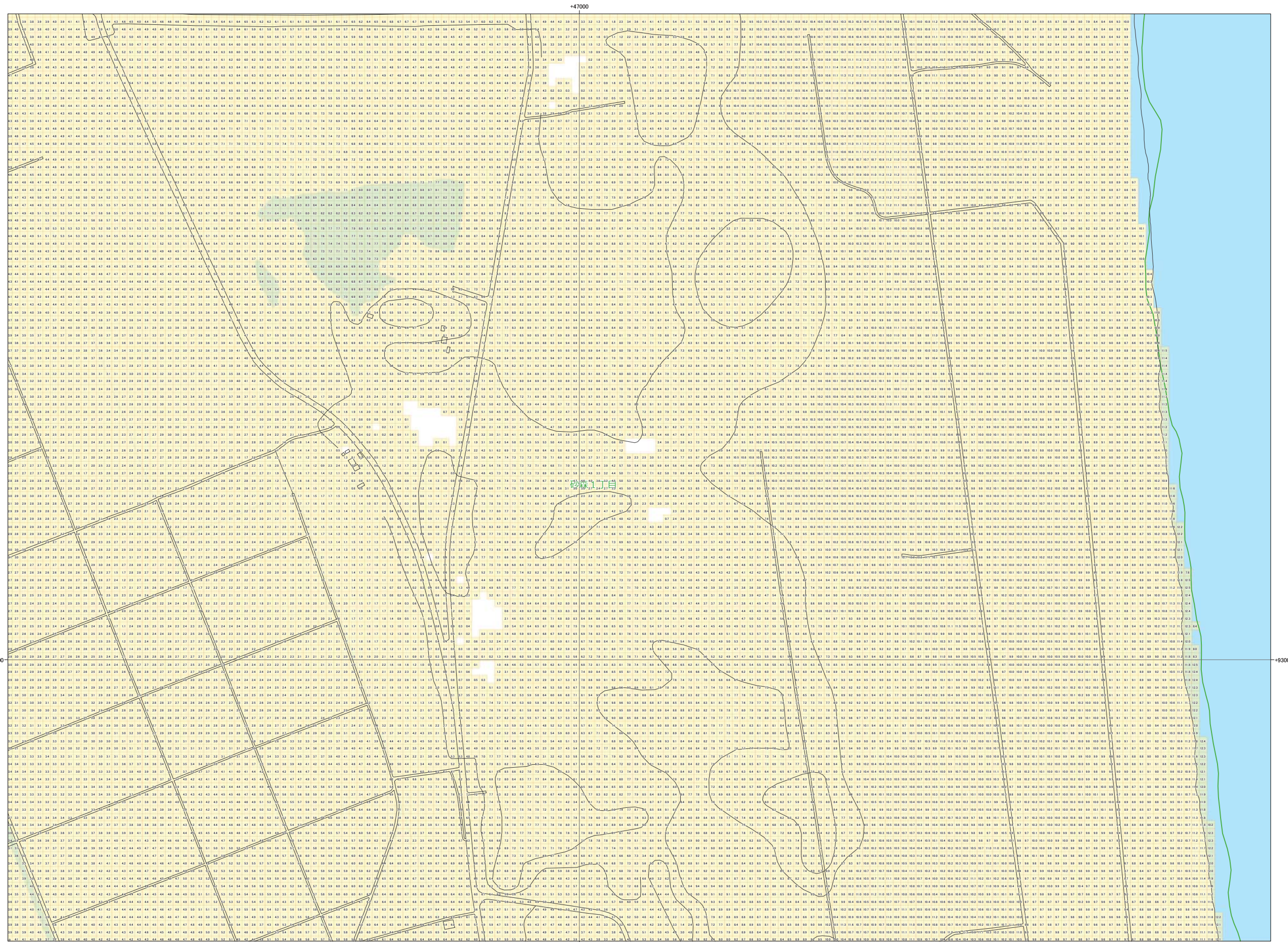
	三沢市	9 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

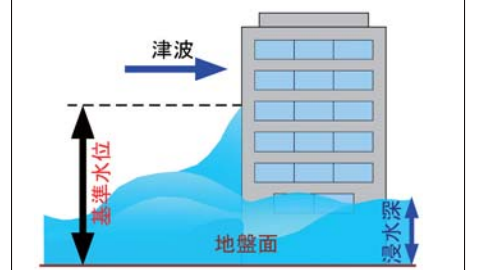
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

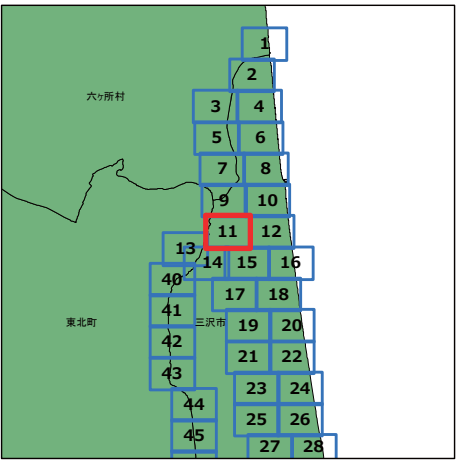
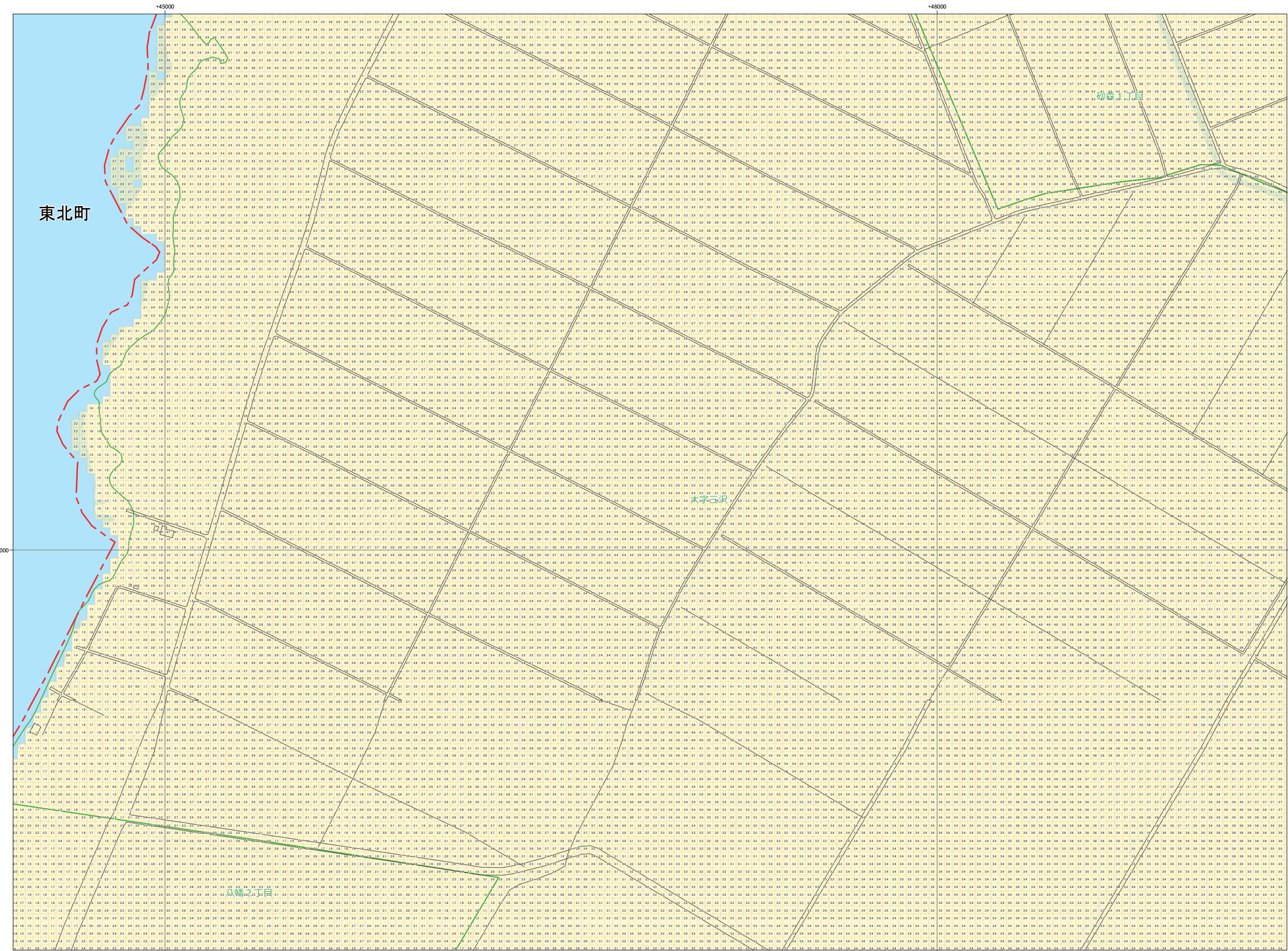


【地形（標高）データ】
 ○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
 【背景地図】
 ○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	10 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (メートル)	市町村界
	※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。		
	0 50 100 200 300 m		

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

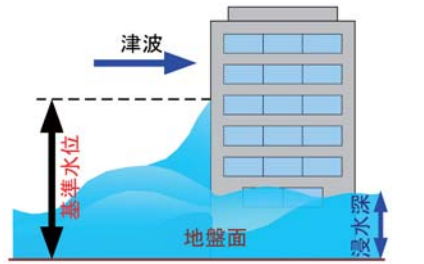
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

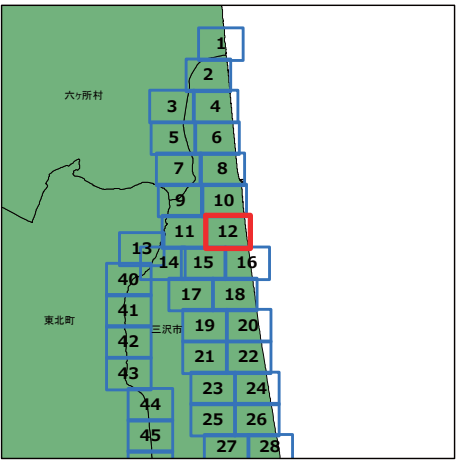
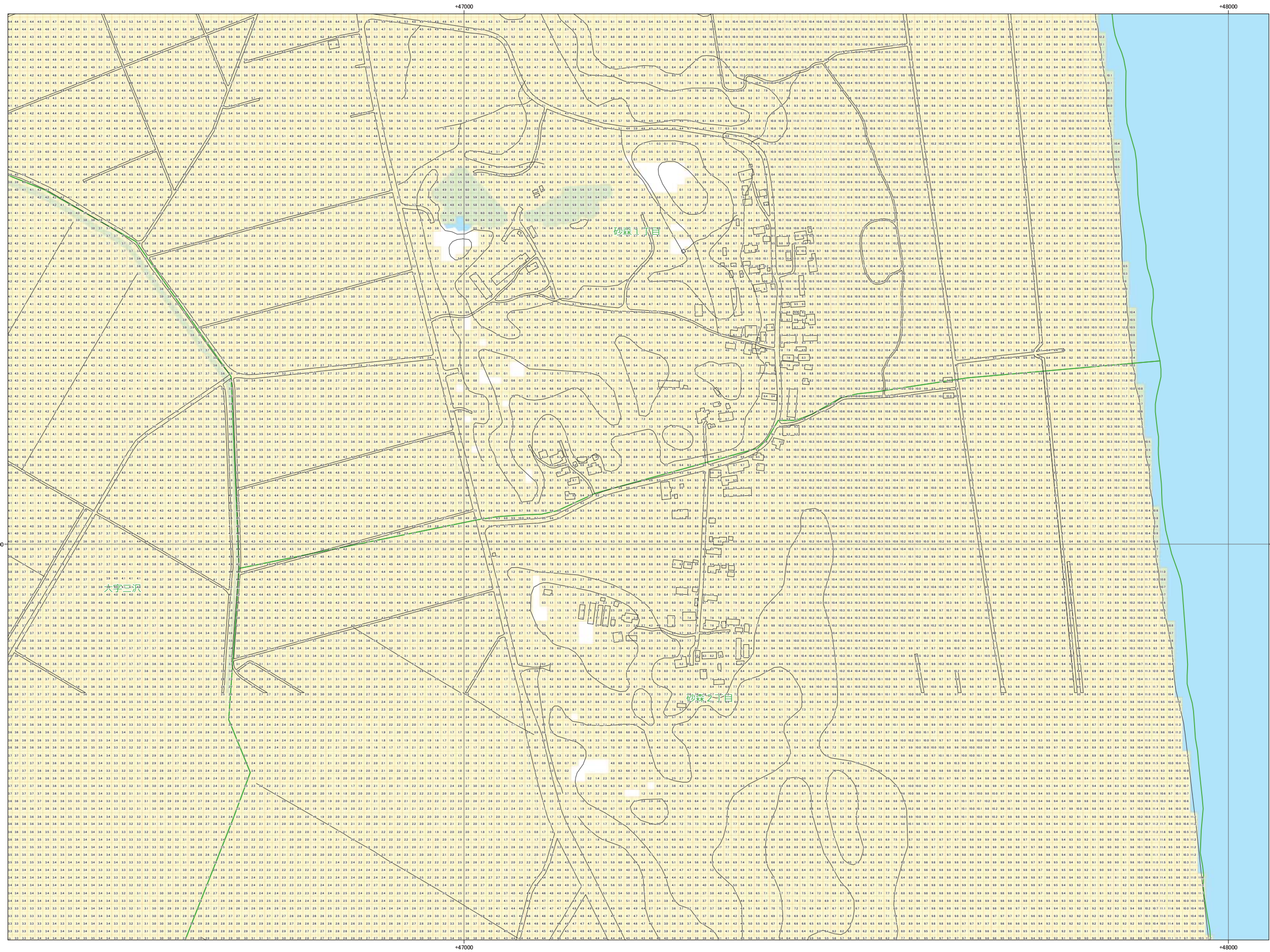
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	11 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)		市町村界	
		※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。		



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

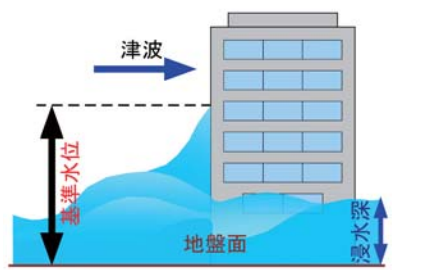
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

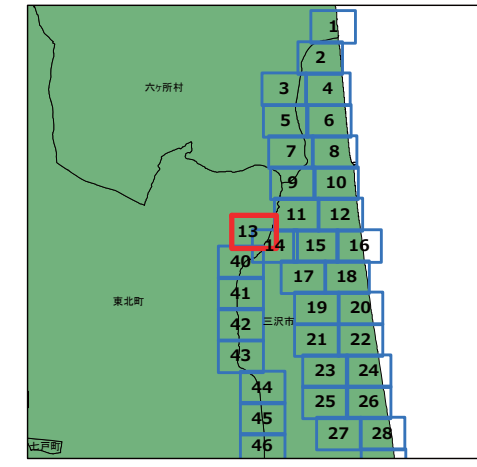


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	12 / 51	町丁・字等境界		<p>出典等</p> <p>町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ</p> <p>背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」</p> <p>施設名称：三沢市指定緊急避難場所</p> <p>図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）</p>
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	市町村界		



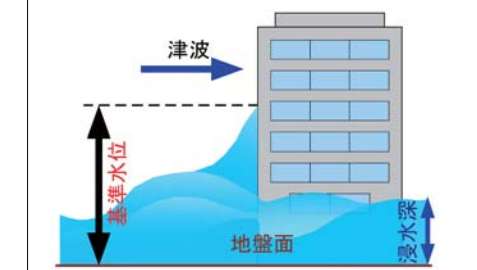
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

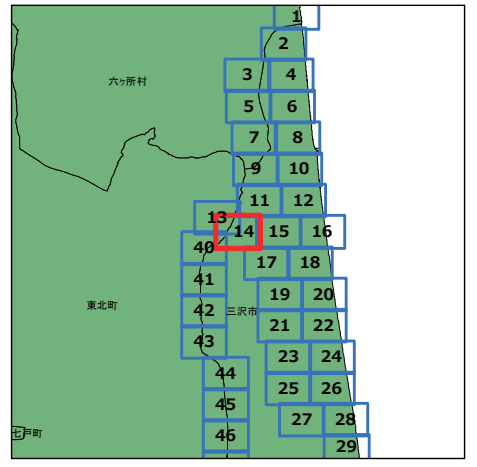
縮尺 1:2,500	三沢市	13 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

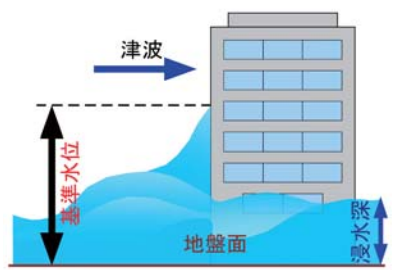
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

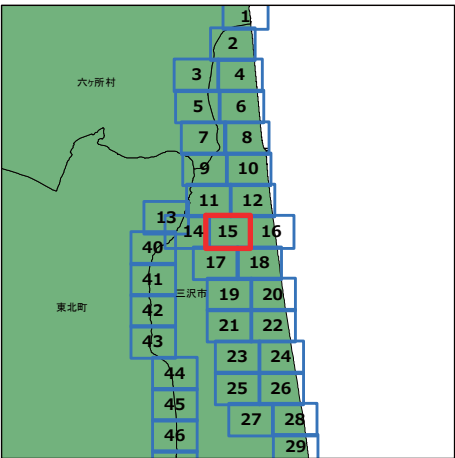
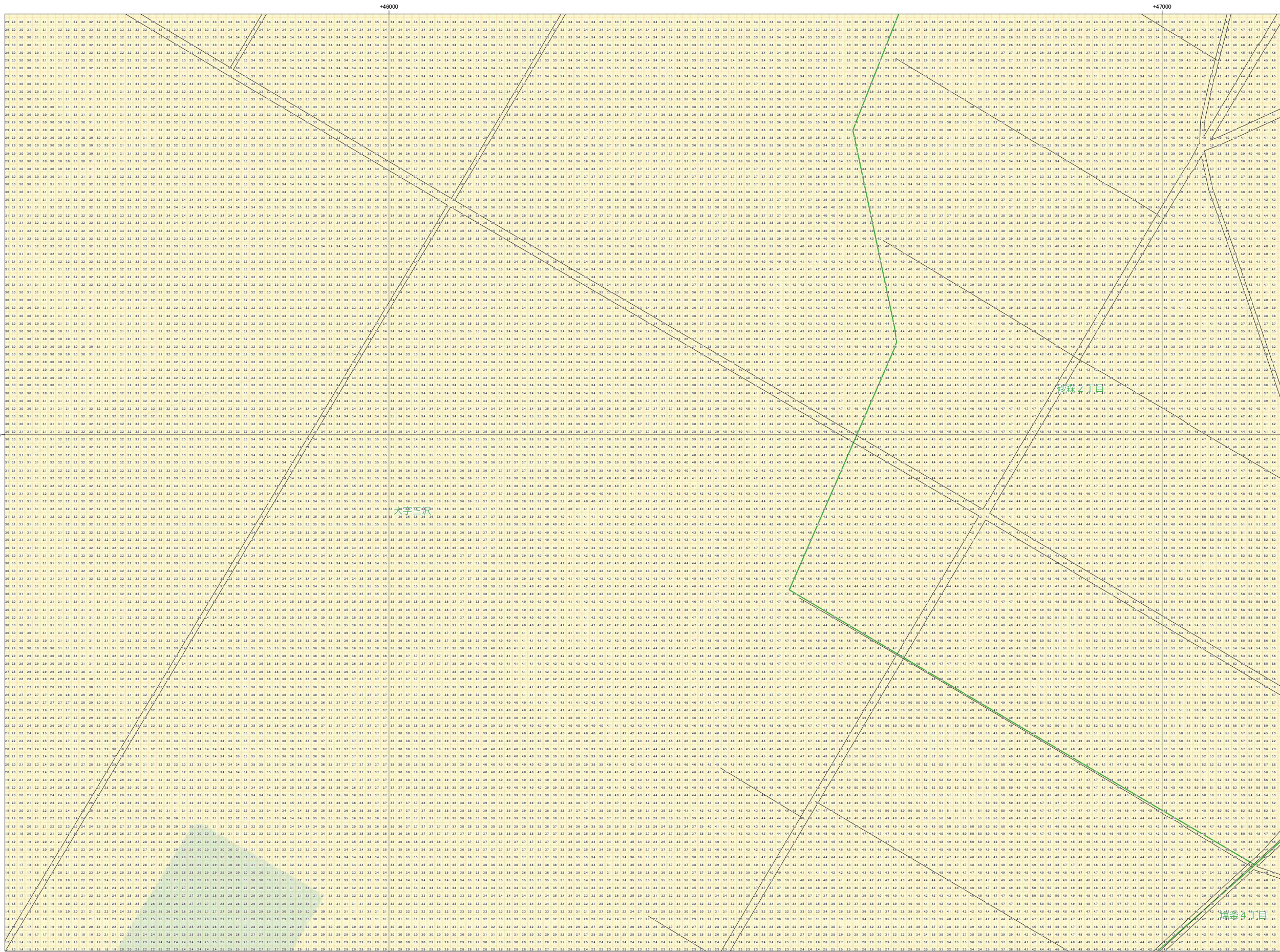
	三沢市	14 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

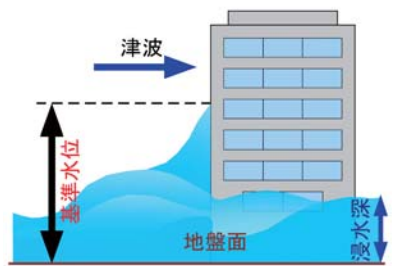
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



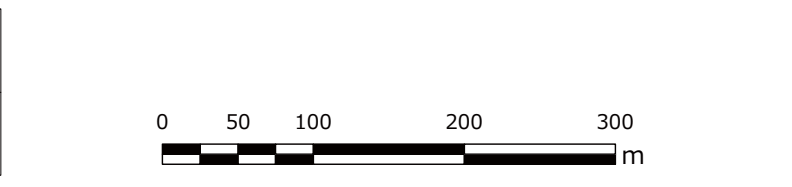
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

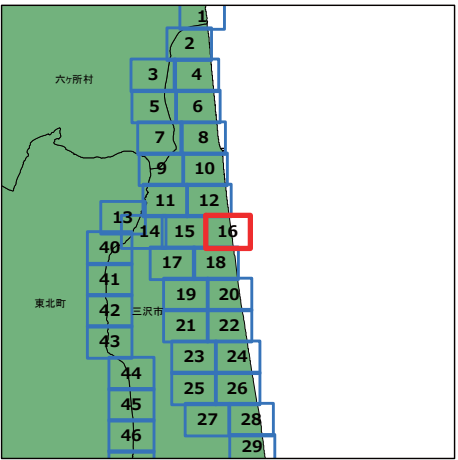
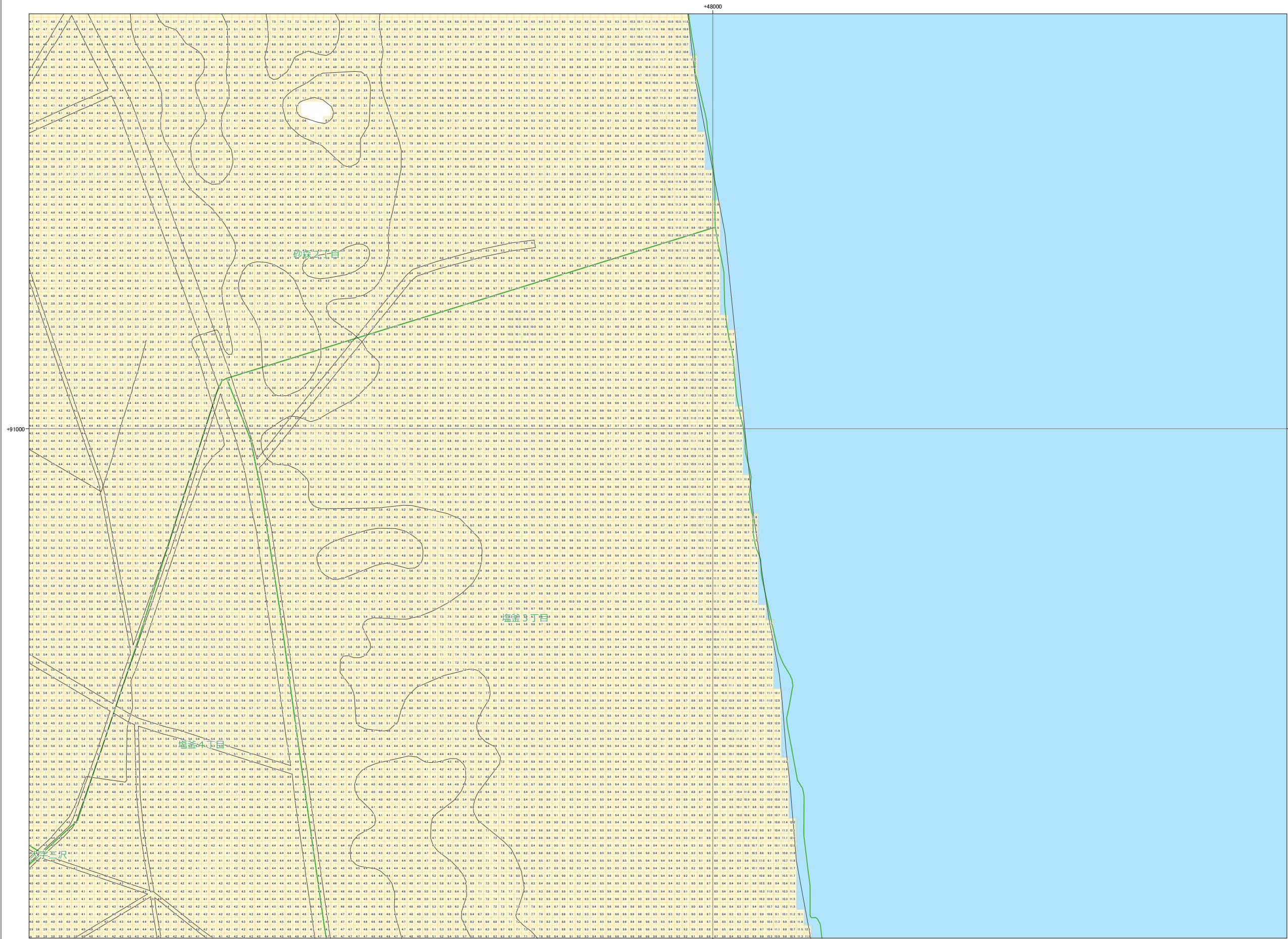
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	15 / 51	町丁・字等境界
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

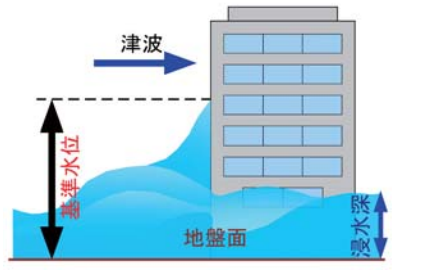
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

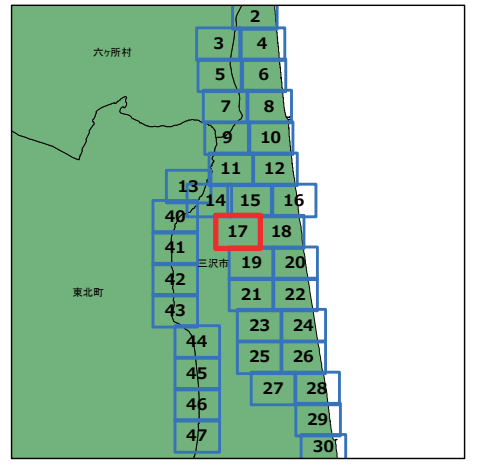
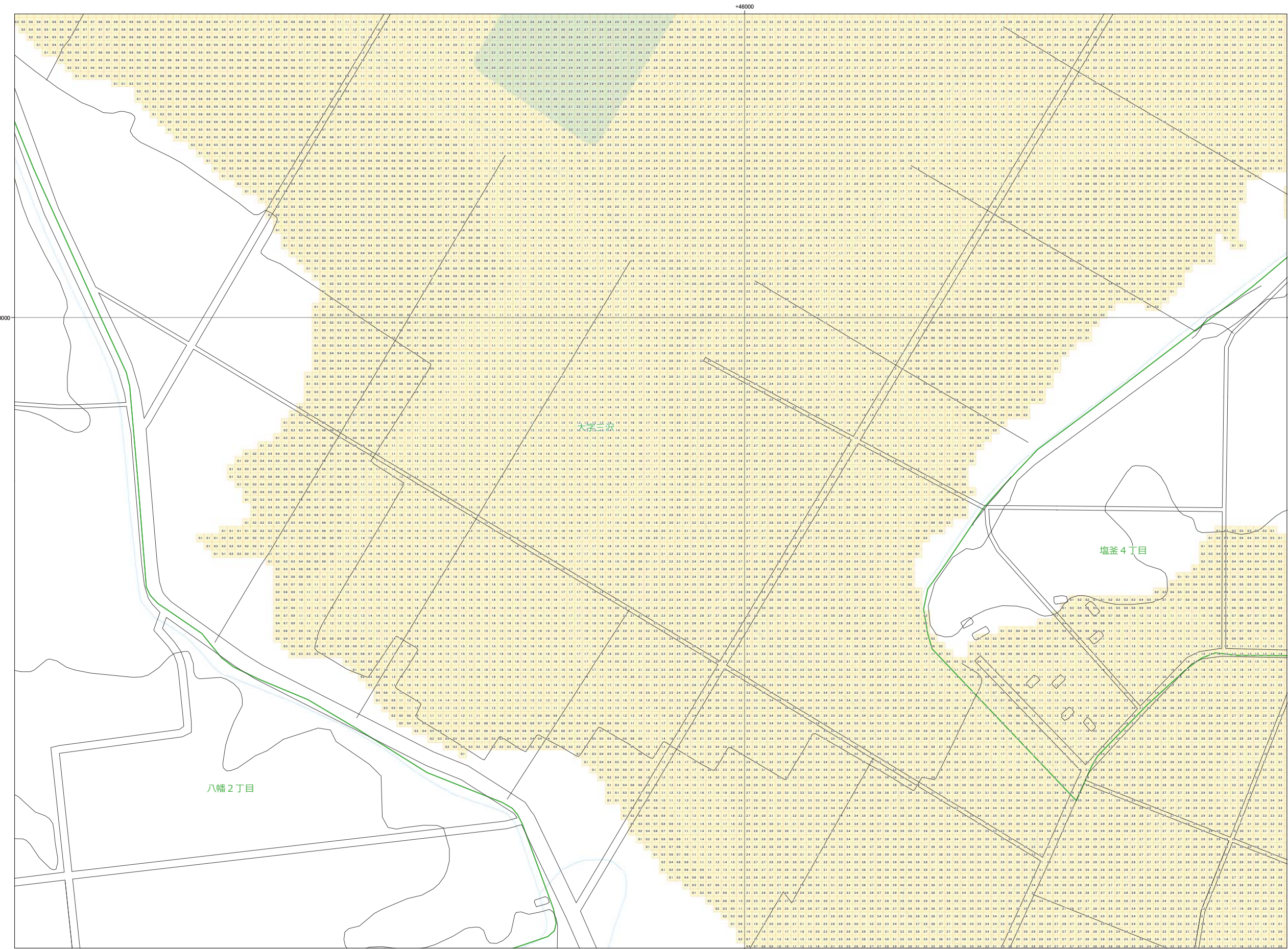
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	16 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



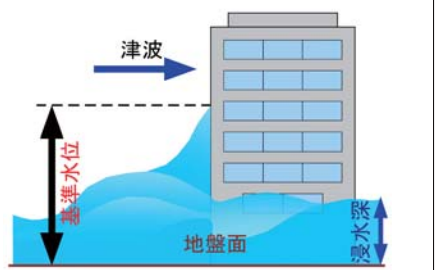
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

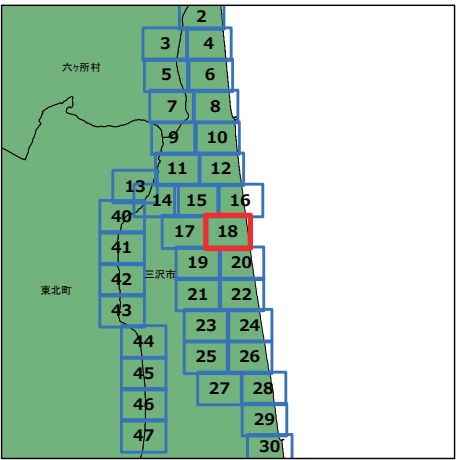
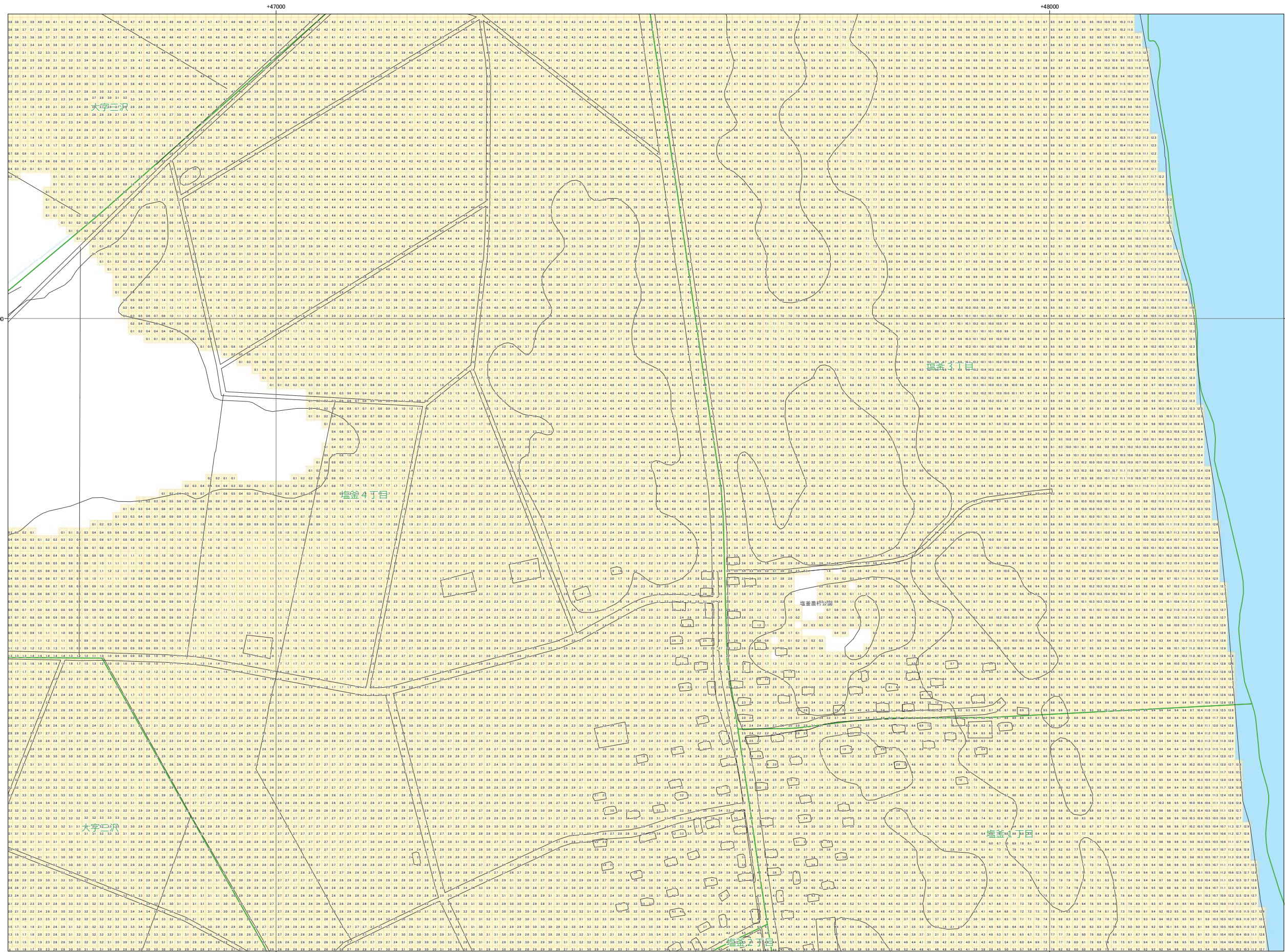
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	17 / 51	町丁・字等境界					
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<table border="1"> <tr> <td>基準水位 (単位：メートル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</td> <td></td> </tr> </table>	基準水位 (単位：メートル)		※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。		市町村界
基準水位 (単位：メートル)								
※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。								



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



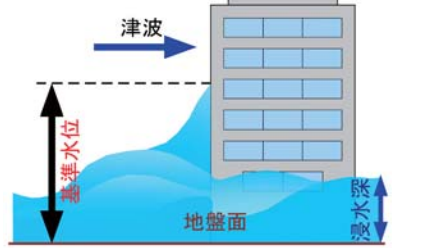
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

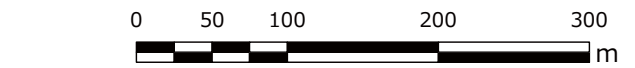
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。（背景地図）
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

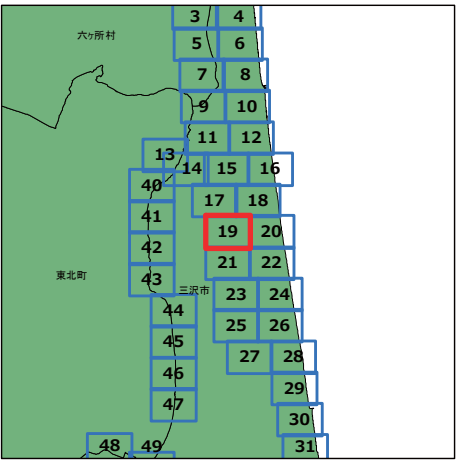
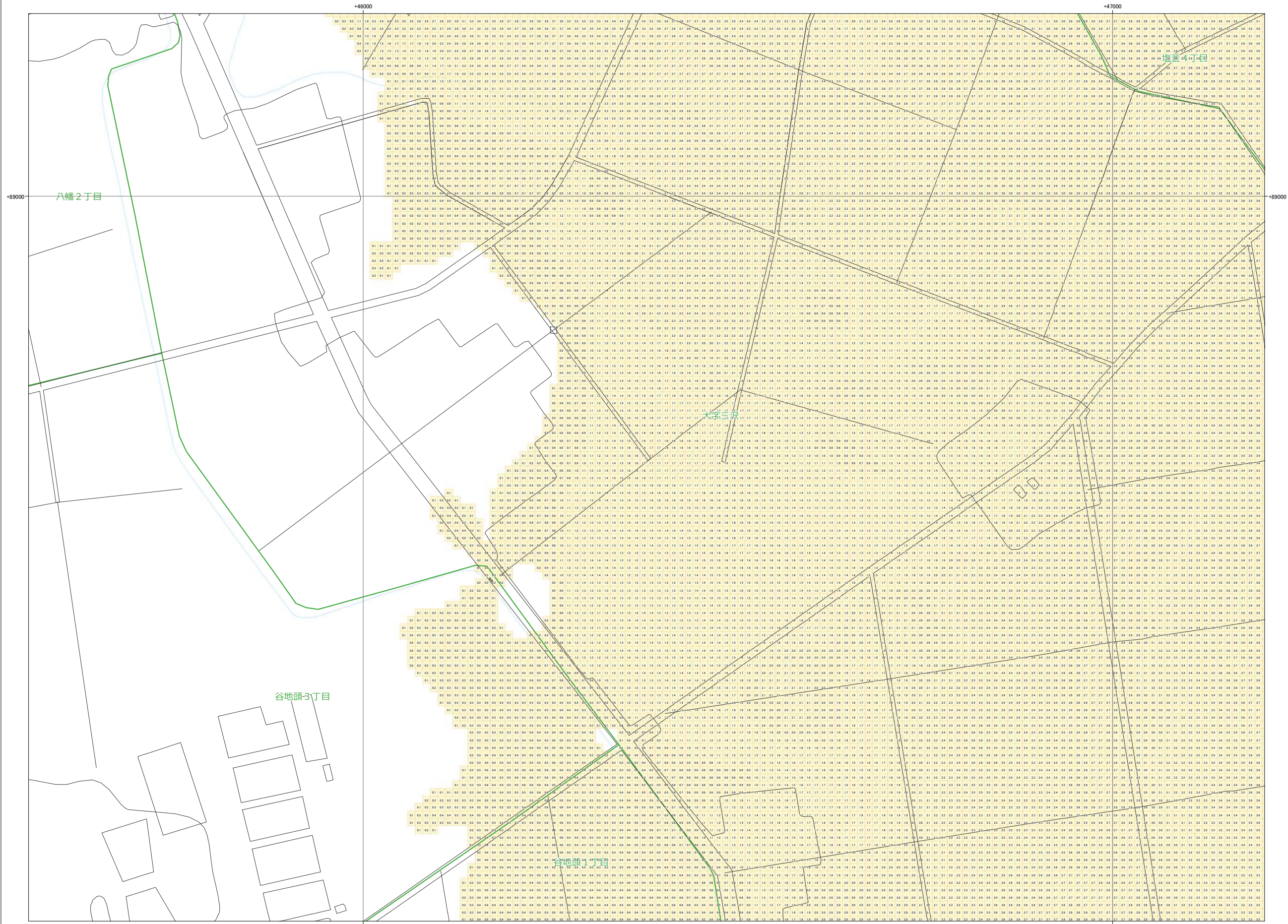
	三沢市	18 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界



出典等

町丁・字等境界:平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図:基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3Jhs 558」
 施設名称:三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値:世界測地系2011 平面直角座標系第X系 (単位:メートル)

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



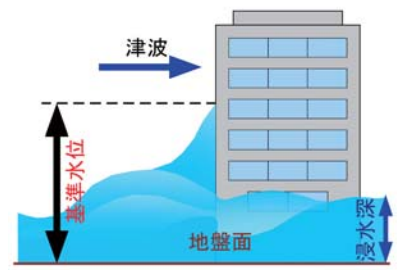
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

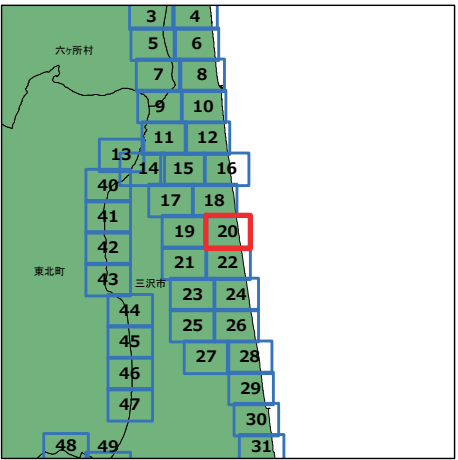
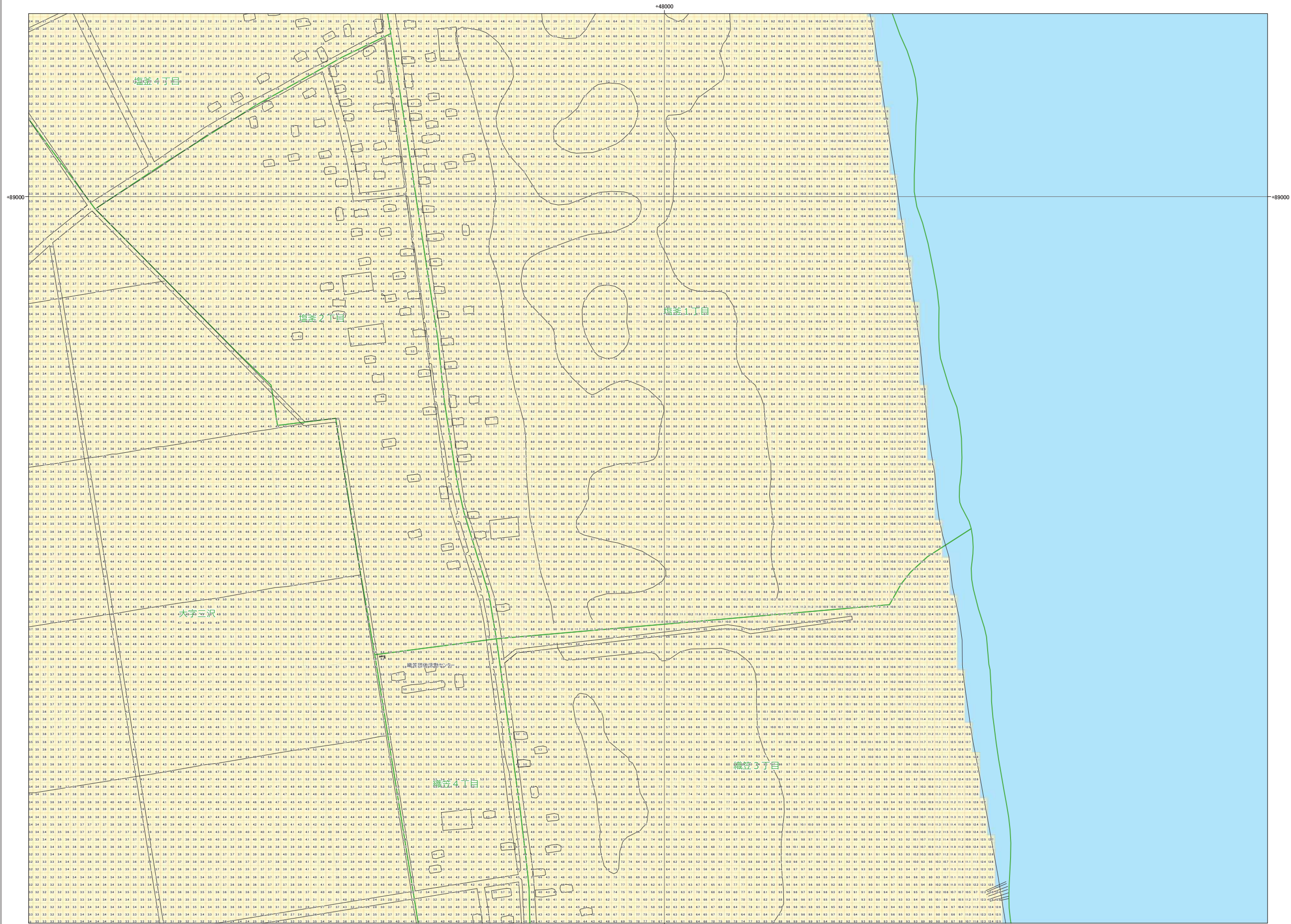
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	19 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



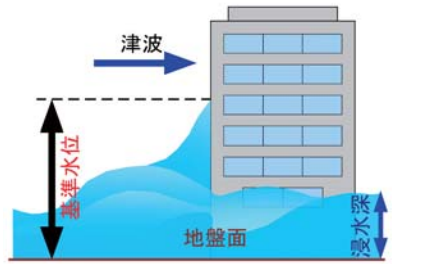
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

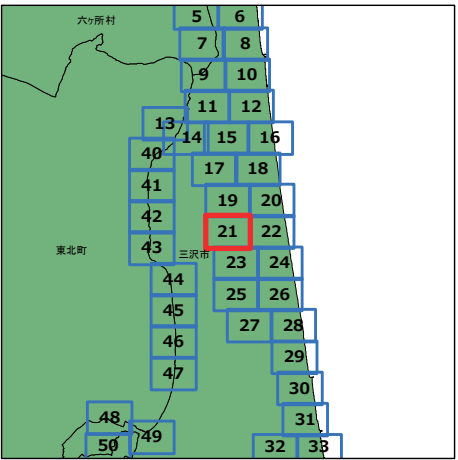
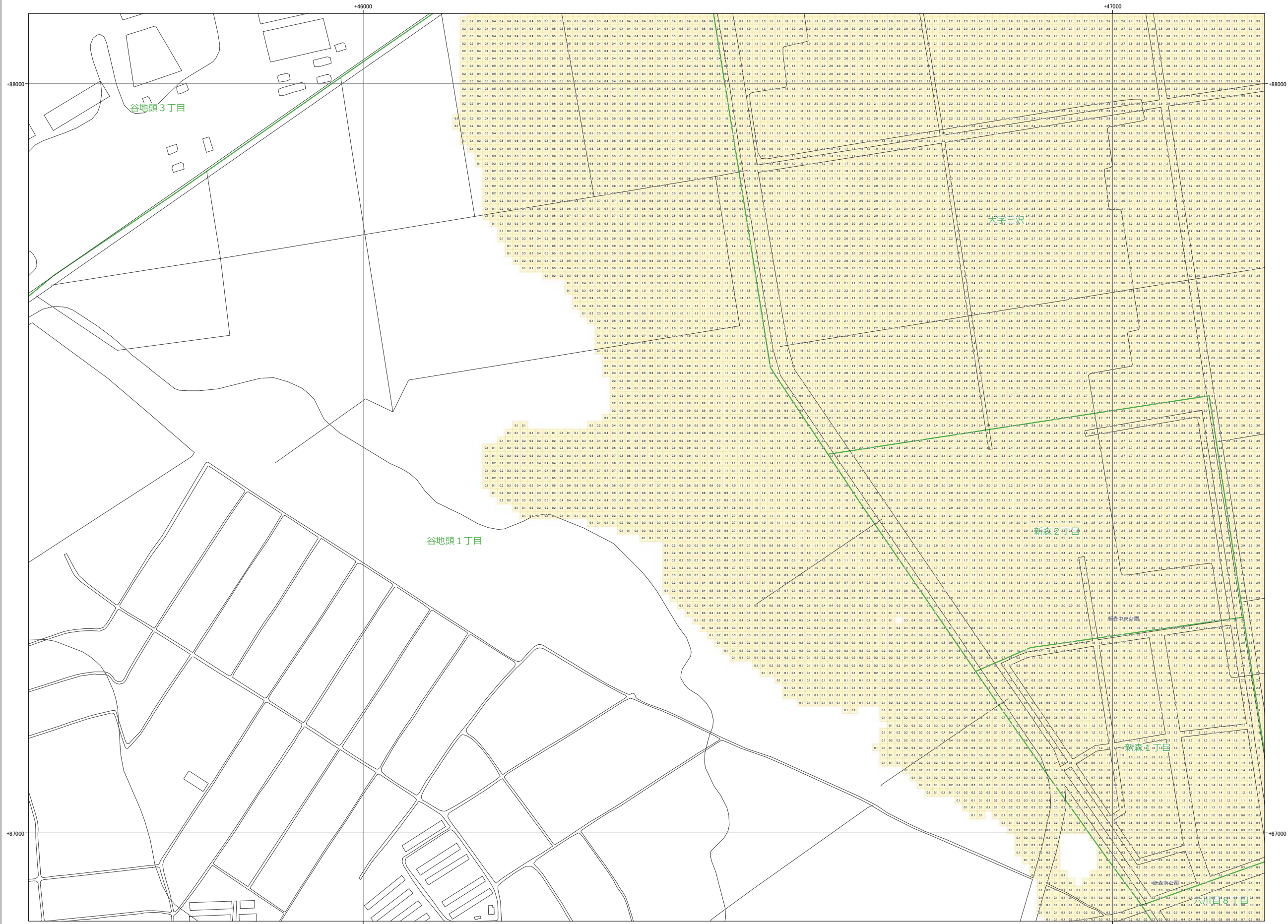
	三沢市	20 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

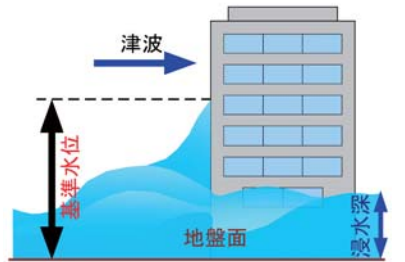
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

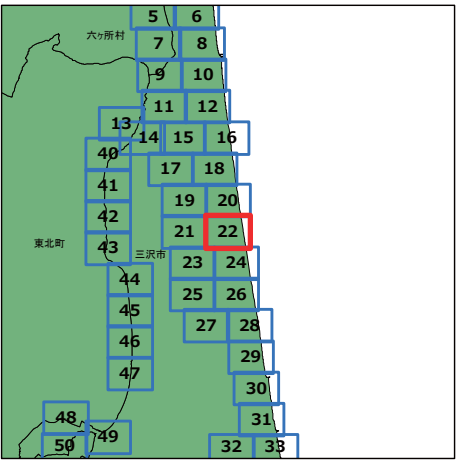
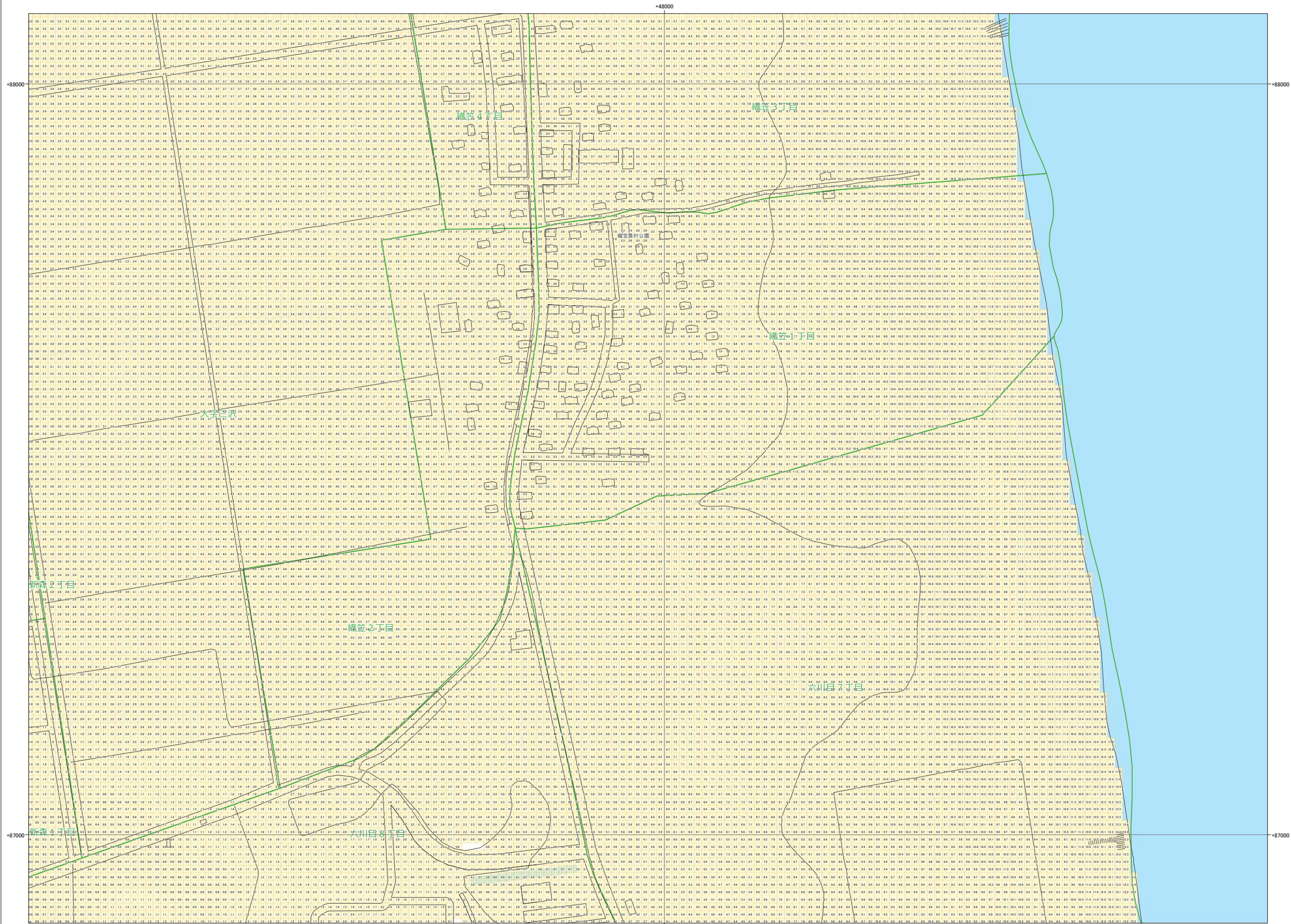
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	21 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



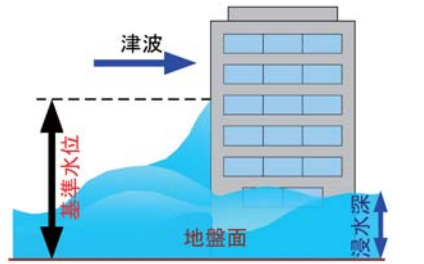
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

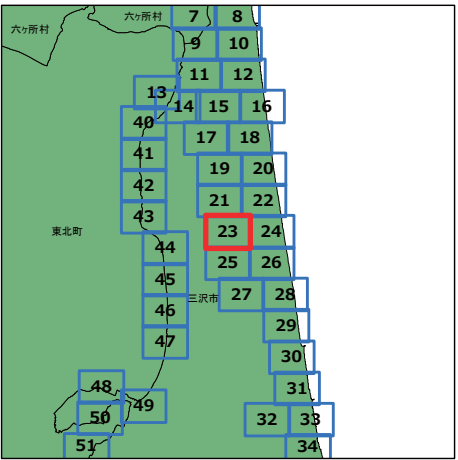
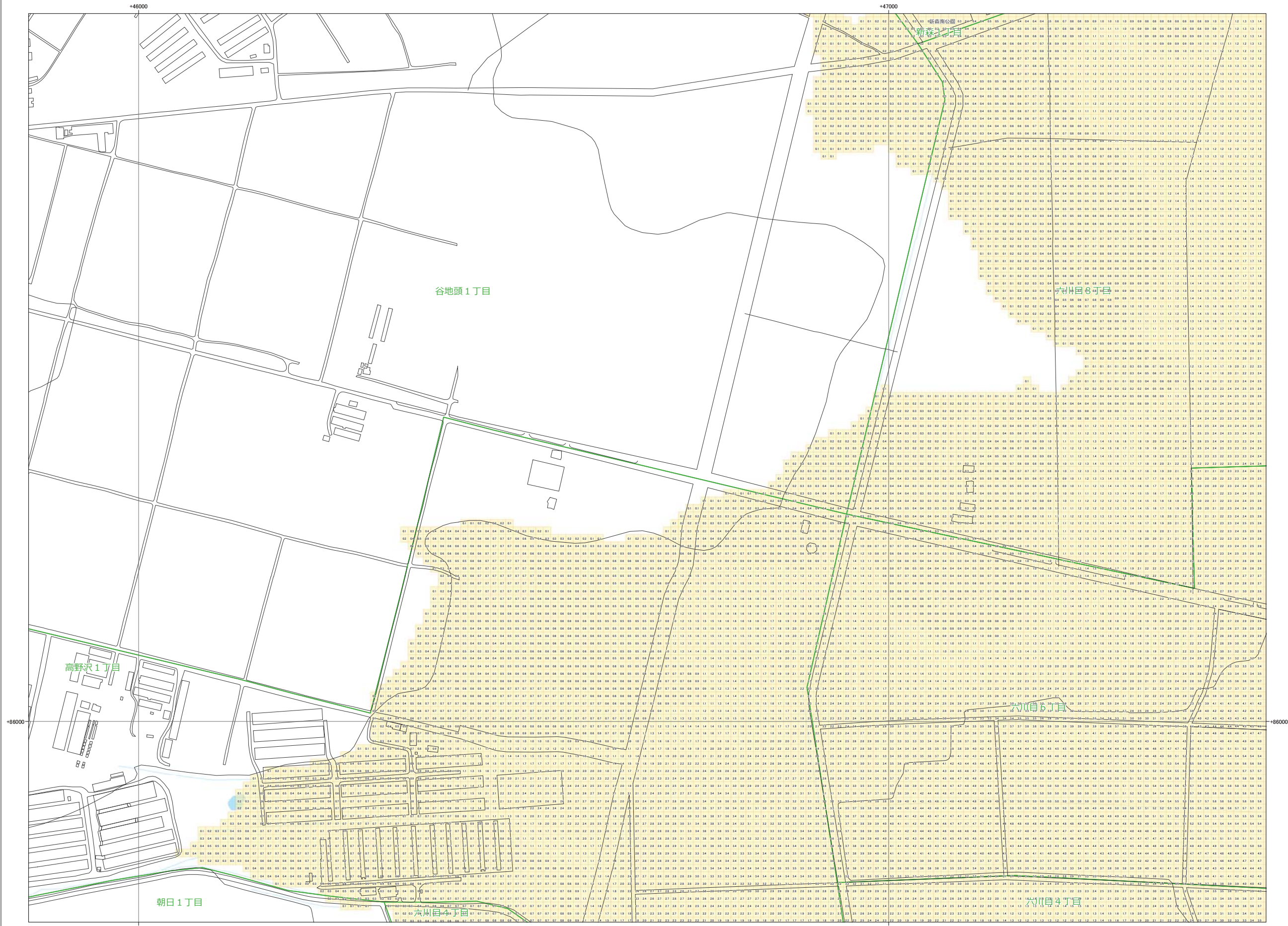
	三沢市	22 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル)	市町村界
※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。			



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



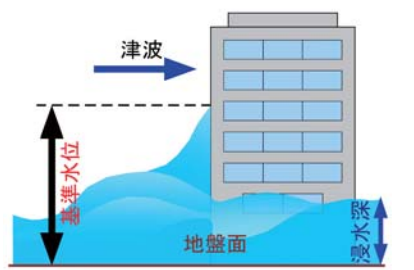
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

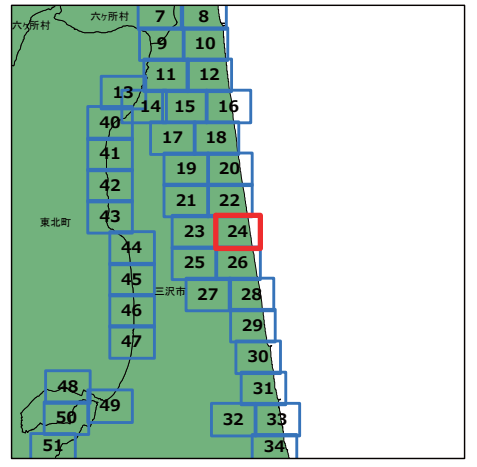
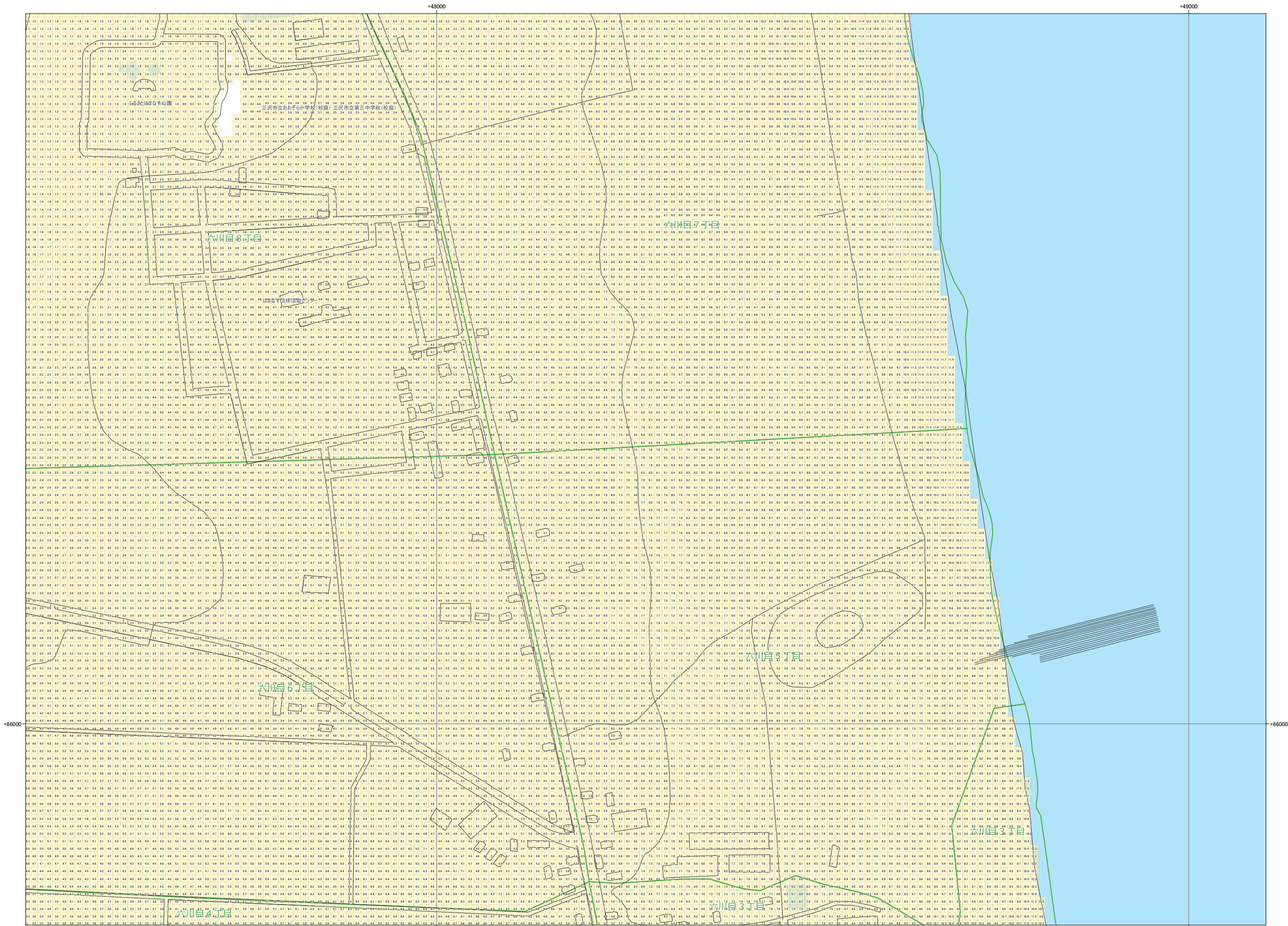
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	23 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



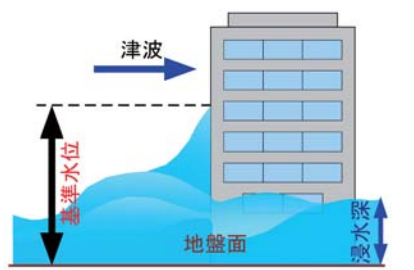
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

三沢市 24 / 51 町丁・字等境界

縮尺 1:2,500

津波災害警戒区域 (基準水位)

基準水位 (単位:メートル)

※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。

市町村界



出典等

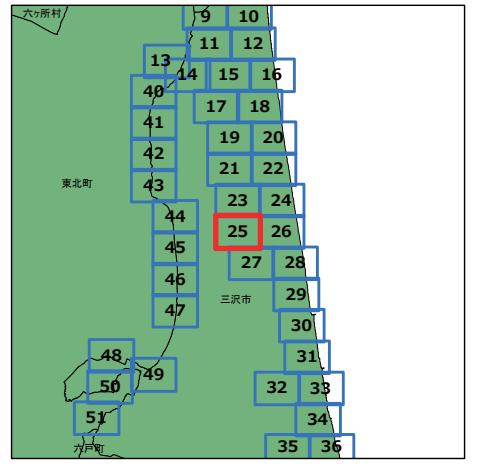
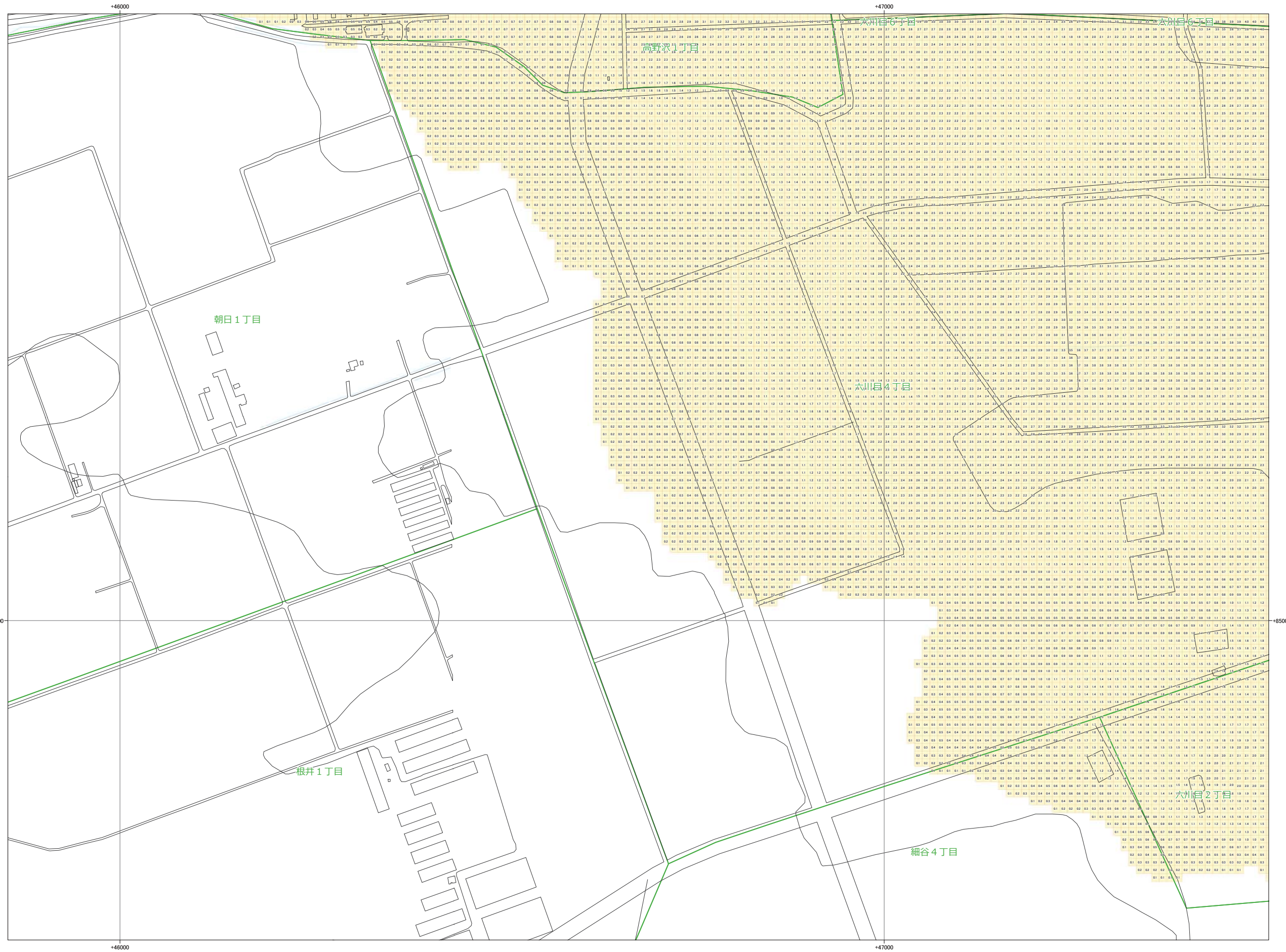
町丁・字等境界: 平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ

背景地図: 基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3JHs 558」

施設名称: 三沢市指定緊急避難場所

図枠外の座標値: 世界測地系2011 平面直角座標系第X系 (単位:メートル)

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

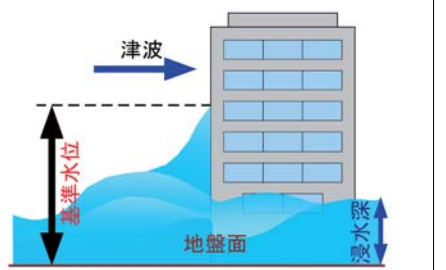
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

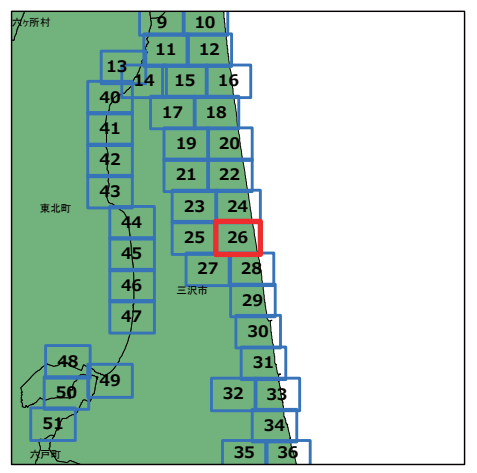
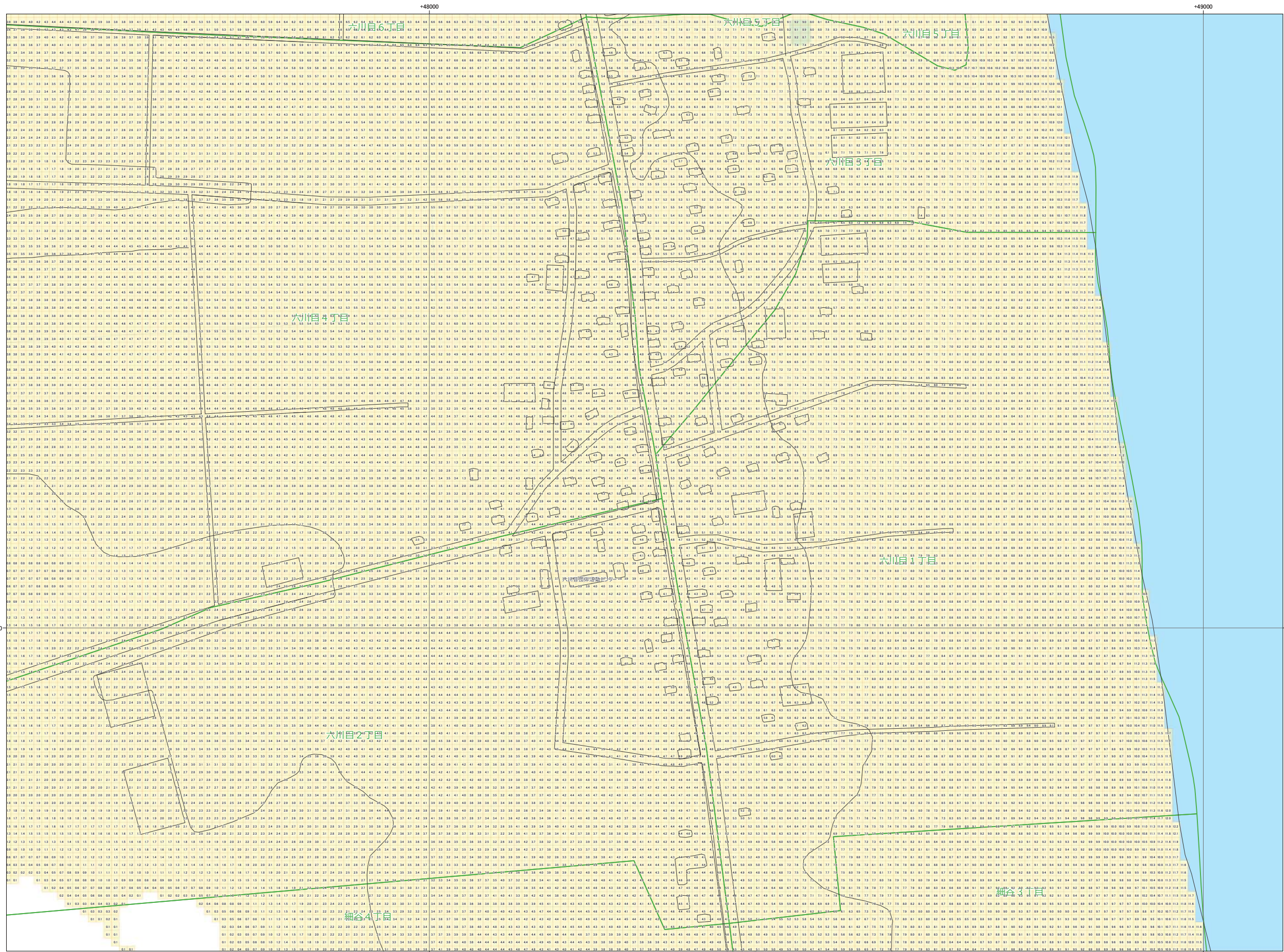
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	25 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

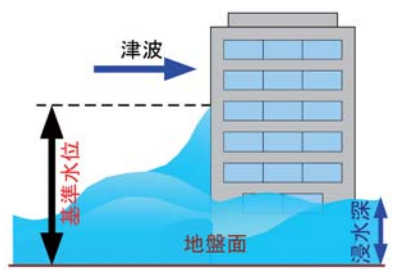
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

- 【基準水位】
○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



- 【地形（標高）データ】
○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。【背景地図】
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

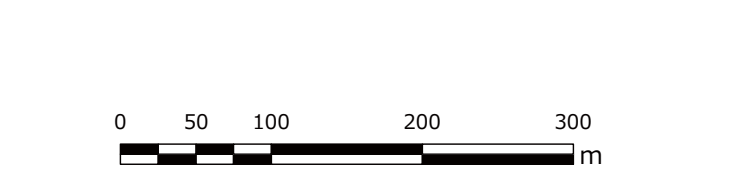
三沢市 26 / 51 町丁・字等境界

縮尺 1:2,500

津波災害警戒区域 (基準水位)

市町村界

※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。



出典等

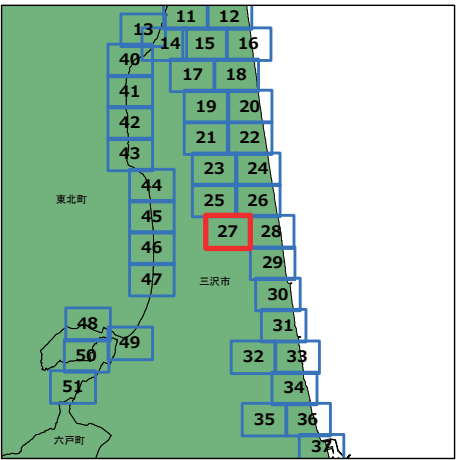
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ

背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」

施設名称：三沢市指定緊急避難場所

図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

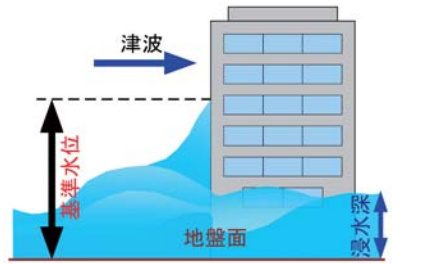
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】**
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 - 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

- 【基準水位】**
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 - 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



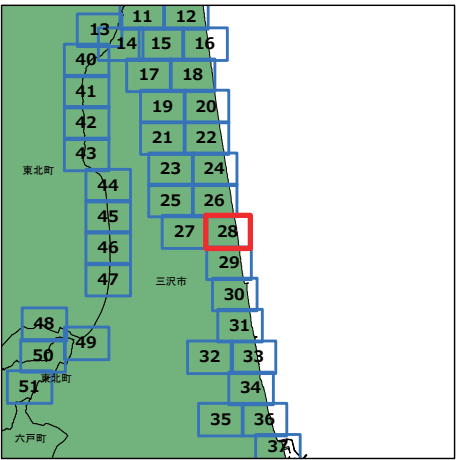
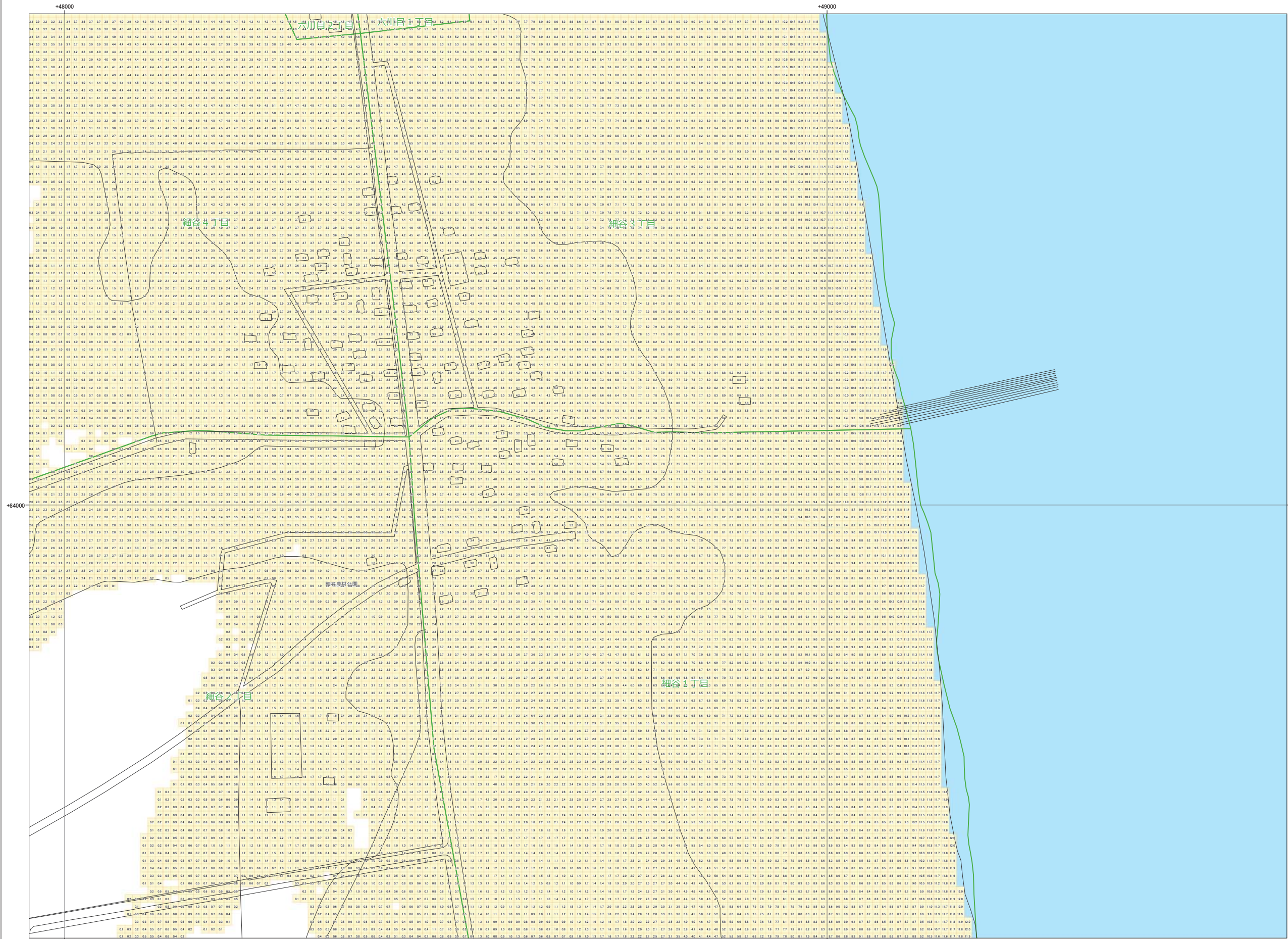
- 【地形（標高）データ】**
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
 - 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	27 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界: 平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図: 基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 3JHs 558」
 施設名称: 三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値: 世界測地系2011 平面直角座標系第X系 (単位:メートル)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

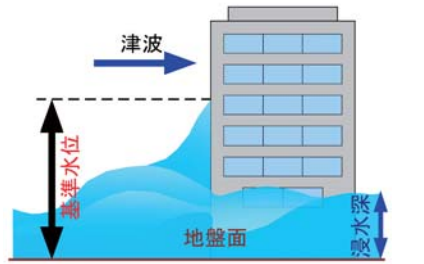
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

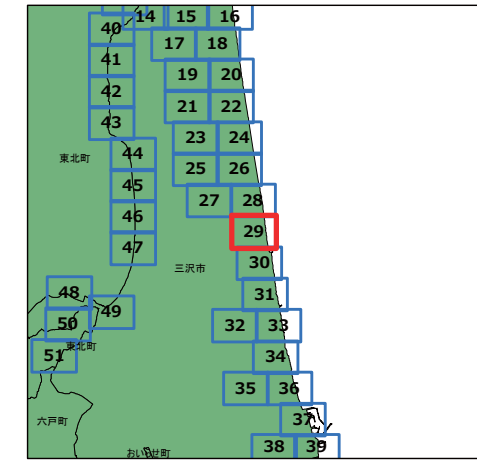
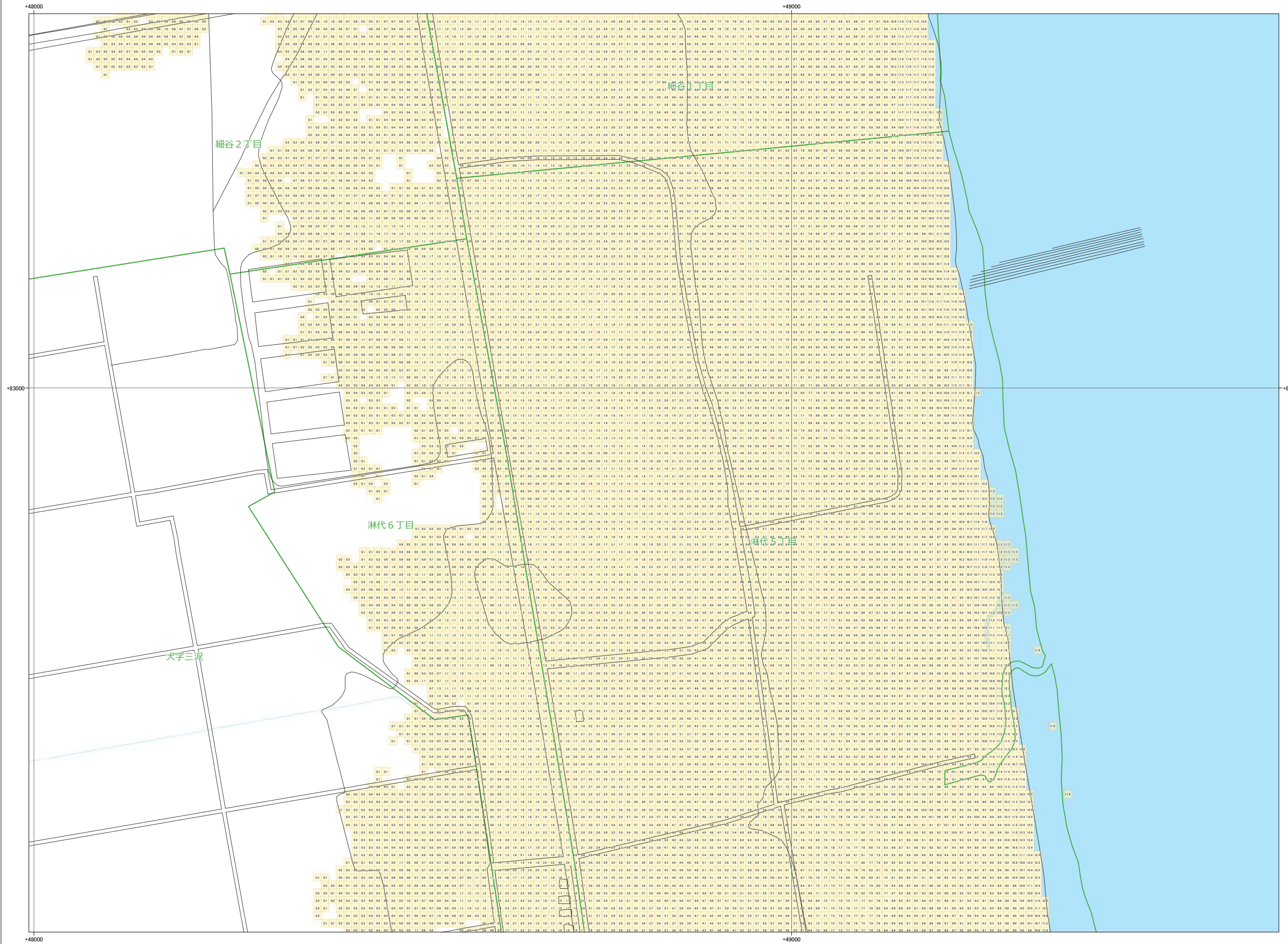
	三沢市	28 / 51	町丁・字等境界
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	市町村界

※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

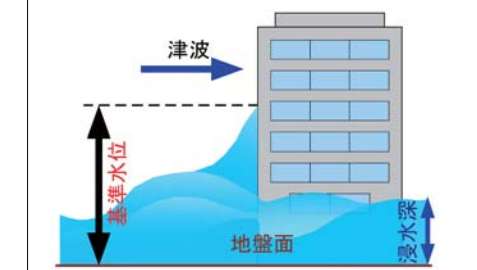
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	29 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル)	市町村界	

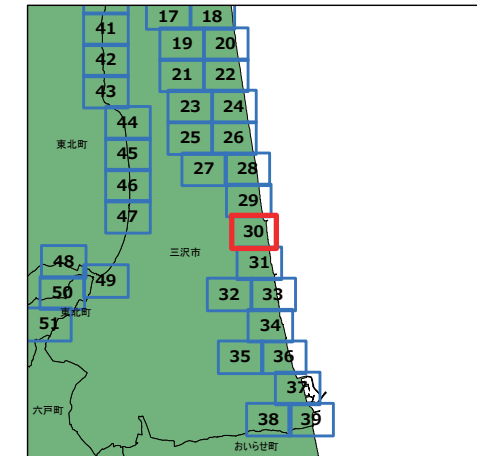
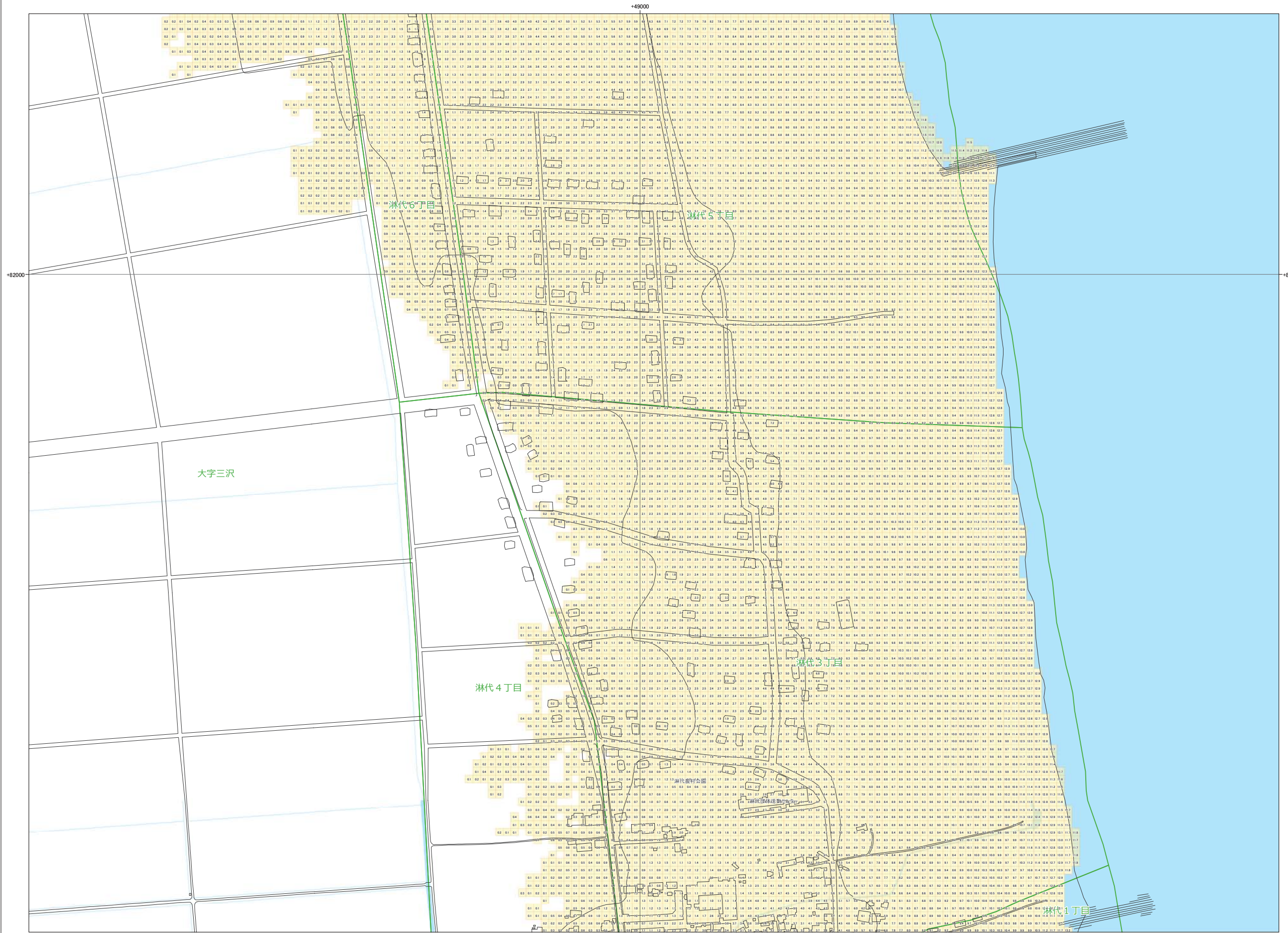
※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

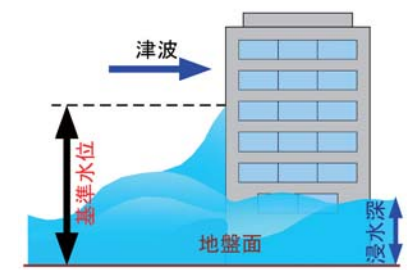
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

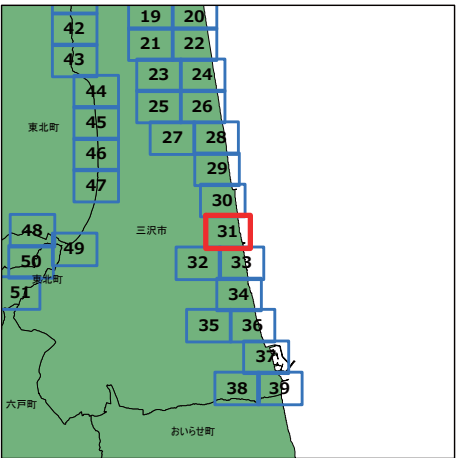
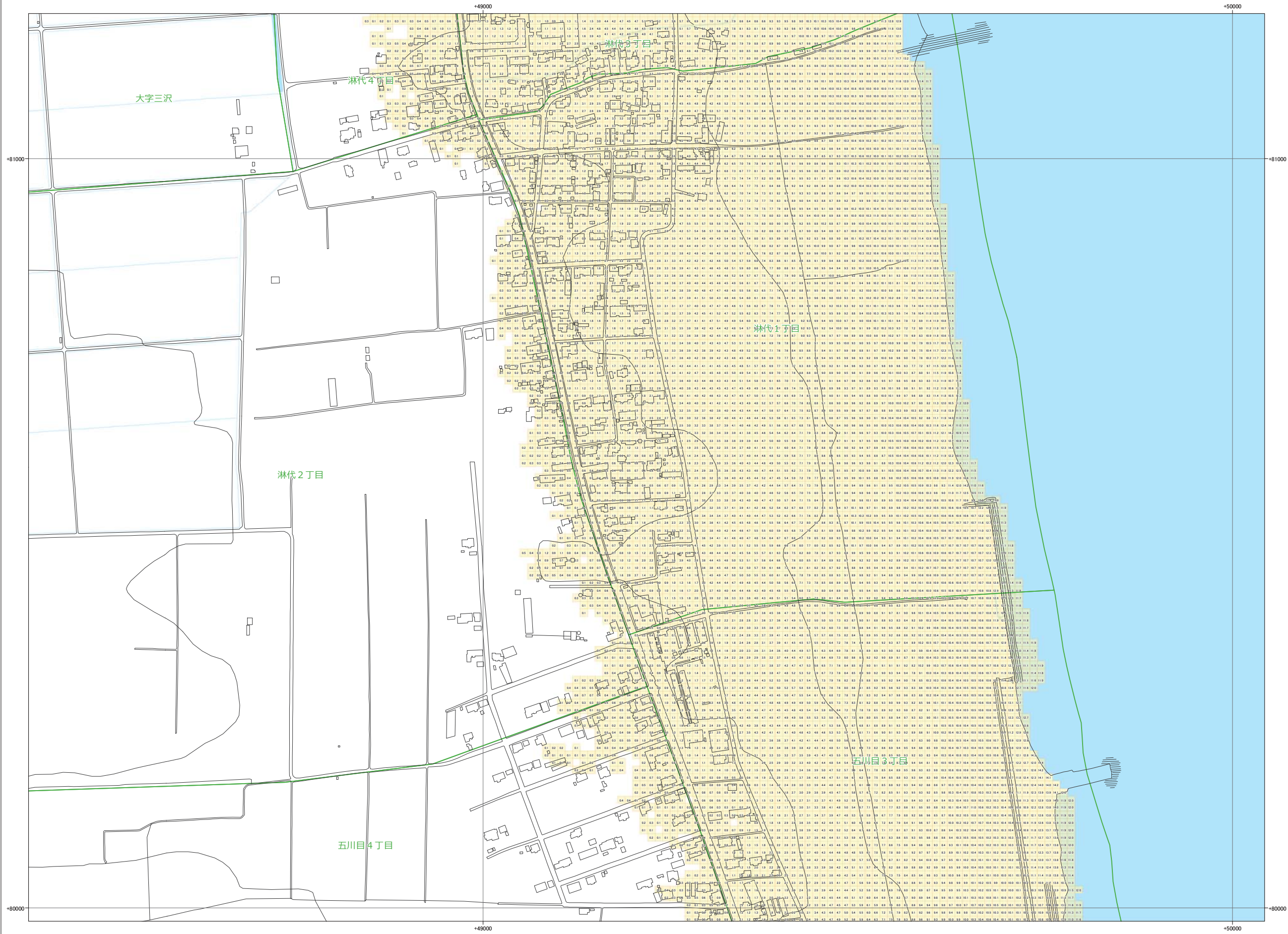
	三沢市	30 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

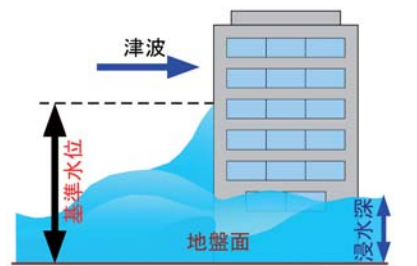
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

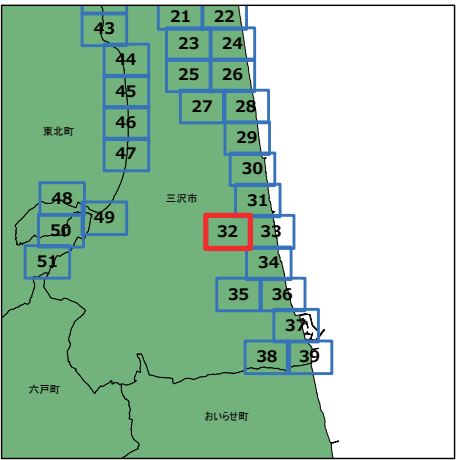
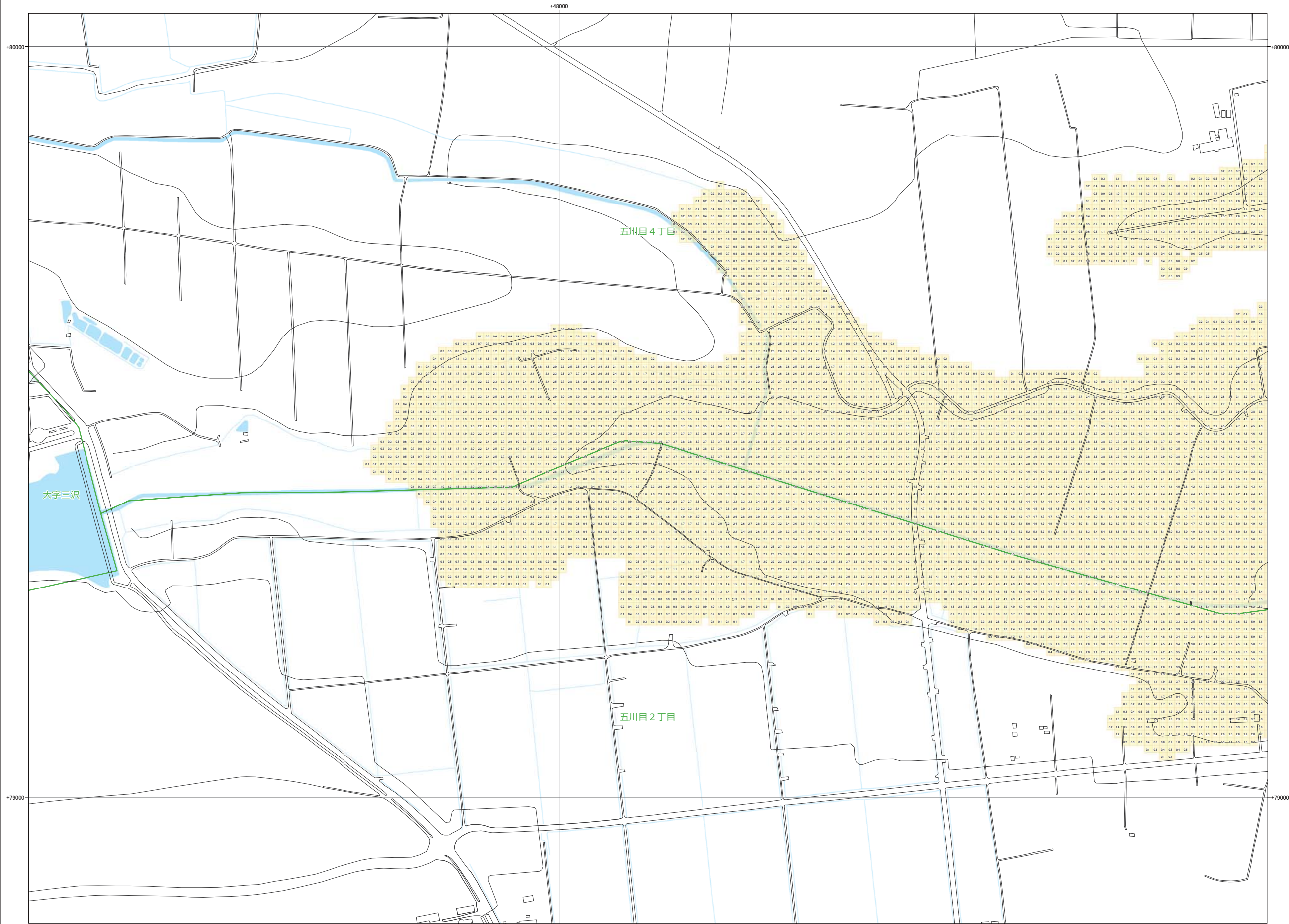
	三沢市	31 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

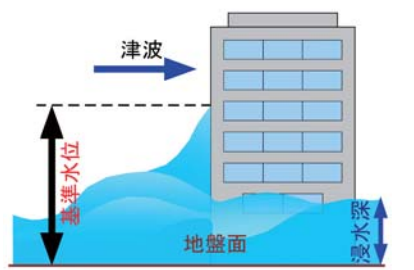
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

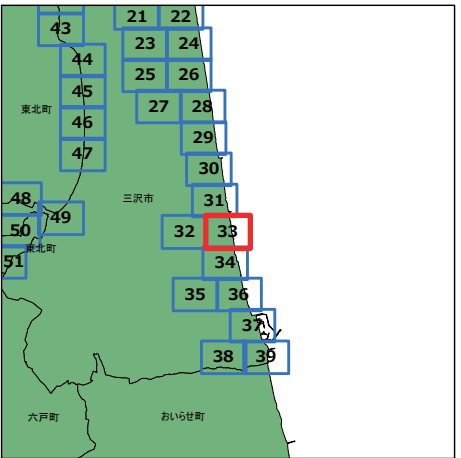
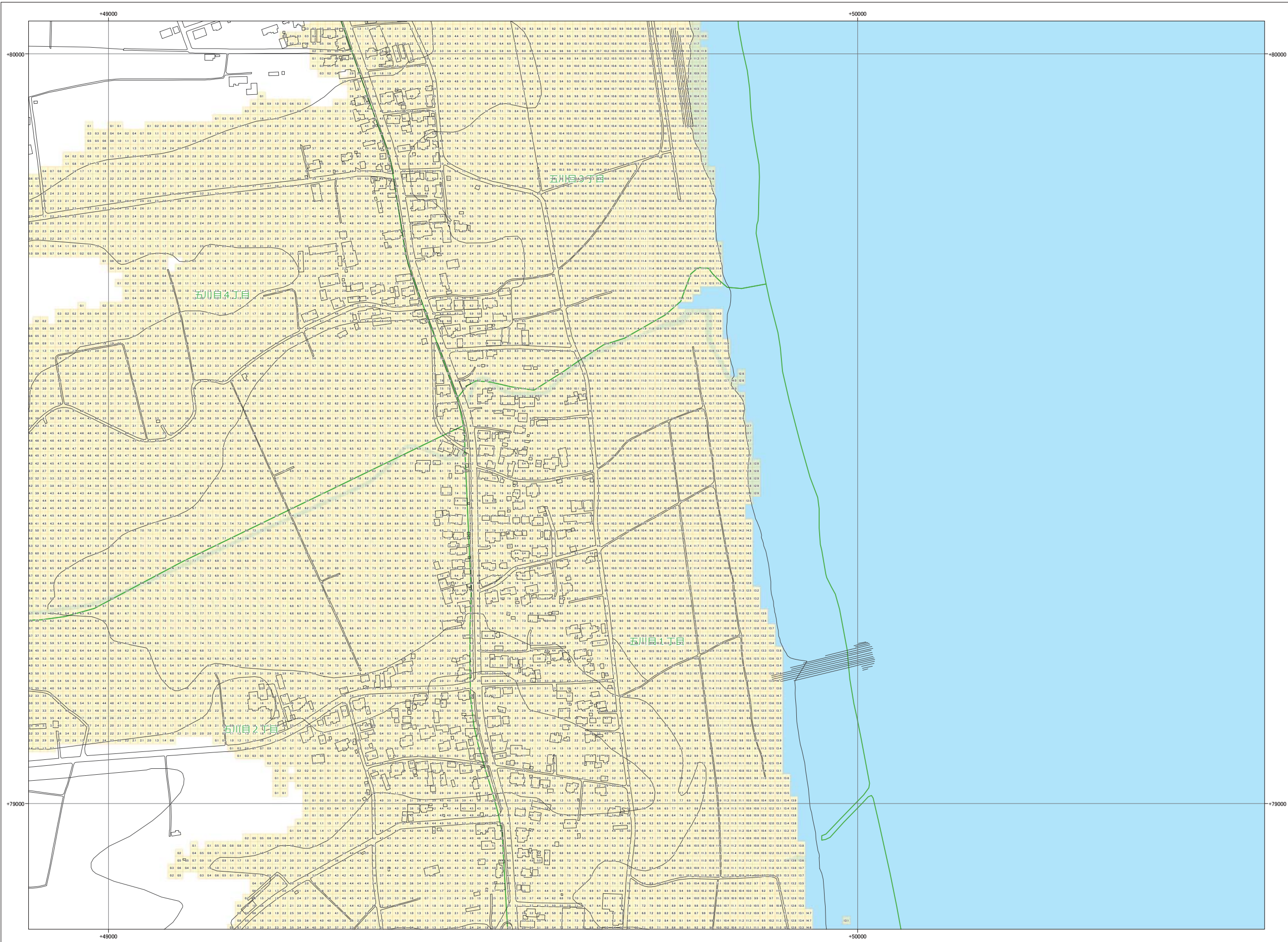
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	32 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



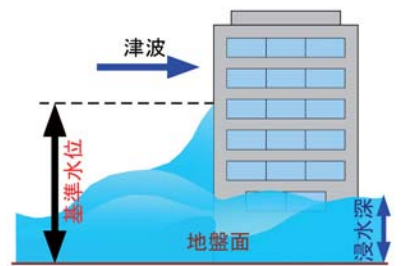
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

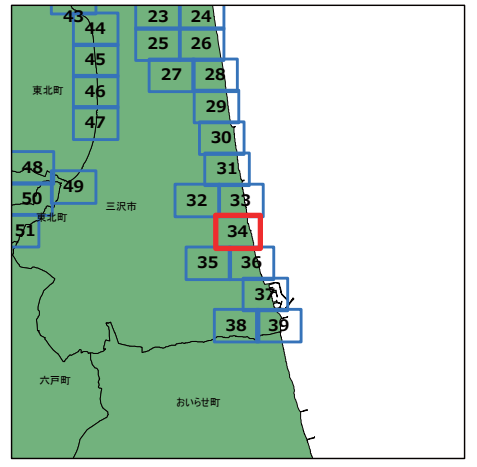
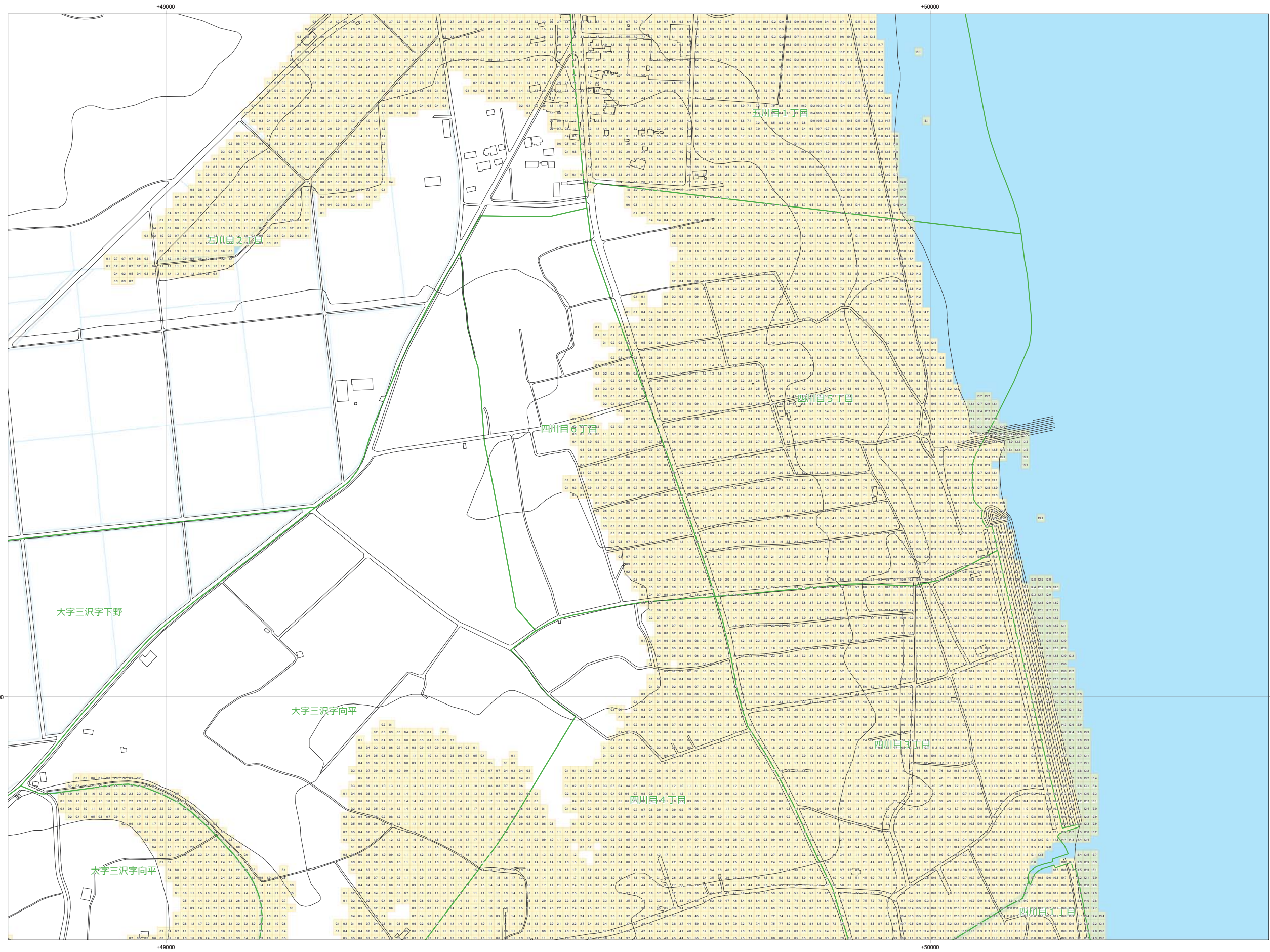
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

	三沢市	33 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	 基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界





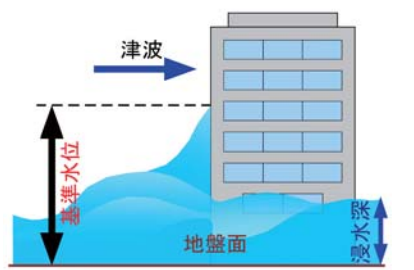
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

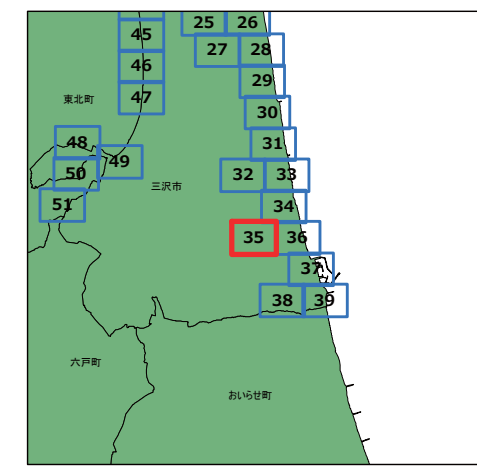
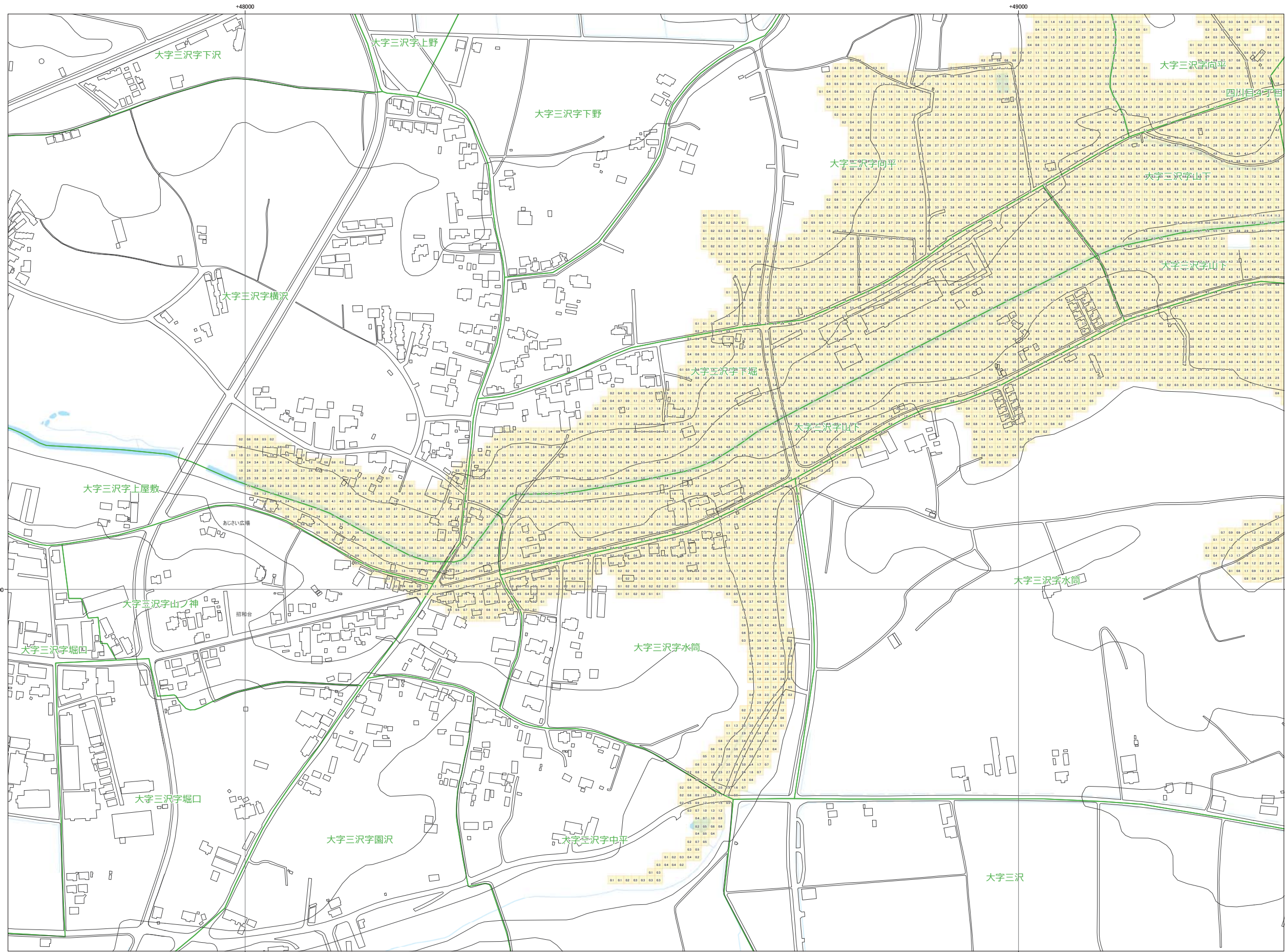
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	34 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界: 平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図: 基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認 (使用) R 3JHs 558」
 施設名称: 三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値: 世界測地系2011 平面直角座標系第X系 (単位: メートル)



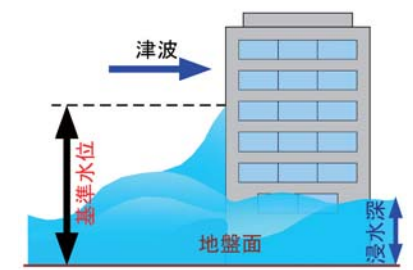
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

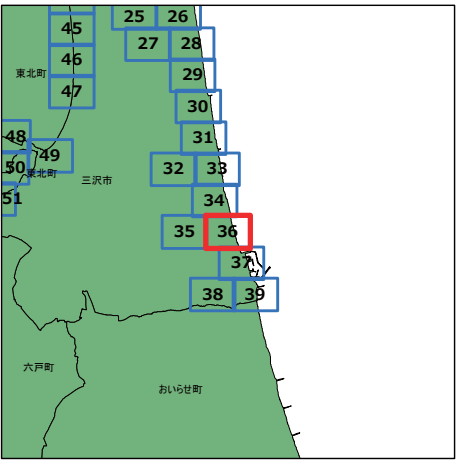
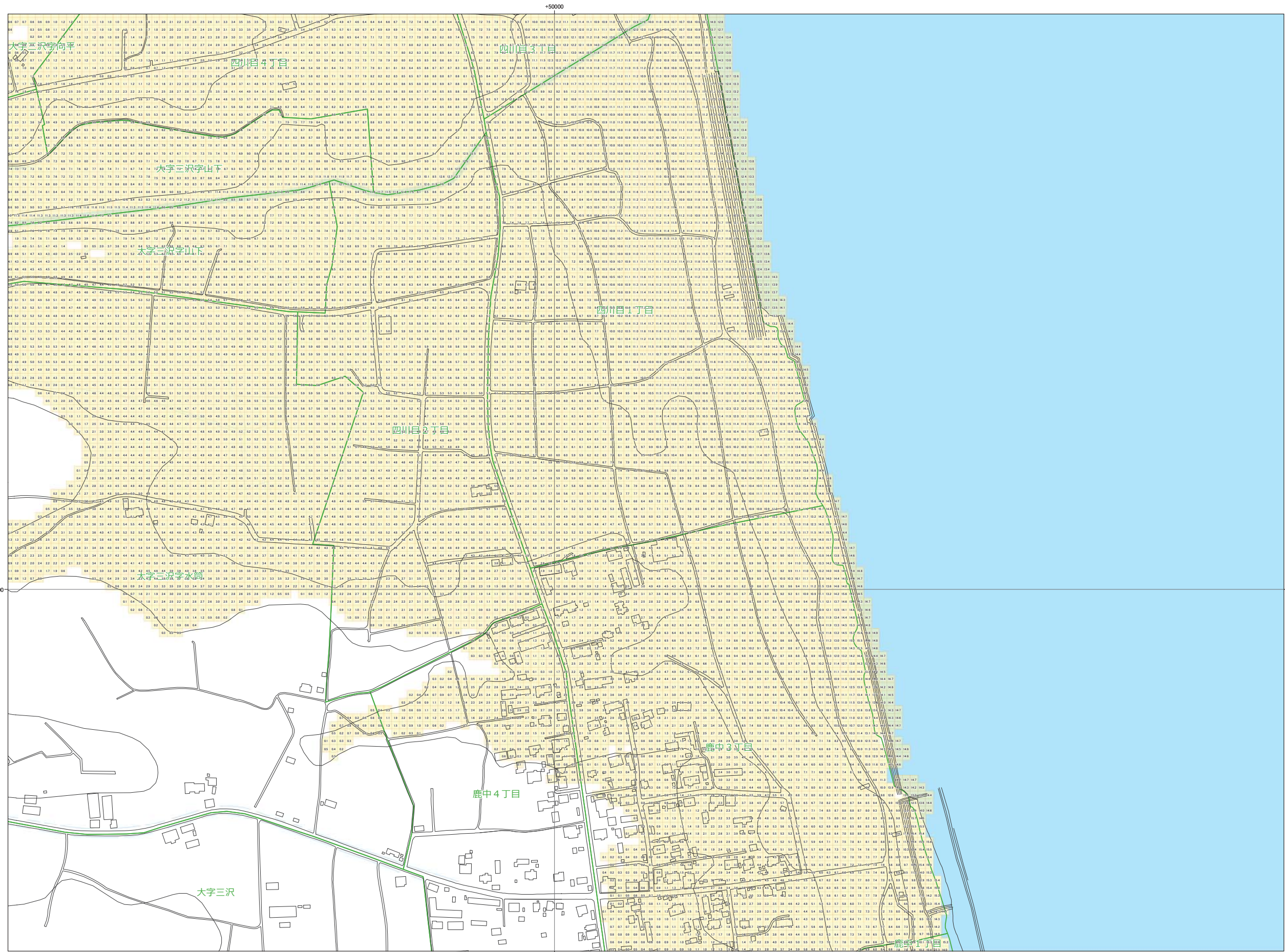
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	35 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



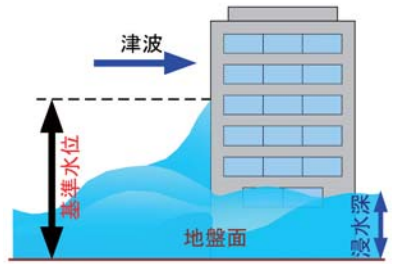
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

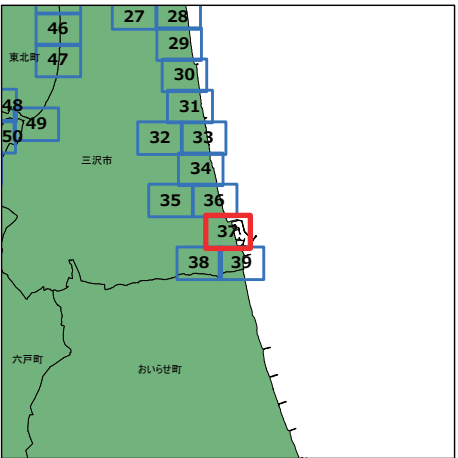
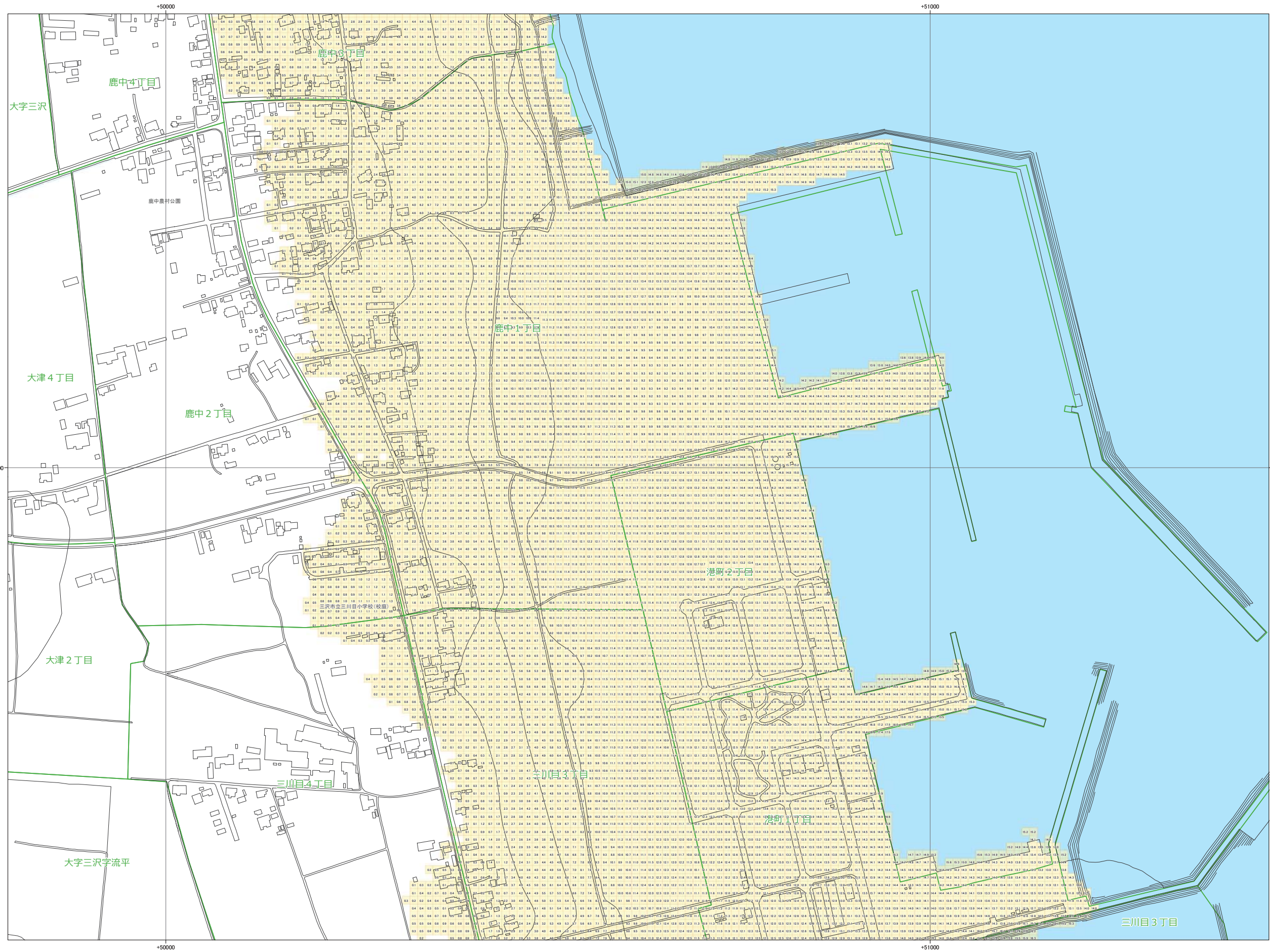
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	36 / 51	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)		市町村界	
※基準水位の記載が無い区域は、付近の基準水位を参考とすること。				



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



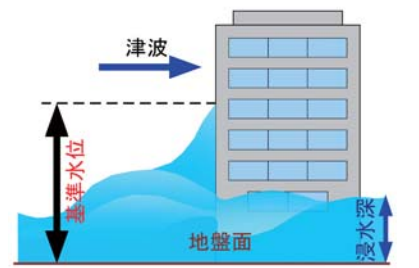
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

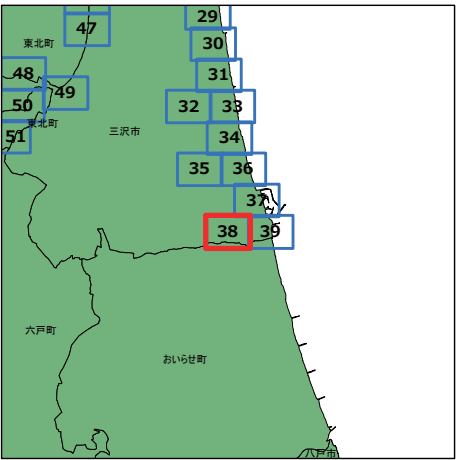
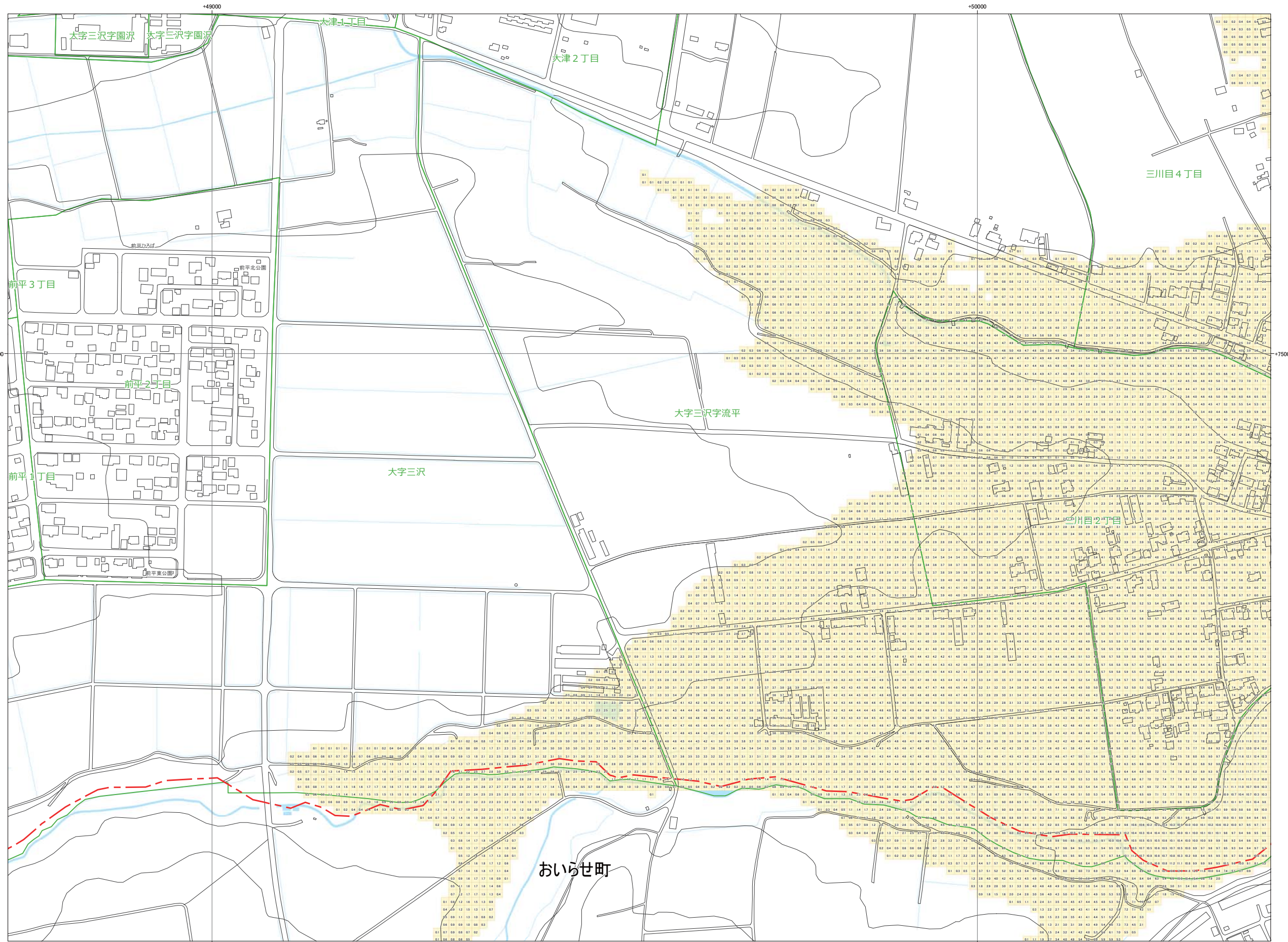
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	37 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）

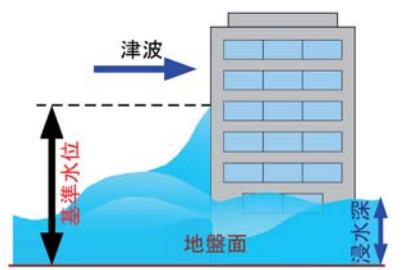


<留意事項>

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

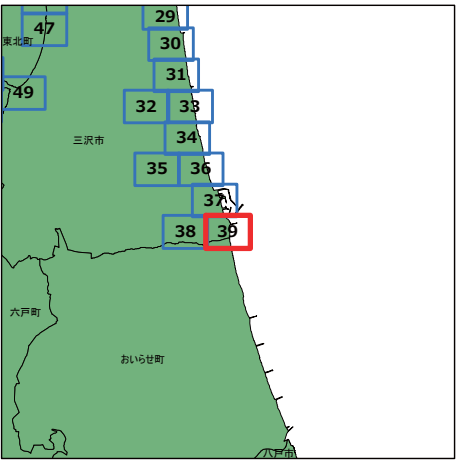
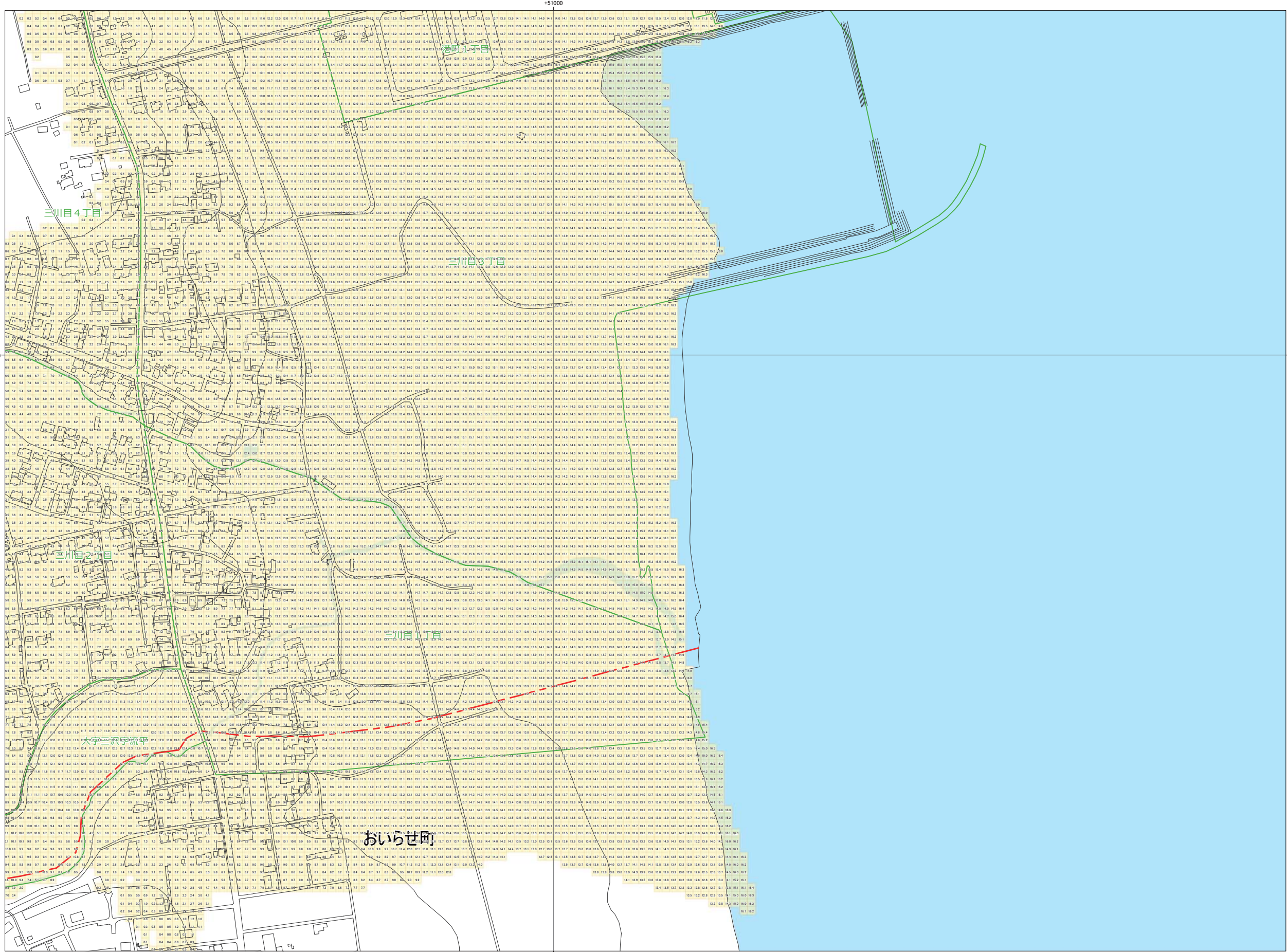
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	38 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3Jhs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

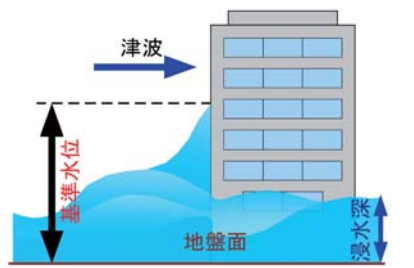
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

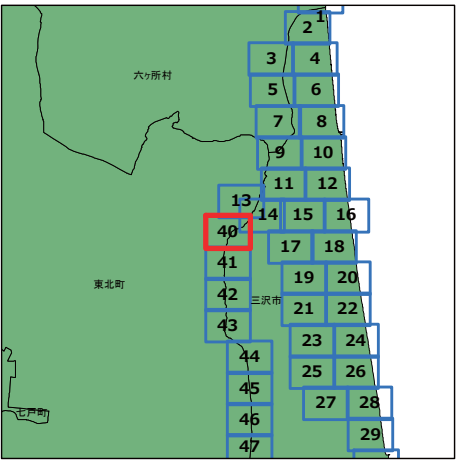
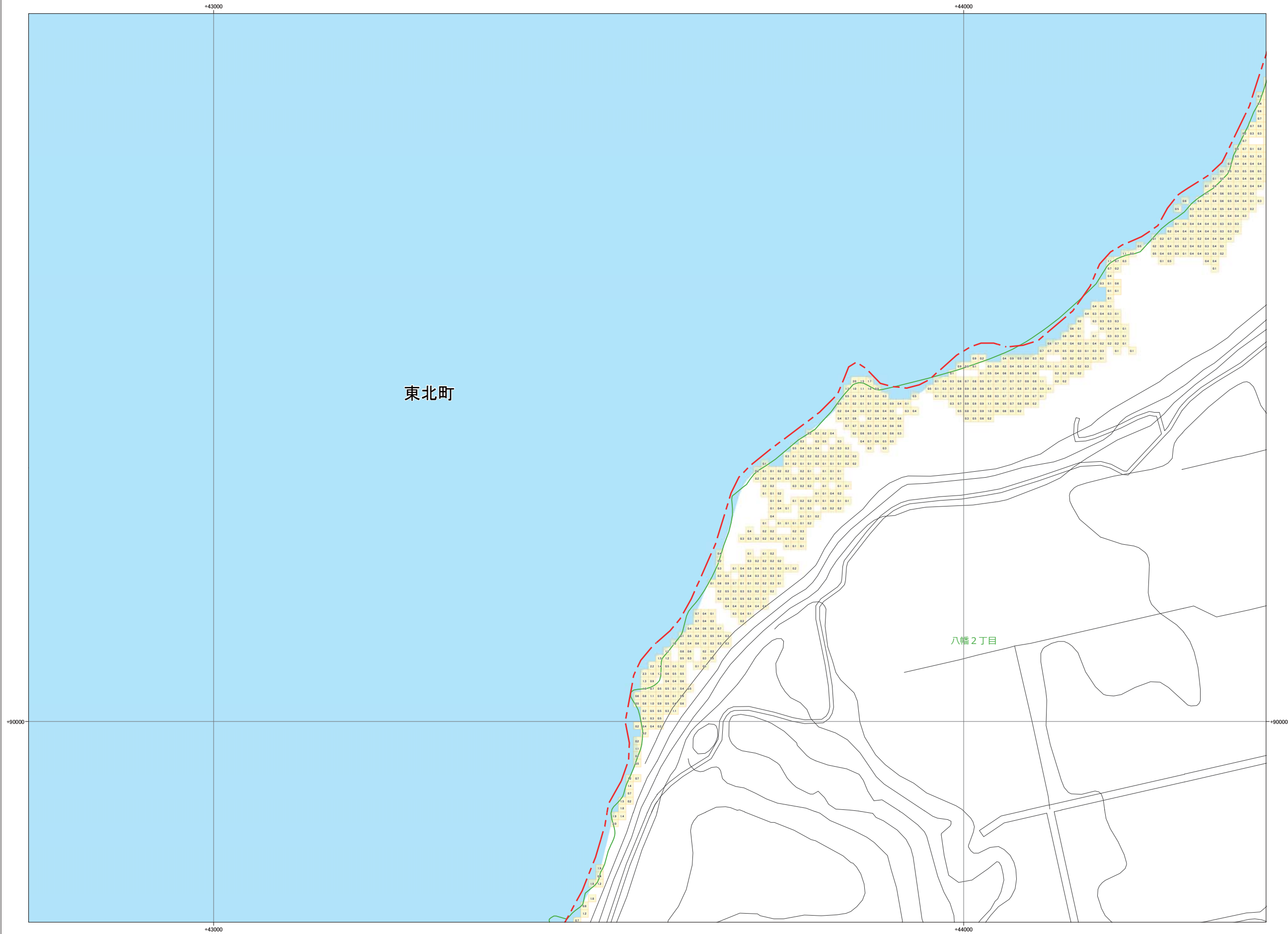
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	39 / 51	町丁・字等境界
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	 基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



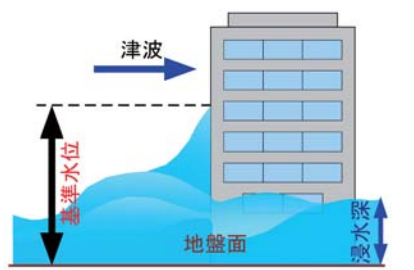
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

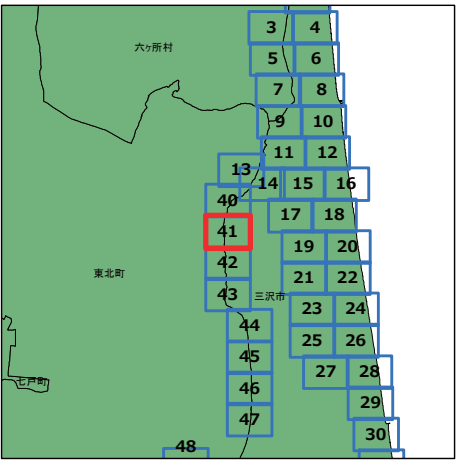
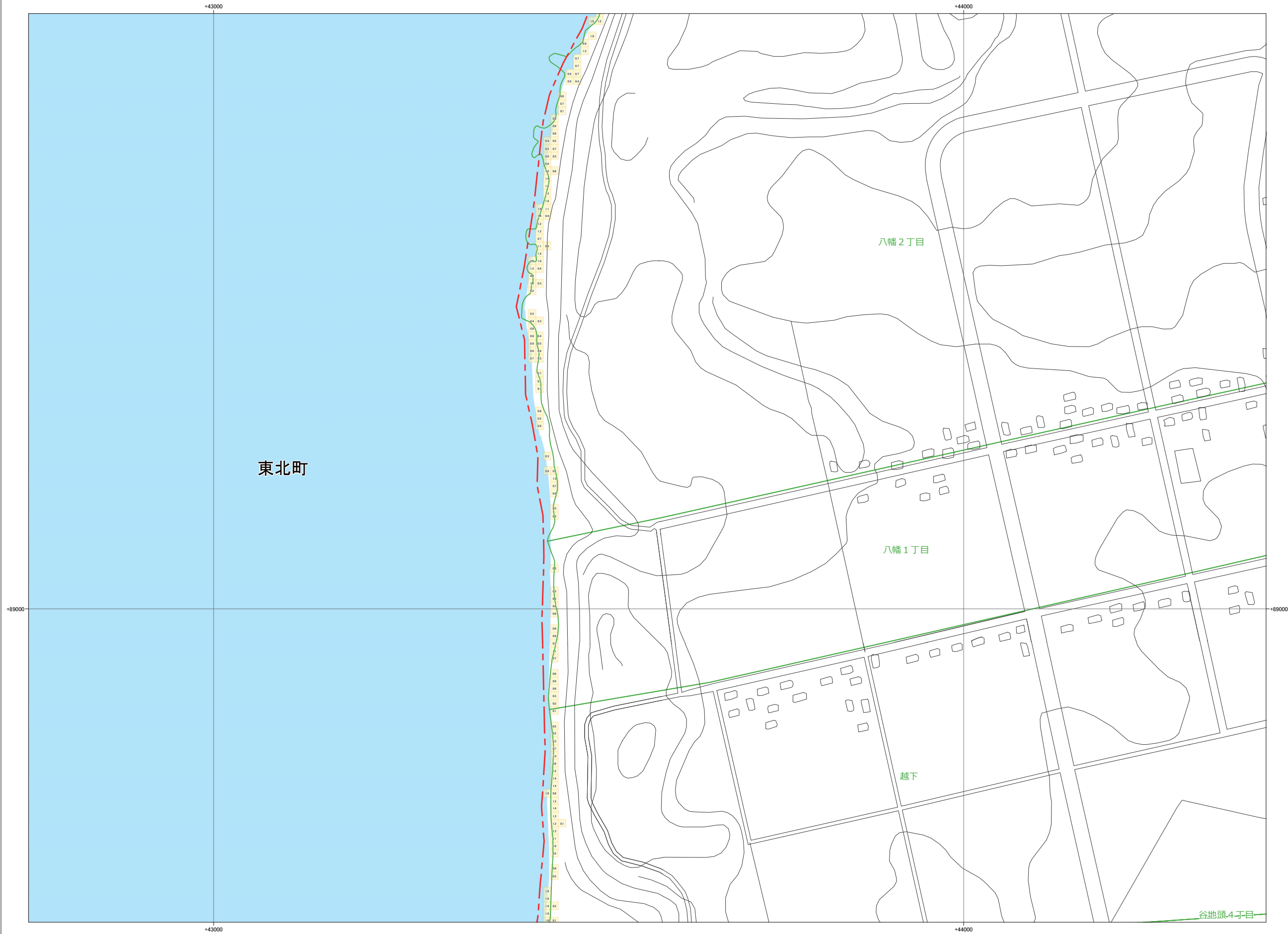
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	40 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



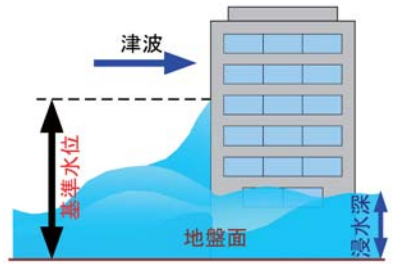
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

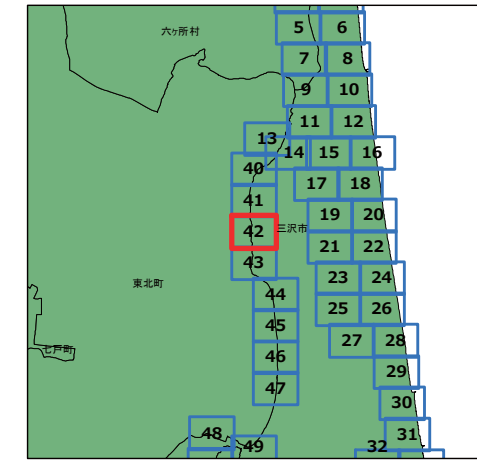
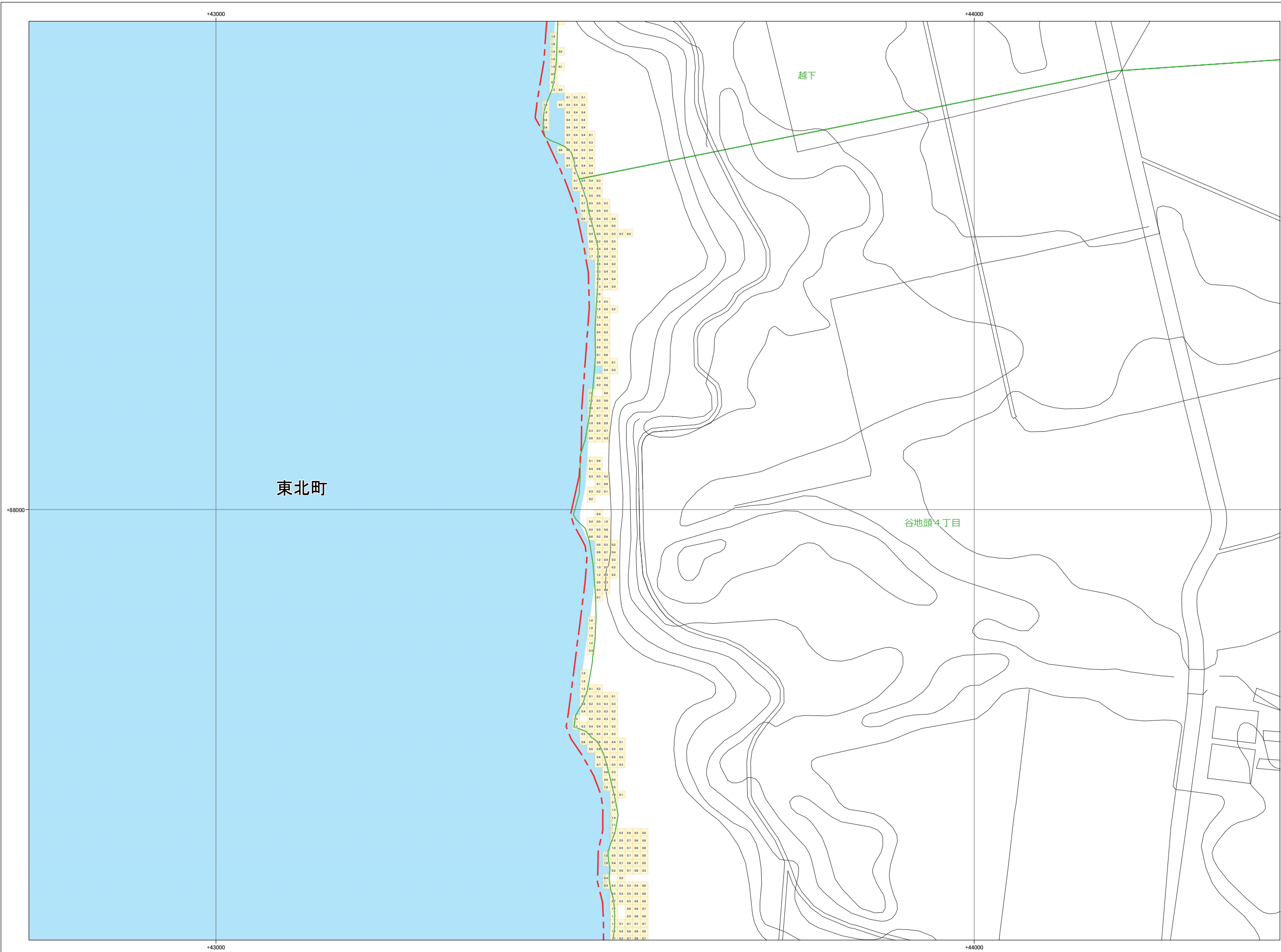
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	41 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

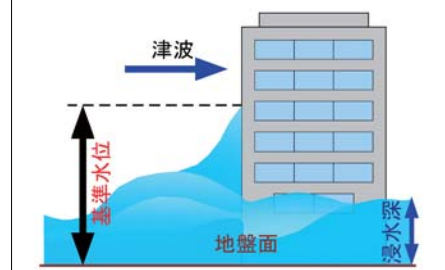
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】**
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 - 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

- 【基準水位】**
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 - 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



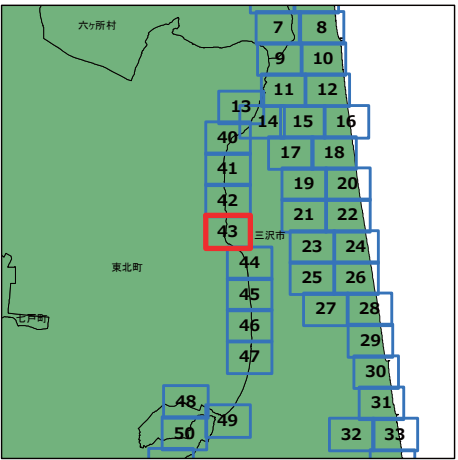
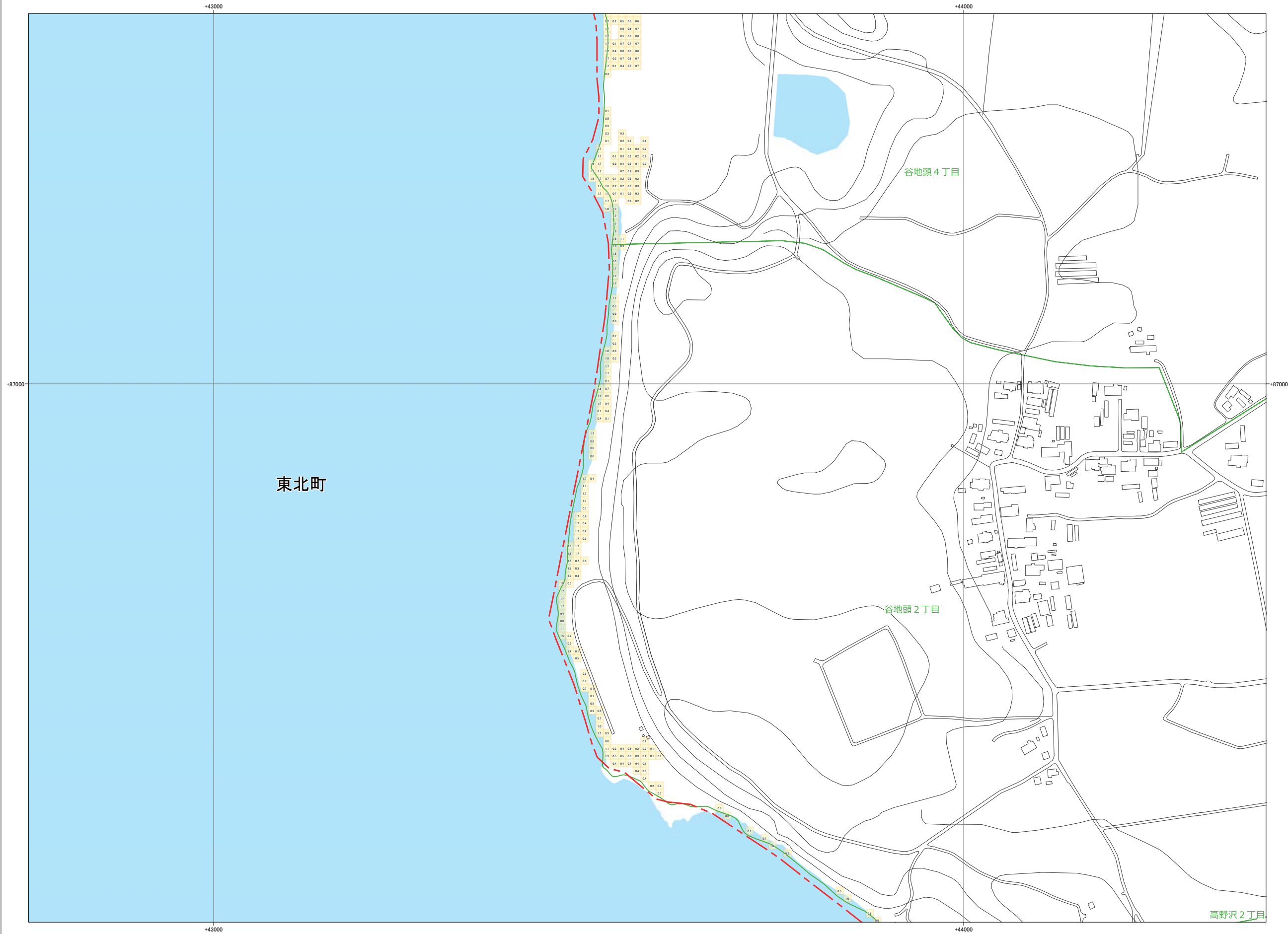
- 【地形（標高）データ】**
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】**
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	42 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

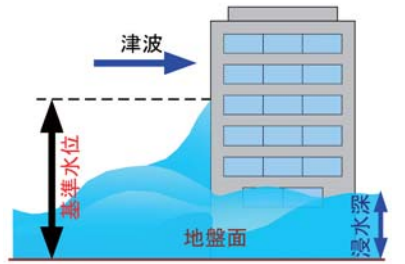
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

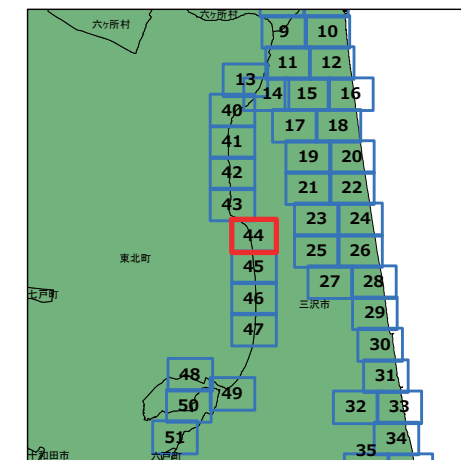
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	43 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

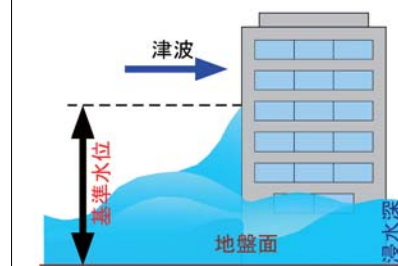
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

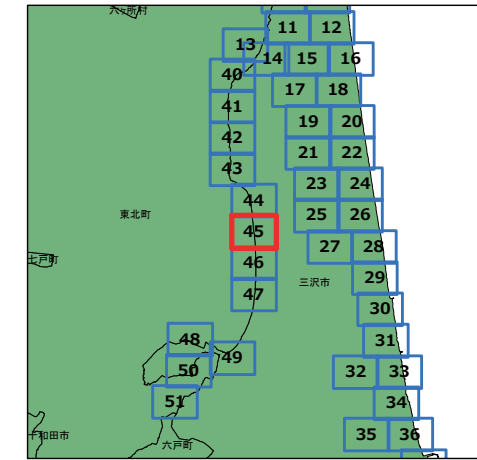
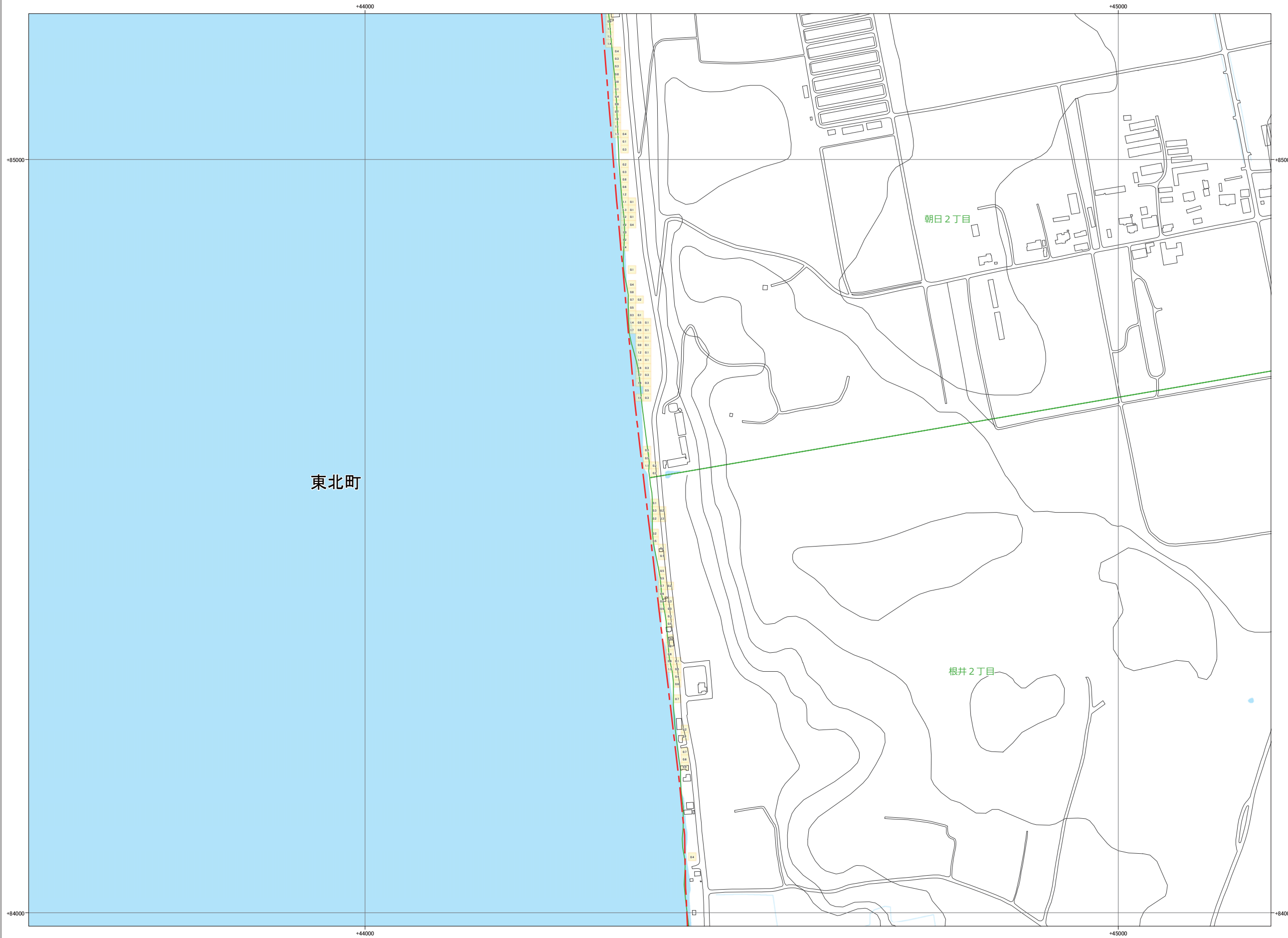
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	44 / 51	町丁・字等境界	
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	市町村界	



出典等

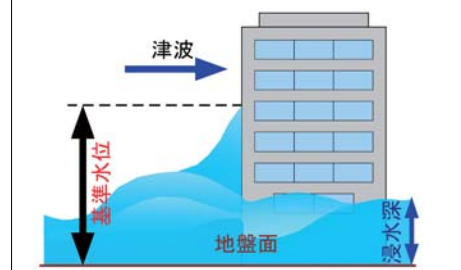
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
 （下図参照）



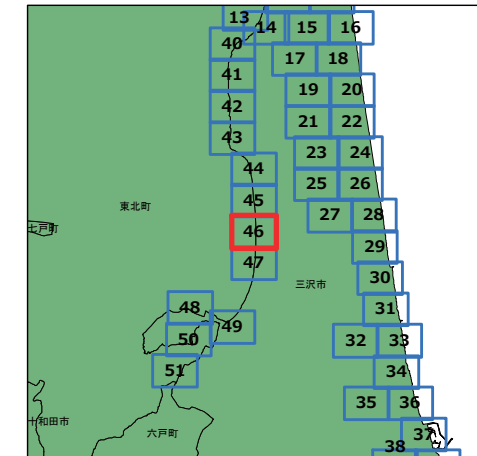
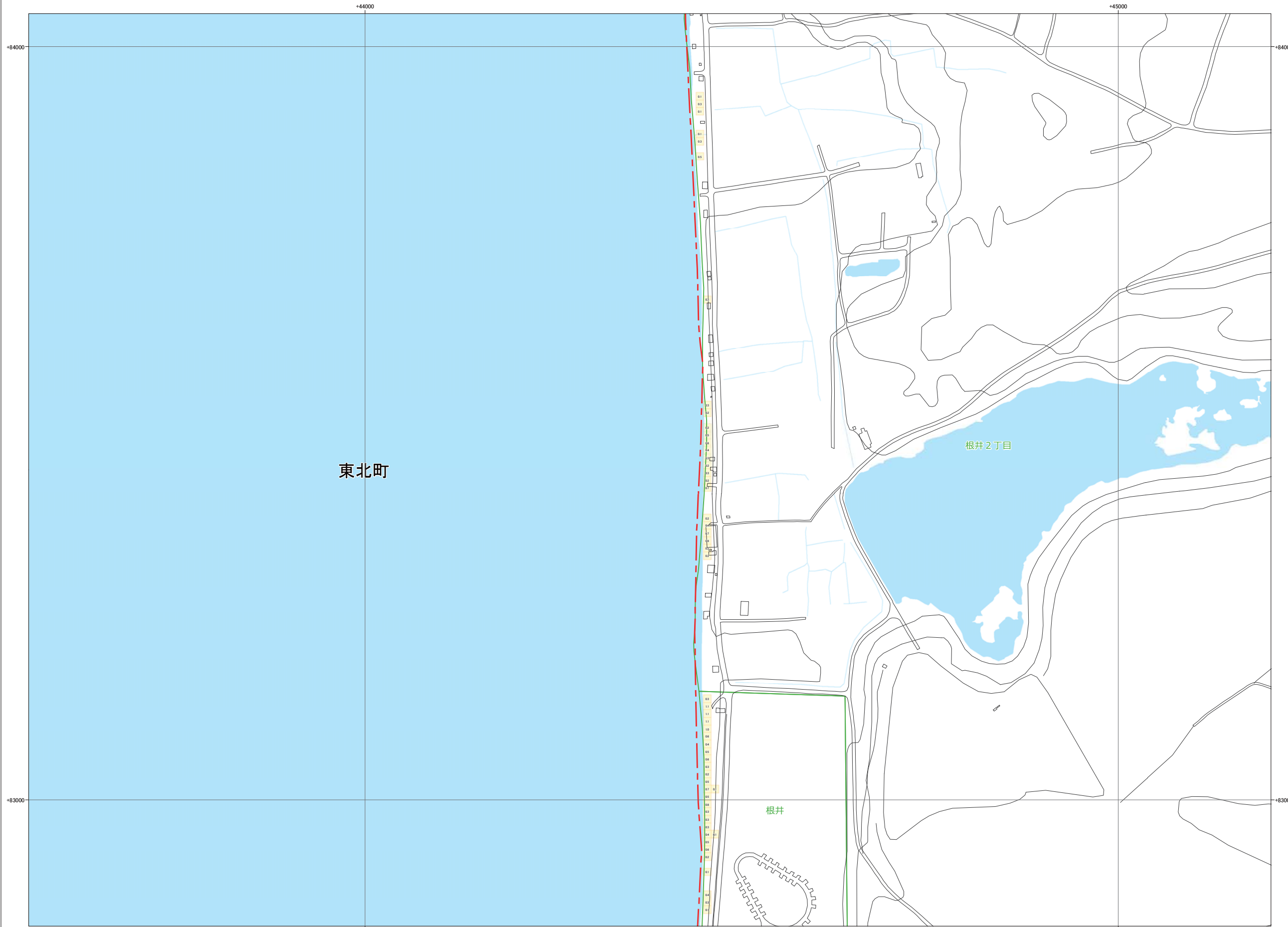
【地形（標高）データ】
 ○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
 ○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	45 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
 町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



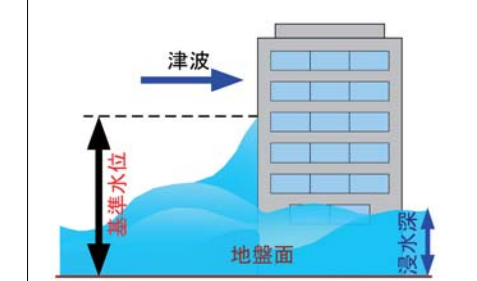
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

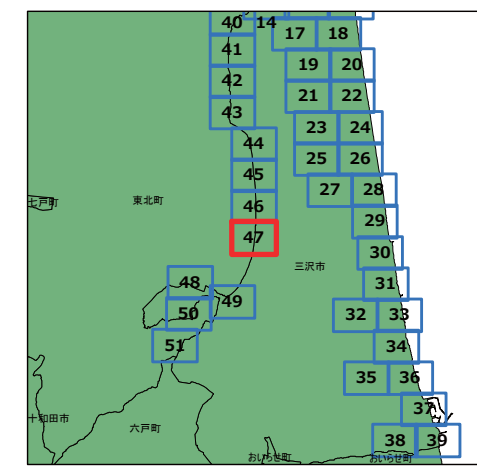
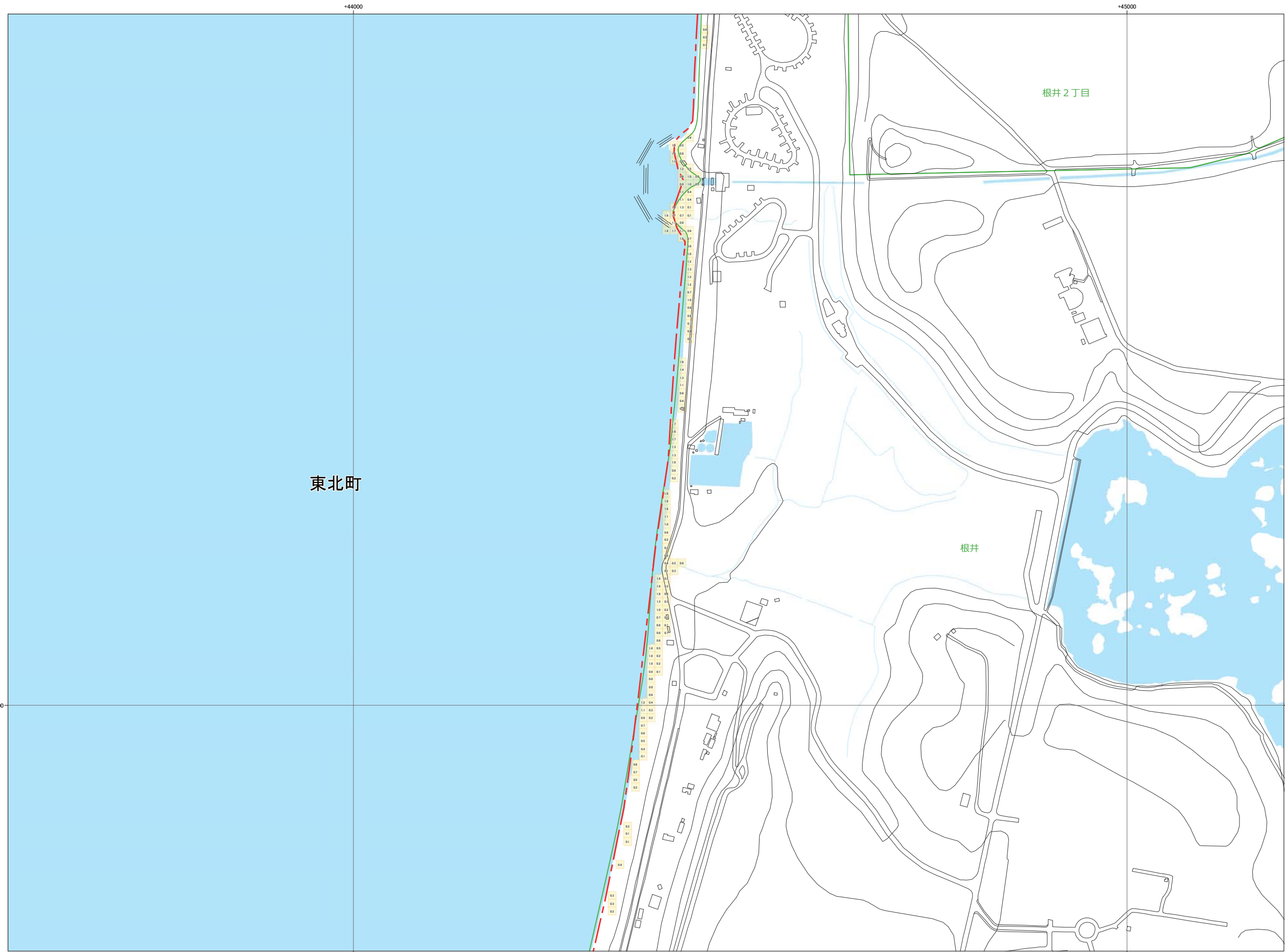
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	46 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

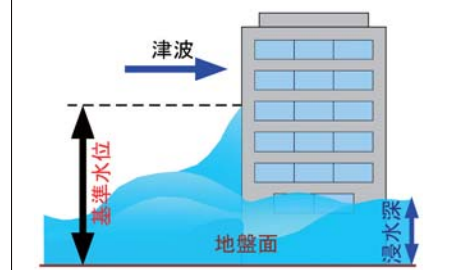
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
 （下図参照）

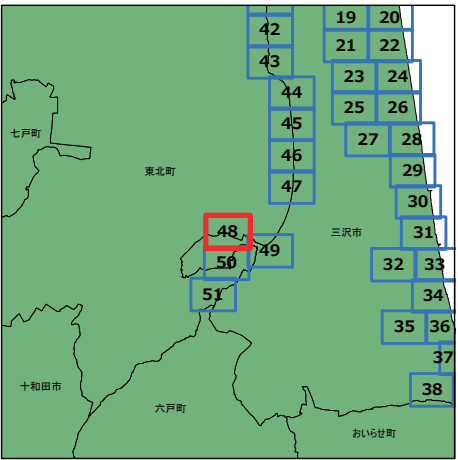
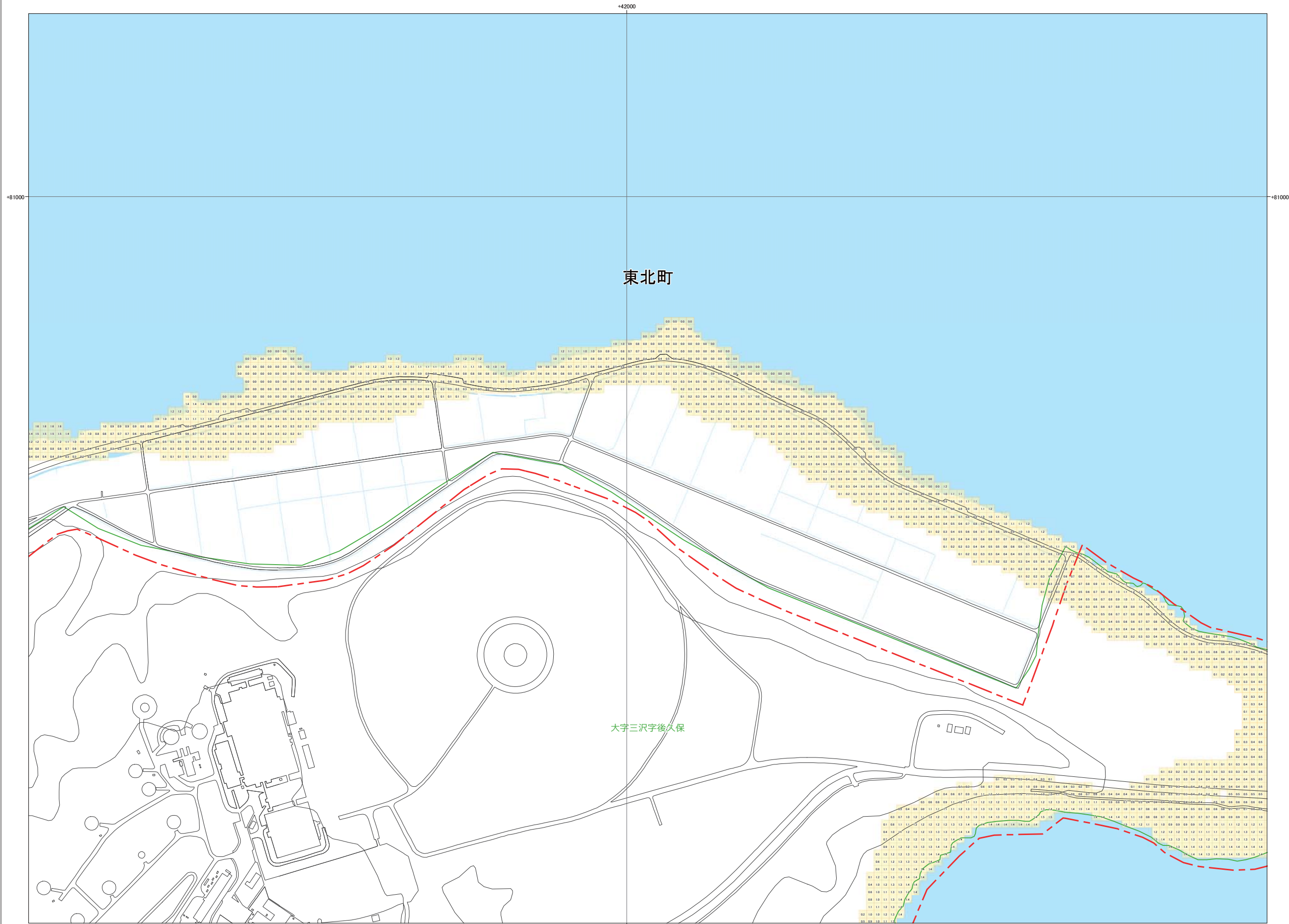


【地形（標高）データ】
 ○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
 ○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	47 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
 町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



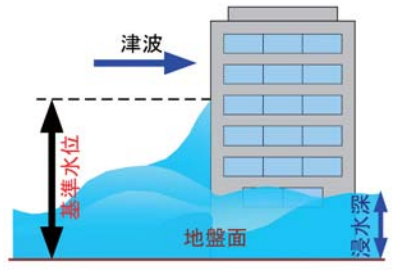
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

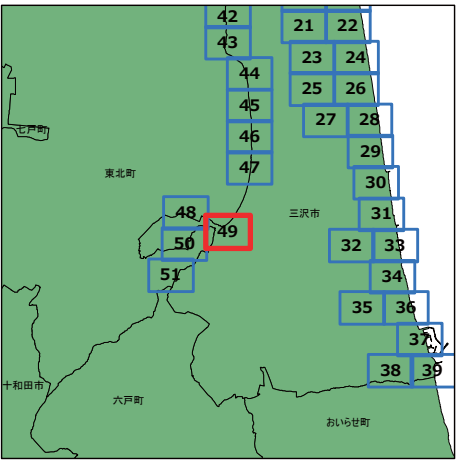
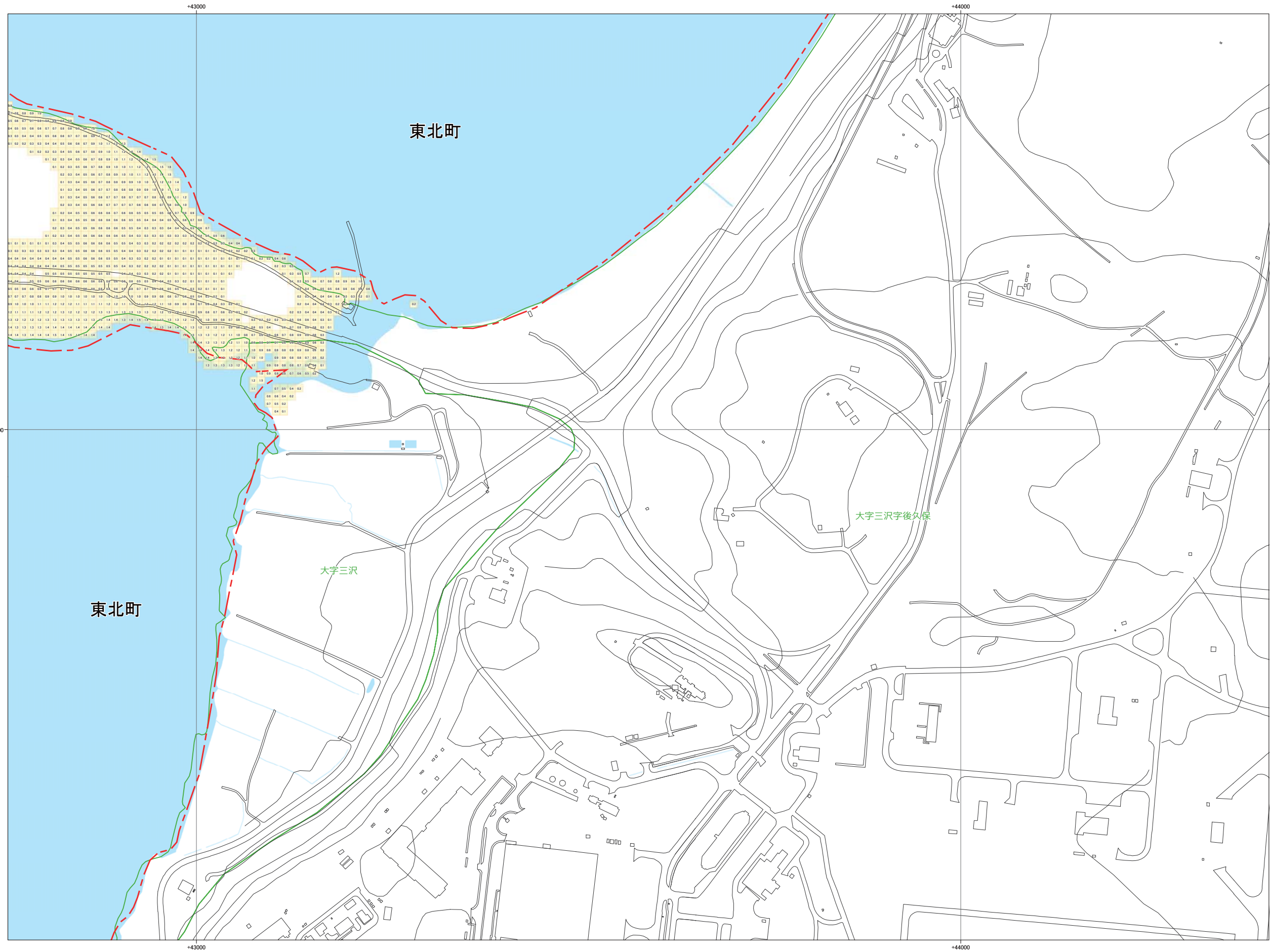
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	48 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



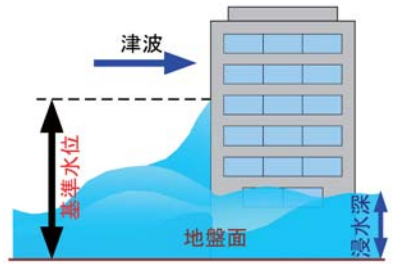
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

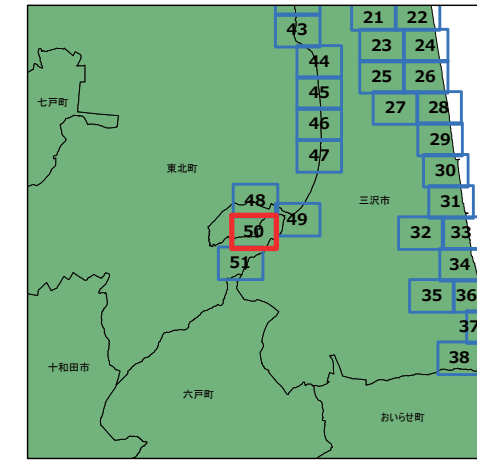
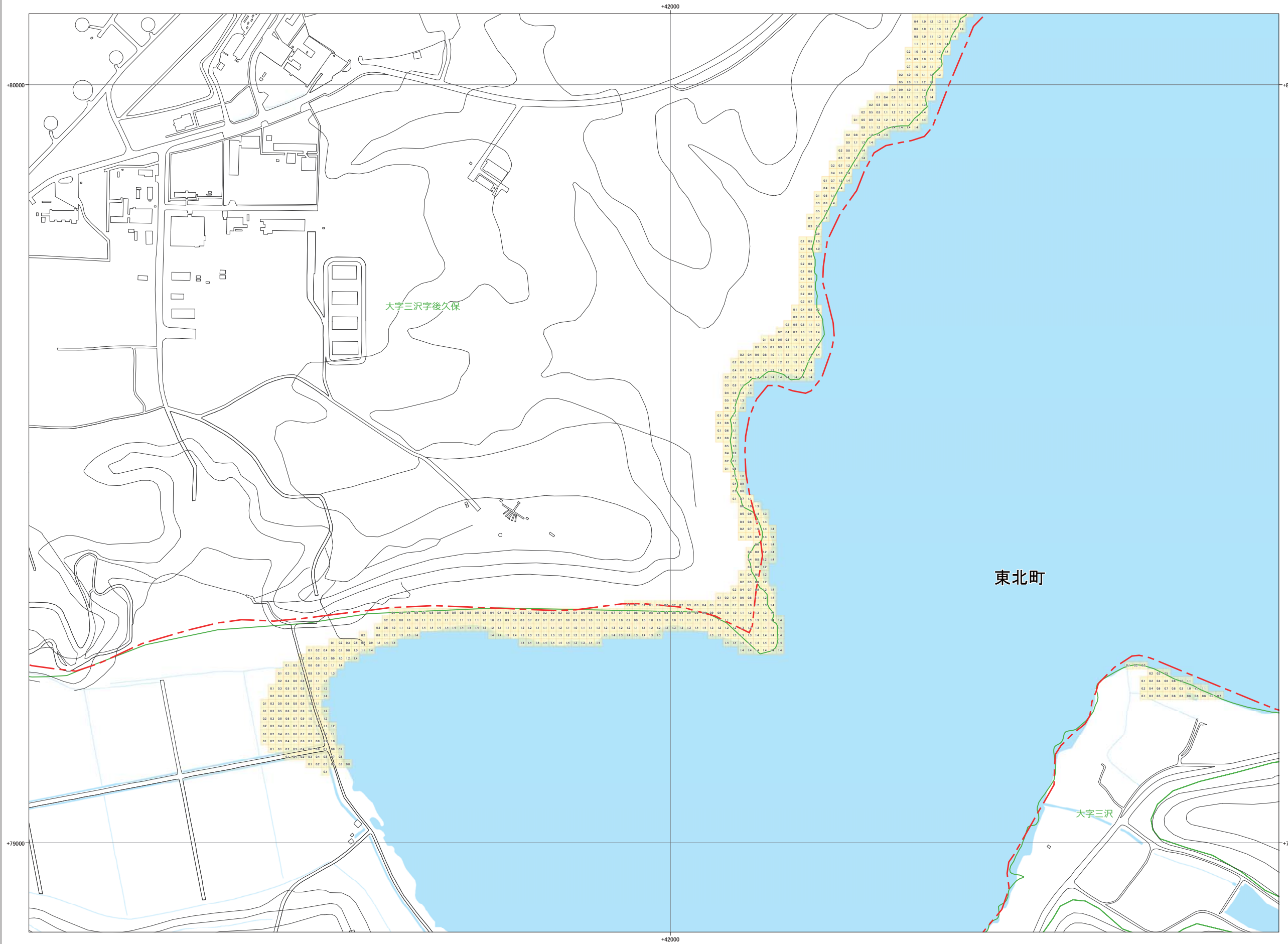
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	三沢市	49 / 51	町丁・字等境界	
	縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基準水位 (単位：メートル)</div> <small>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</small>	市町村界



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土院院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



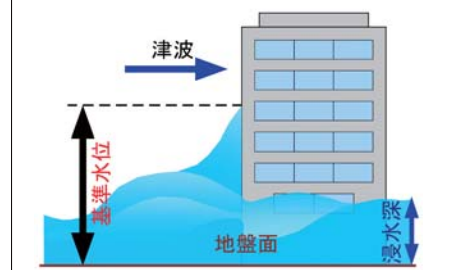
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している建造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

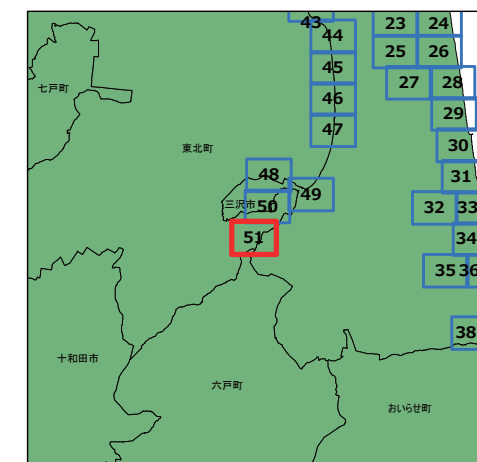
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	50 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

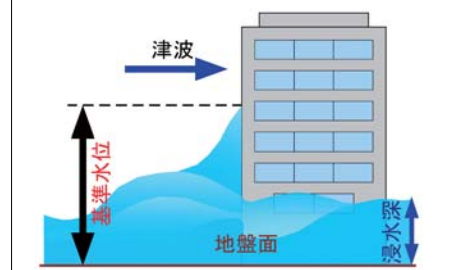
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：三沢市指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
 （下図参照）



【地形（標高）データ】
 ○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
 ○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500	三沢市	51 / 51	町丁・字等境界	
	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等	
町丁・字等境界	平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図	基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称	三沢市指定緊急避難場所
図枠外の座標値	世界測地系2011 平面直角座標系第X系（単位：メートル）